

日本財団 パラリンピック研究会

紀 要 第2号(別冊)

May 2015



日本財団パラリンピック研究会 紀要

第2号 (別冊)

2015年5月

障害のある人にとっての競技場のアクセシビリティ — 観客として, 競技者として —

目 次

第1章 はじめに	1
1-1 研究の背景と目的	1
1-2 研究の構成	2
第2章 競技場における観客としてのアクセシビリティ.....	3
2-1 研究の背景と目的	3
2-2 研究の構成	4
2-3 規定	4
2-3-1 バリアフリー法	4
2-3-2 IPC ガイド	5
2-4 観客席の種類	6
2-4-1 IPC の規定	6
2-4-2 実例	7
2-5 観客席の数	9
2-5-1 IPC の規定	9
2-5-2 実例	9
2-6 観客席の配置	11
2-6-1 IPC の規定	11
2-6-2 実例	12
2-7 サイトライン	14
2-7-1 IPC の規定	14

2-7-2	実例	15
2-7-3	車いす使用者の眼高, 頭高の検討	16
2-7-4	サイトラインの計算方法	18
2-8	情報障害への対応	20
2-8-1	IPCの規定	20
2-8-2	実例	21
2-9	避難	22
2-9-1	IPCの規定	22
2-9-2	実例	23
2-10	第2章のまとめ	24
	第2章の注	26
	第2章の文献	27
第3章	競技場における競技者としてのアクセシビリティ	28
3-1	研究の背景と目的	28
3-2	研究の構成	29
3-3	競技者へのアンケート調査	30
3-3-1	目的	30
3-3-2	方法	30
3-3-3	対象	31
3-3-4	第1次アンケート	31
3-3-4-1	質問票の内容	31
3-3-4-2	回答結果	35
3-3-4-2-1	回答者数と属性	35
3-3-4-2-2	回答内容	36
3-3-5	第2次アンケート	40
3-3-5-1	質問票の内容	40
3-3-5-2	回答結果	42
3-3-6	アンケート調査のまとめ	47
3-4	競技者へのインタビュー調査	49
3-4-1	車いすラグビー	49
3-4-1-1	車いすラグビーのルール	49
3-4-1-2	インタビューから	49

3-4-2	車いすバスケットボール	53
3-4-2-1	車いすバスケットボールのルール	53
3-4-2-2-1	インタビューから（1）	54
3-4-2-2-2	インタビューから（2）	58
3-4-3	車いすテニス	59
3-4-3-1	車いすテニスのルール	59
3-4-3-2	インタビューから	59
3-4-4	ボッチャ	63
3-4-4-1	ボッチャのルール	63
3-4-4-2	インタビューから	63
3-4-5	車いす陸上	66
3-4-5-1	車いす陸上, レーサータイプ車いすについて	66
3-4-5-2	インタビューから	67
3-4-6	ブラインドサッカー	70
3-4-6-1	ブラインドサッカーのルール	70
3-4-6-2	インタビューから	71
3-4-7	競技者に対するインタビュー調査のまとめ	72
3-5	競技場現地調査	74
3-5-1	東京都障害者総合スポーツセンター	74
3-5-1-1	施設概要	74
3-5-1-2	インタビュー記録	74
3-5-1-3	見学記録	75
3-5-2	東京都多摩障害者スポーツセンター	78
3-5-2-1	施設概要	78
3-5-2-2	インタビュー記録	78
3-5-2-3	見学記録	79
3-5-3	障害者スポーツ文化センター横浜ラポール	81
3-5-3-1	施設概要	81
3-5-3-2	インタビュー記録	82
3-5-3-3	見学記録	82
3-5-4	大阪市長居障がい者スポーツセンター	84
3-5-4-1	施設概要	84
3-5-4-2	インタビュー記録	85

3-5-4-3	見学記録	86
3-5-5	大阪市舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）	88
3-5-5-1	施設概要	88
3-5-5-2	インタビュー記録	88
3-5-5-3	見学記録	89
3-5-6	金沢市障害者高齢者体育館（金沢むつみ体育館）	91
3-5-6-1	施設概要	91
3-5-6-2	インタビュー記録	92
3-5-6-3	見学記録	93
3-5-7	いしかわ総合スポーツセンター	94
3-5-7-1	施設概要	94
3-5-7-2	インタビュー記録	95
3-5-7-3	見学記録	96
3-5-8	競技施設に対するインタビュー調査のまとめ	99
3-6	第3章のまとめ	99
3-6-1	施設整備の基本的考え方	99
3-6-2	施設整備と共に考えるべきこと	104
第3章の注		106
第3章の文献		106
第4章	研究のまとめ	108
English Summary		110
執筆者		113

障害のある人にとっての競技場のアクセシビリティ —観客として，競技者として—

川内 美彦

(東洋大学)

前田 有香

(日本財団パラリンピック研究会)

第1章 はじめに

1-1 研究の背景と目的

2013年9月7日，アルゼンチンのブエノスアイレスで開かれた第125次国際オリンピック委員会（IOC）総会において，2020年に東京で夏季オリンピック・パラリンピックが開催されることが決定された。

本研究は，日本財団パラリンピック研究会の研究内容の1つにある「2020年東京パラリンピック準備に関わるテーマの調査・研究」の一部として，競技場における障害のある人の受け入れ態勢に焦点を当てるものである。

わが国の障害者スポーツは，かつては傷病者の治療やりハビリという側面で考えられており，1964年の東京オリンピックではスポーツ選手としてやってきた海外の選手を見て，その意識と競技力の違いに驚いたという記録がある。現在ではわが国でも純粋にスポーツとして楽しむ障害のある人たちが増えているが，その人たちを受け止めるスポーツ施設は質，量ともに著しく不足している。2014年にわが国が批准した障害者権利条約では「他の者との平等」が重要な価値観とされているが，障害者スポーツについていえば，その実現までの道のりは遠いといわざるを得ない。

そのような現実の中で，2020年の東京パラリンピックは，わが国における障害者スポーツの裾野を拡大する好機となる。関心を持つ人口が増えるのと同時に，アクセスしやすい環境整備が同時に行われなければ，障害者スポーツ人口を拡大することは難しい。これまで，スポーツ施設の計画において，障害者スポーツを考慮に入れた事例は限定的であり，これでは「他の者との平等」は実現されない。

そのため，本研究ではパラリンピックで行われる競技を対象に，障害のある人が観客

として、あるいは競技者としてスポーツに参加する場合の、競技場の便利さ・不便さを調査し、東京オリンピック・パラリンピックに向けた新たな競技場の計画に対して、研究結果に基づいた提言を行う。またその過程で得られた知見をもとに、スポーツ環境におけるバリアを解消し、障害者スポーツが多くのごく普通に行えるように、地域スポーツの振興に寄与するための提言を行う。

1-2 研究の構成

オリンピック・パラリンピックに参加するにあたり、観客として参加する場合と競技者として参加する場合を想定する。第2章では観客として参加する場合の競技場のアクセシビリティについて述べる。また第3章では競技者として参加する場合の競技場のアクセシビリティについて述べる。

研究の内容、方法については各章で述べる。

第2章 競技場における観客としてのアクセシビリティ

2-1 研究の背景と目的

2014年5月に独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、JSC）は新国立競技場基本設計（案）（文2-1-1）を発表した。川内はこれに対して新聞投稿（文2-1-2）によって意見表明を行った。

建築物のアクセシビリティについては、わが国では高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）に規定があり、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下、設計標準）がその具体策について述べている。本稿で対象とする競技場については、整備への努力義務が求められる特定建築物として「体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場」（文2-1-3）という規定があり、また2000m²以上の場合に整備が義務付けられる特別特定建築物として「体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場」という規定がある。

私の視点

東洋大学教授 川内 美彦
 (ユニバーサル・デザイン)



2020年6月14日 朝日新聞
 川内 美彦

車いす席数も質も不十分

2020年の東京五輪・パラリンピックの中心会場となる新国立競技場の基本設計案を、日本スポーツ振興センターが5月に公表したが、障害のある人たちへの対応は、まだまだだ。

昨年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、今年に入って「障害者の権利に関する条約」も批准された。「他の者との平等」が強調されており、スポーツ施設でも、障害のある人たちに他の観客と同等の観戦経験を提供できるようにすることが必要だ。

ここでは車いす席について論じたい。旧国立競技場では第2コナーと第3コナーに計40席分の車いすスペースがあっただけで、正面で見ると選択肢はなかった。教も5万人余の収容人数に比べれば0・1%にも満たない。

新施設を造るにあたっては、車いす使用者に安心して「他の観客と同等」の観戦経験を提供するため、スタジアムのさまざまな場所を席を選べるようにすること、同伴者と並んで楽しめるようにすることを提案したい。もちろん、たとえ前の人立ち上りが見えなくても、視線の確保も大事だ。

だが、公表された新国立競技場の基本設計案によると、車いすスペースは1階のトラックのカーブ部分、サッカーの場合はゴールの

うしろ部分に計画されているだけで、正面など直線部分にはない。また2階や3階には車いすスペースそのものがない。同伴者の分は「介助席」と表現されたものが掲載されているが、「介助者」と想定すること自体が「同伴者とスポーツを楽しむ」という発想とは異なるものだ。また、視線の確保については言及されていない。12年のロンドン大会のスタジアムではこうしたことが当然のように整備されていた。

国際パラリンピック委員会（IPC）は、車いす席を全座席に対してオリリンピック時に0・75%、パラリンピック時に1・1・2%設置するように求めている。だが基本設計案では8万人収容の規模でありながら120席から4000席と、まったく足りない。

基本設計案段階の新国立競技場は、残念ながらユニバーサル計画でうたう「日本の顔にあざわしいスタジアムとして、世界中の誰もが利用しやすい、試合やイベント等を満喫できる」という理念からは遠いものだ。

観客として、競技者として、世界中からさまざまな人が集まるこの機会に、東京大会の2回前にあたるロンドン大会でのレベルを下回る競技場ができることしたら、それは「日本の顔にあざわしいスタジアム」と言えるのだろうか。

しかしバリアフリー法で整備が求められるのは、建築物特定施設（文2-1-4）として定められた出入口、廊下、階段といった10種類の部分であり、観覧席はバリアフリー法上の特定施設になっていない（注2-1-1）。したがって川内投稿で論点としている国立競技場の観客席のアクセシビリティについては、わが国では法の関知しない部分である。

一方で、国際パラリンピック委員会（International Paralympic Committee。以下、IPC）は独自のアクセシビリティガイドラインである「Accessibility Guide An Inclusive Approach to the Olympic & Paralympic Games」（以下、IPCガイド）（文2-1-5）を作成しており、これがパラリンピックで用いられる競技場のアクセシビリティを規定している。

川内投稿はこのIPCガイドを念頭に置きながら新国立競技場基本設計（案）についての意見を述べたものだが、この第2章では観客として参加する場合の競技場のアクセシビリティについて、特に観客席に焦点を当てて、そのあるべき姿を検討する。

2-2 研究の構成

観客席のアクセシビリティを論じる際に注目すべき点として、アクセシブルな席とはどのような席なのか、その席の数はどれほどが必要なのか、その席はどう配置すべきなのか、そこでは観客にどのような体験を提供すべきなのかについてとり上げる。これらのいずれもが、わが国ではIPCの求めるレベルから著しく遅れており、まったくその発想さえないものもある。

そこでわが国のバリアフリー法とIPCガイドを比較しつつ、アクセシブルな席のあるべき姿を論じ、わが国のアクセシビリティに関する法や規定の向上を目指したい。

2-3 規定

2-3-1 バリアフリー法

バリアフリー法には、後述するサイトラインや席の分散といった、観客席のアクセシビリティについての発想がそもそも存在しない。これらについて文2-3-1-1では、2001年にすでに報告しており、障害のある当事者の団体は2002年に開催された日韓ワールドカップに際して、試合会場として使われた競技場のアクセシビリティ調査を行っているが、それらが法に反映されることはなかった。

2014年にわが国は障害者権利条約（注2-3-1-1）を批准した。その骨格となる考え方は、

「他の者との平等」である。すなわち、この条約の考え方の基本は、障害のある人も他の人たちと同様の機会を得ることができ、同等な経験をすることができる状態を作り出すことにある。これをバリアフリー法に適用するならば、障害のある人も観客の一員として、他の観客と同等に競技を楽しむことができるようにすることこそ、アクセシビリティにおける環境整備の目的であるはずで、残念ながら現行のバリアフリー法には、そのような視点が欠落していると言わざるを得ない。

バリアフリー法は既存の法律であり、障害者権利条約に一致させるには時間が必要だという事情は理解できるが、その施設において最も重要な機能に関してのアクセシビリティが担保されていないという点に関しては、この法律の制定目的についての疑問を抱かざるを得ない。

2-3-2 IPC ガイド

現行の IPC ガイドは2013年6月版で、以下の2つの役割を担っている。

- ・オリンピック・パラリンピック大会で、会場設計やサービスの計画において開催都市が持つ、包括的な基準へのニーズに応える。さらに、パラリンピック大会におけるさらに厳しい要求にも応える。
- ・世界から来る観客への、アクセシビリティに関する世界的なベンチマーク（基準）を作る。

さらに IPC ガイドでは、その趣旨について以下のように述べている。

- ・IPC ガイドの作成は、インクルーシブな大会を実施するために準備しておくべき施設やサービスについての理念を IPC が掲げ、好事例を共有し、技術的ガイドラインを確立するための重要なステップである。
- ・真にインクルーシブな大会のために、試行錯誤の末に得られた好事例に基づいた専門的な指導と詳細な技術的情報を提供する。

また IPC ガイドは「人権としてのアクセス」という基本理念をうたっており、「アクセスは基本的人権であり、社会的公正の基本である。社会的公正とは、人を個人として受け入れることであり、社会生活に完全に参加するための公平で平等な機会へのアクセスに関することである」と述べている。

IPC ガイドは、単なる競技施設に関する技術基準ではない。

IPC ガイドはその使命として、「このガイドは、アクセシビリティやインクルージョンについて関わることで、競技や大会後の計画にすべての関係者が完全参加することを実現する」と述べているが、このことから、IPC ガイドが、アクセシビリティを実現することを通じてすべての人の完全参加を実現したいという強い理念を持っていることがわかる。

そしてそのために、単に競技施設の物的アクセスだけではなく、ホテル等の宿泊施設、刊行物やコミュニケーション、輸送手段といった、競技場の外の整備についても言及している。さらには、接遇、障害についての意識改革、アクセシビリティ整備に関する計画の立て方、メンテや警備といった管理運営について、都市の交通や公共施設のインフラ、教育、雇用といった、大会を開く都市の社会構造そのものにまで踏み込んだ事項についても記述している。

本稿では、このように広範な領域をカバーする IPC ガイドの中から特に競技場の観客席に絞り込んで要点を拾い上げるが、その限られた部分においても、同ガイドの重要な理念であるインクルージョンや完全参加という価値観が通底していることを明確に感じとることができる。

2-4 観客席の種類

2-4-1 IPC の規定

わが国には世界的大会が開催可能な競技場が数多く存在する。2002年の FIFA ワールドカップでは札幌から大分まで全国10か所で熱戦が繰り広げられ、各種競技に「国際」の名のついた施設が、全国各地に設置されている。そういう点ではわが国のスポーツの国際化は高いレベルにあるといえることができるであろうが、障害のある人の視点では国際水準からは不十分であると言わざるを得ない。

具体的に観客席を設計するにあたり、空間的に考慮する必要があるのは、車いす使用者をはじめとする歩行困難者であろう。

IPC ガイドでは、歩行困難者に関する席として、車いす席、同伴者席（コンパニオンシート）、付加アメニティ席（Enhanced Amenity Seat）の3種類を規定している（注2-4-1-1）。これらの席は、勾配が2%以下の（ほぼ）水平な床面に設けることが求められている。

・車いす席は800mm × 1300mm（注2-4-1-2）。このスペースに入って行くためには、

その手前できちんと方向転換する必要があるため、手前に1000mmの通路を設ける必要がある。

- ・ 同伴者席は車いす席と同数を、車いす席の後方ではなく横に設け、寸法は500mm × 1300mm である。横に設けるといのは、コンパニオンという言葉が介助者ではなく同伴者として、障害のある人と楽しみを共有する存在だと理解されているからである。
- ・ 付加アメニティ席は、車いすを使用していないが歩行に困難のある人向けで、席の前方と側方に広めの場所を取るために、寸法は同伴者席と同様に500mm × 1300mm が求められている。

車いす席と同伴者席を並べた場合の寸法は図2-4-1-1のようになる。

同伴者席については、床に固定する場合と、簡単に移動できるようにパイプいす等にする場合があり、IPC ガイドでは、簡単に移動できるものであれば、車いす使用者が複数名で隣りあって座ろうとした場合に柔軟に対応できるとしている。

車いす席と同伴者席については、すでに米国や英国では法の求めによって普通実践されているが、その経験によると、移動が容易ないすは、例えばサッカーのように観客が熱狂した場合には投げ

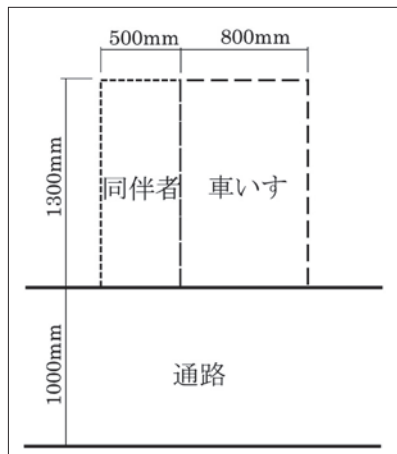


図2-4-1-1：車いす席と同伴者席の寸法

込まれたり喧嘩のときの凶器に使われたりする可能性があるという。固定するかどうかは競技の種類や観客の行動等を勘案して、個別に判断しなければならないということである。

2-4-2 実例

米国や英国の事例からは、車いす席と同伴者席に3つのパターンがあるようである。

①ワシントンDCのベライゾンセンターでは、同伴者席を容易に移動可能なパイプいす等にして、床に線を引いて席ごとの領域を決めているだけである（写真2-4-2-1）。これだと車いす使用者1名+同伴者1名という組み合わせ以外にも容易に対応できる。床の線もなくして、まった



写真2-4-2-1：同伴者席を固定しない例

くのフリースペースとしている事例もある。

②ボストンのフェンウェイパークでは、同伴者席を床に固定している（写真2-4-2-2）。固定すると車いす使用者と同伴者の数の組み合わせに臨機応変に対応できないため、この例と同様に、米英とも、車いす用2席+同伴者用2席をワンセットにして繰り返しているという例が多いようである。



写真2-4-2-2：同伴者席を固定した例

③同伴者席を床に固定すると、車いす使用者と同伴者のさまざまな組み合わせに対応できない。かといって移動可能にすれば時として凶器

にもなりうる。この問題を解決するために、いすに工夫をしている例もある。ボルチモアのカムデンヤードでは、脚が1本しかついていないいすを同伴者席に用いている（写真2-4-2-3（2枚組））。座面を折り上げた後で、その1本の脚を軸にして90度回転させることで、車いすが入れる席に変えることができるという工夫である。

またサンフランシスコのAT&T パークでは、ふだんは普通のいすとして機能しているが、求めに応じて床に固定したボルトを容易に緩めて取り外せるいすを採用している（写真2-4-2-4（2枚組））。このやり方は、車いす使用者が来なければその場を一般席として売ることができ、車いすよりも多くの客を座らせることができるので、興行的には魅力的な方法のように見える。しかしそれによって車いす使用者の受け入れを制限してしまうことにつながりかねないので、無条件にいい方法だとは評価しづらい面がある。



写真2-4-2-3：カムデンヤード

写真2-4-2-4：AT&T パーク

2-5 観客席の数

2-5-1 IPCの規定

IPCガイドは、その性質上、オリンピック、パラリンピック時に重心を置いた観客席数の規定を持っている。その規定は、2-4で述べた席の種類に応じて定められている。

- ・車いす席は、オリンピック・パラリンピック大会以外のスポーツイベントでは、総座席数の0.5%以上。
オリンピック大会では総座席数の0.75%以上。
パラリンピック大会では総座席数の1.0%から、特に車いす使用者が多いと考えられる車いす競技では1.2%以上。
- ・同伴者席は車いす席と同数の0.5～1.2%を、車いす席の後方ではなく横に設ける。
- ・付加アメニティ席は、車いす席と同伴者席に加えて、総座席数の1.0%以上。

オリンピック・パラリンピックでは多くの障害のある人が観客としてつめかけるため、それ以外のスポーツイベントに比べて多くの車いす席が要求されている。特にパラリンピックではさらに多くの車いす席が求められているが、ブラインドサッカーやゴールボールなどの、競技者に車いす使用者が登場しない競技では1.0%以上が、車いすバスケットボールのように車いす使用者が登場する競技では1.2%以上が求められている。

2-5-2 実例

わが国で人気のスポーツである野球を例にとると、筆者が国内の野球場を見て最も障害のある人への対応が進んでいるといえるのは、MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島（以下、マツダスタジアム）であるが、そこでの車いす席は「プロ野球開催時には、車いすをご利用のままで観戦できる車いす専用スペース「車いす席」をご用意しております」として、計142席があると案内している（文2-5-1-1）。同スタジアムの収容人数は33,000人とされているから、車いす席の全座席に対する比率は0.43%である。

マツダスタジアムでの車いす席の比率はわが国では突出して高い数値である。たとえば東京ドーム球場における車いす席については「東京ドームの巨人戦では、内野コンコースに車いす席を12席をご用意しています」（文2-5-1-2）との案内がなされており、収容人数46,000人（野球時）に比べて0.026%である。

日本と同じく野球が盛んな米国の野球場ではADA（注2-5-1-1）への適合が求められており、仮に東京ドーム球場のように46,000人を収容する場合は241席（0.53%）が必要

表2-5-1-1：ADA が求める席数

席数	車いすスペースの最小値
4～25	1
26～50	2
51～150	4
151～300	5
301～500	6
501～5000	6に加え、501～5000の間は150席につき1
5001以上	36に加え、5000以上は200席につき1

となる。表2-5-1-1はその ADA の規定による表であるが、収容人員が多くなればなるほど0.5%に近づく計算式である（文2-5-1-3）。

ADA の規定は競技場に特化したものではなく Assembly Area(多くの人が集まる場)に適用される。野球のメジャーリーグ（以下、MLB）の球場についてインターネットで調べると、各球団とも ADA への適合について説明したページを持っている。アクセシビリティを満足させることが、球団運営の重要な事項となっており、MLB 全体でそれに取り組んでいることがうかがえる。

英国の国立競技場にあたるウェンブリースタジアム（Wembley Stadium）のホームページにある車いす席の説明は以下のようにになっている（文2-5-1-4）。

「車いす席は310席あり、それと同数の介助者席がある。移動に困難のある人と補助犬のために、付加アメニティ席が100席ある」。

英国における建築物のアクセシビリティ規定は建築規則 Part M に定められているが、これ自体は極めて簡単な性能規定で、実質は承認文書 M（Approved Document M）（文2-5-1-5）に具体的な規定がある。ここで述べている席数についての規定はやや複雑で、承認文書 M には表2-5-1-2で示すように1万人までの規定しかない。そして注として、1万人以上については「Accessible Stadia（アクセシブルな競技場）」（注2-5-1-1）に規定があるとしている。

Accessible Stadia に示された席数は表2-5-1-3であるが、これによると、東京ドーム球場のように46,000人を収容する場合は222席が求められることになり、こちらもほぼ0.5%程度の要求である。ただし10万人収容になると330席となり、規模が大きくなるほど ADA の要求とは乖離してくる。

表2-5-1-2：承認文書 M が求める席数

席数	車いすスペースの最低数
600まで	席数の1% (切上)
600を超え、10000未満	席数の1% (切上)
※10000席以上は“Accessible Stadia”参照	

表2-5-1-3：Accessible Stadia が求める席数

席数	車いす席数
10000未満	6席と100席当たり1席の大きい方
10000から20000	100に加え、10000を超える部分に対し1000席につき5
20000から40000	150に加え、20000を超える部分に対し1000席につき3
40000以上	210に加え、40000を超える部分に対し1000席につき2

わが国のバリアフリー法では、観覧席のアクセシビリティに言及していないと先述した。したがって、IPCやADAやAccessible Stadiaが持っているような観客席数の規定も存在しない。そのためにマツダスタジアムと東京ドーム球場のような極端な差が生まれているし、さらに言えば、特段の規定がないということからすれば、車いす席があるというだけでも評価に値するのかもしれない。それがわが国の現状である。

2-6 観客席の配置

2-6-1 IPCの規定

車いす席の数の規定は「量」を求めるものであるが、IPCガイドではその「質」についても述べている。具体的にはここで述べる配置の考え方と、後で述べる視線の確保についてである。

- ・車いす席は、競技場のさまざまな販売価格、観覧方向、エリアに提供しなければならない。他の観客と同様に、さまざまなエリアから席が選べるようにすべきである。
- ・車いす席には、それぞれのエリアに、車いすで使える男女共用のトイレ、飲食物やグッズの店舗、ラウンジやエレベーターを設置するのが望ましい。
- ・同伴者席は車いす席と同様である。
- ・付加アメニティ席も車いす席と同様に、競技場内のさまざまなエリアに分散させ、それぞれのエリア内では列の端で、できるだけ階段での上下移動の少ないところに

配置する。

野球やサッカーであれば、競技場がそれぞれのチームを応援する観客で二分される。それが可能なのは、観客がどこで観るかについて席の選択ができるからである。IPC ガイドではその選択肢を確保するために、「さまざまな販売価格、観覧方向、エリア」と具体的に考え方を示している。またそれに付随すべき施設として、トイレや店舗、移動手段について述べているが、これらは席を選択する際に影響を及ぼす要素であるから、それらの偏在によって選択肢に制限が加えられるのを防ぐ意味があるものと考えられる。

2-6-2 実例

わが国で最も充実しているマツダスタジアムでの車いす席は、「プロ野球開催時には、車いすをご利用のままで観戦できる車いす専用スペース「車いす席」をご用意しております。[コンコース134席（内野1塁側、内野3塁側、外野ライト側）、正面砂かぶり1席、カーブパフォーマンス3席、ビジターパフォーマンス4席の計142席]」（文2-6-1-1）となっている。図2-6-1-1はその配置図である（文2-6-1-2）。1階席については、球場の形状の制約から、外野席のレフト側には車いす席がないものの、それ以外のところについては、いろいろな場所に配置されている。ただ2階席については、十分だとは言えない状態である。



図2-6-1-1：マツダスタジアムの車いす席の配置寸法

東京ドーム球場においては、車いす席そのものの絶対量が、（日本の規定に対しては十分なのだが、）12席しかないため、選択肢を提供できるように配置すること自体が無理であると言わざるを得ない。実際、その配置は、内野1階席の最上段にあるコンコースに面したところに、1塁側に8席分、3塁側には4席分となっている。

米国の ADA Standards for Accessible Design（以下、ADAスタンダード）では、席の配置について以下のように述べている。

- ・車いすスペースは、座席計画の中で統合されていなければならない。

- ・車いすスペースは、水平的に分布していなければならない。
- ・車いすスペースは、競技場からの距離を多様にするために垂直的に分布していなければならない。

米国のメジャーリーグ（以下、MLB）に属する球団のホームグラウンドは、基本的にこの規定を満たしているが、一例としてサンフランシスコのAT&Tパークにおける車いす席の配置を図2-6-1-2に示す。図中の赤丸で囲ったところが車いす席である。それぞれのエリアの車いす席は少数にして、球場全体にくまなく配置していることがわかる。この球場は右翼側が海に面しているという制約のために、右翼の外野席は非常に数が少ないが、それでも車いす席を確保している。

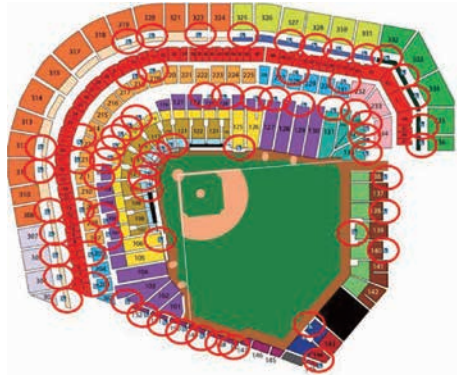


図2-6-1-2：AT&Tパークでの車いす席の配置

配置の特徴としては、各層の観客の水平動線（コンコース）に面していることが挙げられる。各層の最上部あるいは最下部にある水平通路に沿っていることで、特に上下移動なく車いす席にアプローチできる。これはマツダスタジアムでも同様で、写真2-6-1-1のようにコンコースに面したところに配置されている。



写真2-6-1-1：マツダスタジアムの車いす席

垂直的分布を厳密に適用しようとすれば、階段状の客席に沿った位置が必要になるが、車いすの場合は困難が大きい。米国MLB、ボルチモアオリオールズの本拠地であるカムデンヤードでは、リフトを設置して階段状の中間部にも席を設けている。写真2-6-1-2のリフトによって中間部の車いす席に行くことができるが、緊急時の避難のことを考えると、適切かどうかには疑問が残る。

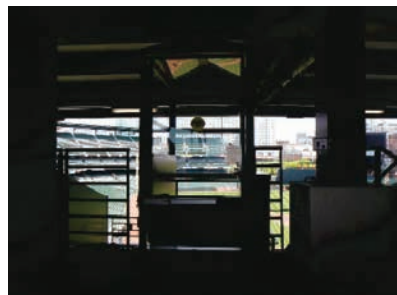


写真2-6-1-2：カムデンヤードのリフト

2-7 サイトライン

2-7-1 IPCの規定

車いす席の配置において、もう1つの重要な要素として、サイトラインの考え方があ
る。これはわが国の設計標準等にはこれまで一切含まれていなかったものだが、今後の
観客席の計画においては重要な要素となる。先述したように、サイトラインは文2-3-1-1
(2001年)ですでに述べられているが、この情報は法にも設計標準にも反映されずにこ
こまで来ており、オリンピック・パラリンピックの誘致が決まり、IPCガイドにその言
及があることを知って、慌てて対応策の必要に迫られることとなった。

サイトラインとは、車いす使用者の視線
の確保についての考え方である。サッカー
でシュートが決まった時とか、野球でサヨ
ナラホームランが出たときなどは、人々の
興奮が頂点に達し、多くの観客は立ち上
がる。しかし車いす使用者は立ち上がるこ
とができないから、競技において一番重要な
場面を、その場に居ながら観ることができ
ないということが起こる。こういう問題に

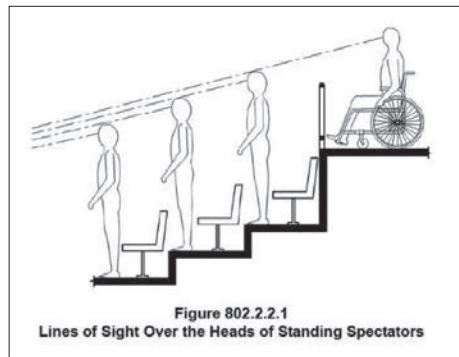


図2-7-1-1：サイトラインの概念図

対して、たとえ前の人立ち上がったとしても、それに邪魔されることなく車いす使用
者の視線が確保されるように、というのがサイトラインの求めるところである。米国の
「2010 ADA Standards for Accessible Design」にあるサイトラインの図を示す(図2-7-
1-1)。

サイトラインについて、IPCガイドは以下のように述べている。

- ・観客が立ち上がった場合でも、車いす席の人が適切な視線を確保できるようにすべ
きである。
- ・パラリンピックでは、1%の車いす席と1%の同伴者席に適用されるが、1%を
超えた分や、観客が立ち上がる可能性の低い競技で、サイトラインを確保するた
めに一般客席への影響が大きい場合については、適用免除が考えられる。
- ・柵や手すり等の障害物が車いす使用者の視線を遮らないようにすべきである。

IPCガイドの基本的な姿勢として、「人権としてのアクセス」、「社会的公正」、「公平
で平等な機会へのアクセス」といった言葉が挙げられるが、ただその会場に一緒にいる

だけでなく、競技を楽しむという平等な「質」の確保において、サイトラインは重要である。

ひるがえって、わが国のバリアフリー法では観客席に行くまでのアクセシビリティは確保するが、観客席そのもののアクセシビリティについては言及がない。したがってサイトラインについての言及も発想もなかったわけだが、これはバリアフリー法がアクセシビリティとして何を確保すべきかについて、真剣に考えてこなかったことを意味しているのではないだろうか。

2-7-2 実例

本稿でたびたび述べているように、マツダスタジアムはわが国で最も先進的なアクセシビリティを持っている。しかしサイトラインについては、写真2-7-2-1でわかるように、1階席部分では前の客が立ち上がった場合のことを想定していない。

写真2-7-2-2は2階席にある車いす席であるが、ここではほぼサイトラインが確保されていると言える。ただ残念なことに、手すりによって3塁および左翼の状況がよく見えない（注2-7-2-1）。

しかしながら、わが国にサイトラインの発想がなかったことを考えると、マツダスタジアムのこの状況は非難されるべきものではない。むしろバリアフリー法下において、全体的にはよくやっていると評価すべきことであろうと思う。

アクセシビリティの提供は、平等な機会の提供という人権の思想によっている。したがってそのような人権思想の強いところでは、わが国よりもはるかに厳密な実例を見ることができる。

先述したように、車いす席は観客通路からスツと入れるところに配置されていることが多いが、それだけではサイトラインが確保されない場合は、車いす席をかさ上げすることで対処している例がある。写真2-7-2-3はロンドンのエミレーツスタジアムであるが、車いす席に上がるための



写真2-7-2-1：マツダスタジアムの車いす席



写真2-7-2-2：マツダスタジアムの2階車いす席

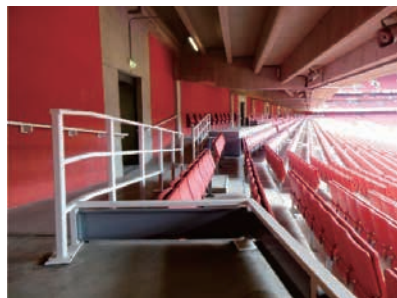


写真2-7-2-3：かさ上げした車いす席に行くスロープ

スロープが設置されており、サイトラインのためのかさ上げが行われていることがわかる。

また、ワシントン DC のベライゾンセンターでは、かさ上げの代わりに前の席にシートをかぶせて使えなくしている (写真2-7-2-4)。



写真2-7-2-4：前の席にシートをかぶせている

車いす席は幅も奥行も一般席より大きい。加えて背後に通路を取り、サイトラインの確保のためにかさ上げを行うとすれば、車いす席スペースを設置することでかなりの数の一般席が設置できないことになる。したがって、設計の初期段階からこのことを計算に入れておかないと、競技場の計画席数に直接響いてくる問題となる。

2-7-3 車いす使用者の眼高、頭高の検討

サイトラインを考える際には、前の人の頭頂部の高さ (以下、頭高) と後ろの人の目の高さ (以下、眼高) が重要な要素となる。車いす使用者が最前列に座った場合は車いす使用者の頭高が、後方に座った場合は車いす使用者の頭高が検討要素として必要である。

車いす使用者の頭高、眼高については有効な資料が見当たらなかったうえ、現在、社会に出ているさまざまな車いす使用者の最新の寸法を得たいと考え、調査を行った。

調査は障害のある人の国際的な NGO である DPI (障害者インターナショナル) の日本の拠点である DPI 日本会議の協力を得て、2014年9月に行った。DPI 加盟の各団体に、回答

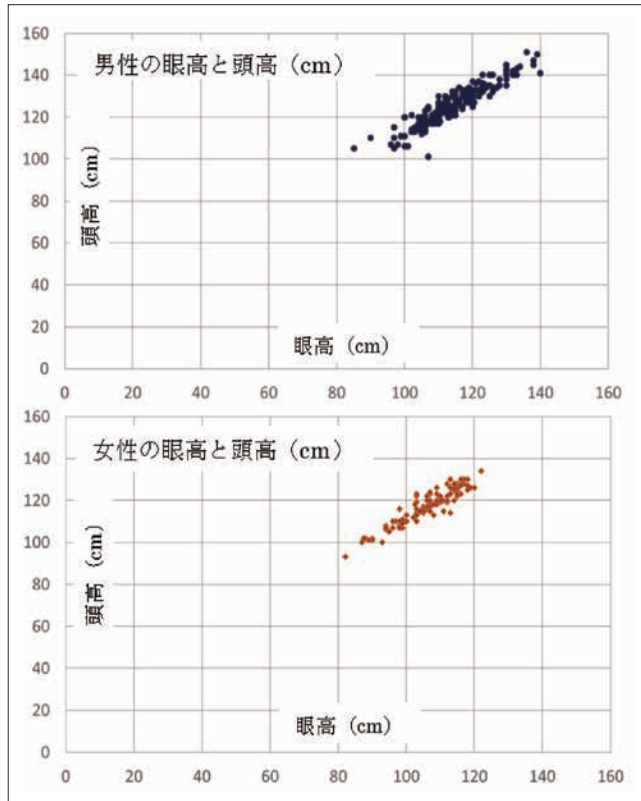


図2-7-3-1：車いす使用者の眼高と頭高

者の性別、眼高、頭高を聞く調査票を E-mail で送信し、E-mail での回答を要請した。その結果、DPI 日本会議そのものからの回答を含め、全国25団体と2個人から計375名（男性247名、女性128名）の回答が得られた。このうち男性34名、女性15名については調査趣旨と異なる回答であったので無効とし、計326名、男性213名、女性113名を有効回答とした。

図2-7-3-1は男性、女性の眼高と頭高についての散布図である。なお、頭高については後方の人が見えるかどうかが要点であるので、頭髪を押し付けられない状態での寸法を求めた。

ほとんどの男性は、眼高が100cm から130cm の範囲内にあり、頭高は110cm から140cm の範囲内にある。

女性のほとんどは、眼高が95cm から120cm の範囲内にあり、頭高は105cm から130cm の範囲内にある。

眼高、頭高ともに、低い方については男女の差があまりないが、高い方については10cm 程度の差がある。このことから、男性の方が眼高、頭高ともに、広く分散していることがわかる。

このデータから眼高、頭高のそれぞれについて最大値、最小値、相加平均、中央値を求めたものを表2-6-5-1に示す。

車いす使用者の眼高についてこれまで一般的に110cm といわれてきたが、表2-6-5-1からは、ほぼそれは妥当であったといえることができる。しかし男性と女性では相加平均で8.6cm、中央値で6cm と差が大きいため、サイトラインを論じる際に、男女全体の平均であるとして110cm を採った場合、女性の多くが見えないという、性差の大きい結

表2-6-5-1：車いす使用者の眼高、頭高

眼高 (cm)				
	最大値	最小値	相加平均	中央値
男性	140	85	114.4	113
女性	122	82	105.8	107
男女全体			111.4	110

頭高 (cm)				
	最大値	最小値	相加平均	中央値
男性	151	101	125.8	125
女性	134	93	116.8	117
男女全体			122.7	123

表2-6-5-2：眼高、頭高の採用値と不適合者

眼高	採用値未満			
	採用値 (cm)	男性 (人)	比率 (%)	女性 (人)
105	27	12.7	45	39.8
103	19	8.9	34	30.1
100	9	4.2	28	24.8
98	6	2.8	17	15.0

頭高	採用値超			
	採用値 (cm)	男性 (人)	比率 (%)	女性 (人)
125	102	47.9	20	17.7
128	80	37.6	5	4.4
130	63	29.6	1	0.9
133	41	19.2	0	0.0

果を招くおそれがあり、注意が必要である。

表2-6-5-2は眼高、頭高の採用値と、それに不適合で、眼高の場合は前の人によって見えなくなり、頭高の場合は後方の人を見えなくさせる人の一覧をほぼ3cm刻みで作成したものである。

眼高を105cmで採った場合、105cm未満の者は男性27名（男性全体の12.7%）、女性45名（女性全体の39.8%）となり、女性の約4割は見えないということになる。

頭高について125cmを採った場合、125cmを超える者は、男性102名（男性全体の47.9%）、女性20名（女性全体の17.7%）である。

実際のサイトラインの設計に当たっては、どの程度の人の不適合になってもやむを得ないとするかを十分検討する必要がある。

2-7-4 サイトラインの計算方法

サイトラインの計算方法については、英国のGreen Guide（文2-7-4-1）に詳しい。Green Guideは英国の文化、メディア、スポーツ省が出しているGuide to Safety at Sports Groundsの別称で、先述のAccessible Stadiaと共に、競技場の設計のよりどころとなっている。

このGreen Guideのサイトラインの項には、その算出方法を解説した図（図2-7-4-1）が示されている。ここに示されている計算式は以下である。

$$C = \frac{D(N+R)}{D+T} - R$$

C: 前方の人の目の高さ、後方の人の視線の垂直距離
 D: 目の位置から見たい場所（焦点）までの水平距離
 N: 席の高さ
 R: 見たい場所（焦点）から目までの垂直距離
 T: 座席の奥行き

この式において、DとRは基準者と競技場の見たいポイントの関係から、席の位置ごとに異なってくる。基準者とは、図2-7-4-1で言えば右から2番目の人物、すなわち、かさ上げ高さを算出したい人物の1列前の人物である。

しかしこの計算式は基準者が座位の場合であり、立位の場合とは条件が異なる。

本稿で取り上げているサイトラインで必要なのは、基準者が立位の際でも背後の者の視線がさえぎられないかさ上げ高さであるから、Rについては立位の際の眼高を考えなければならない。

基準者が立位になると、基準者の目は高くなると同時に前方に動く。この前方への移動距離は30cm程度と考えられる。また、立位時の眼高には基準者（前の人）が靴を履いている影響も出るため、その靴のヒール部分の厚みを考慮すべきである。

Cについては、表2-6-5-1からは、男性であれば相加平均で11.4cm、中央値で12cm、女性であれば相加平均で11.0m、中央値で10cmであり、12cmを採れば妥当であろう（注2-7-4-1）。

また上図は基準者の背後の人物も同じ席に座っているから、両者の目の水平距離は座席の奥行きであるTと同じになるが、背後の人物が車いすに座っている場合は再検討する必要がある。車いすの全長や目がどの位置にあるかはさまざまであるが、例えば車いすの全長が100cm、つま先の出が10cm、後輪の直径が60cmで、目は後輪の車軸の直上にあるとすると、つま先から目までの水平距離は80cmとなる。

以上の諸条件の変更を加味して、改めて計算式を考えたものを、第2章のまとめの後

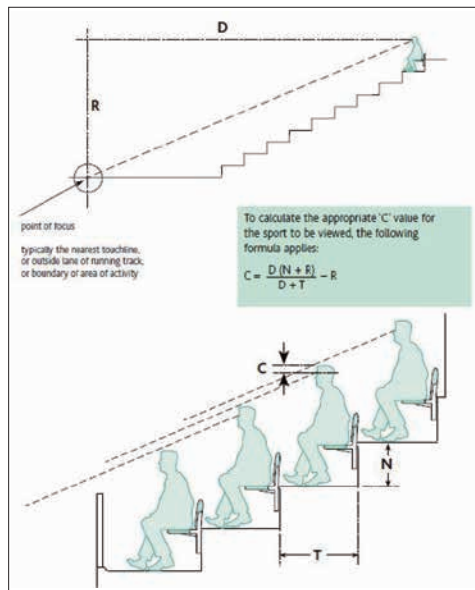


図2-7-4-1：サイトラインの参考図

に示す（図2-7-4-1）。

なおここで用いている図は、Green Guide で用いられている図の一部を切り出した上に筆者が加筆したものである。

2-8 情報障害への対応

2-8-1 IPC の規定

これまでは肢体不自由、特に車いす使用者への対応について述べてきたが、IPC ガイドでは、視覚障害のある人、聴覚障害のある人など、情報を得るのに困難のある人たちについての規定も定められている。

- ・場内放送が、聴力が衰えていく高齢の人にも対応できるようにするため、スピーカーの台数を増やして個々の音量を下げる。
- ・団体として観客がいるところでは、補聴支援機器を設置する。
- ・スクリーンへのリアルタイムのオープンキャプション。
- ・手話通訳。
- ・実況解説放送のサービス。

上記のほとんどは聴覚障害のある人に向けての対策であるが、実況解説放送は視覚障害のある人への対策となる。これについては実例の項で述べる。

また刊行物については、以下のような規定もある。

- ・公共的に使われる文書はすべて、拡大文字や音声で作成する必要がある。
- ・印刷物は明瞭にする。そのために、コントラスト、文字の色、文字の大きさ、行間、フォント、フォントの太さ、文字間隔、余白と段組、印刷する紙、簡素で読みやすいデザイン、といった諸点について注意する。

さらに点字について、

- ・文書について点字版を提供できるようにしておくのが望ましい。
- ・ただし点字だけでは不十分で、音声や拡大文字の文書も必要である。

と述べ、他に音声録音テープ、電子文書、字幕付きビデオ（できれば映像解説サービス

付)を紹介している。

これらはすでにわが国でもメニューとしては揃っているもので、それらをどう組み合わせ、ニーズに応じて提供できるかがポイントとなるであろう。

2-8-2 実例

IPC ガイドにある補聴支援機器として有力なのは磁気誘導ループ（以下、磁気ループ）であろう。難聴等で補聴器を使用する人は多いが、補聴器はさまざまな音を拾うため、特定の内容を聞くことが難しい場合がある。磁気ループは、それが設置された場に入れば、マイクを通して話される内容のみを増幅して補聴器に送り込む仕組みで、周囲の雑音に惑わされずに特定の人のお話を聞きたいという場合には有効である（注2-8-2-1）。

スポーツ施設では観客の歓声など、常に大きな騒音に包まれており、館内放送等が聞きづらい場合があるが、そういった場合にこの磁気ループが活用できる。またオリンピック・パラリンピックの開会式や閉会式でのスピーチ等でも同様である。

わが国の先進例として何回も紹介しているマツダスタジアムでは、場内の一部に磁気ループが設置されている。内野のライト側（1塁ベース近く）に300席程度、内野のレフト側（3塁ベース近く）に300席程度、外野のライト側（ライトーセンター間）に200席程度、外野のレフト側（レフトーセンター間）に200席程度の規模である。

補聴器使用者が席を自由に選択できるようにするには、この設置場所をさらに多く、さらに広範囲にということになり、理想は全域への設置である。

また海外では受信装置を貸し出している例もある。写真2-8-2-1はボストン郊外にあるジレットスタジアムで用いている受信装置である。



写真2-8-2-1：ジレットスタジアムの貸出受信機

聴覚障害のある人に対してはスクリーンやスコアボードへのリアルタイムオープンキャプションも有効である。簡単に言えば字幕表示であるが、リアルタイム、すなわち即時的に館内放送等が字幕化され、オープンキャプション、すなわち洋画の字幕と同様に特別な器具を必要とせずに見ることができる方式である。

視覚障害のある人には実況解説放送が有効であると先述したが、ラジオの実況放送もこれに該当する。視覚障害のある人にとっては、場内で観客に熱狂や歓声は聞くことができ、高揚感も共有できるが、具体的にどのようなプレーが行われているかは把握できない。したがってプロ野球や相撲でなじみの深いラジオの実況中継はそのまま活用で

き、海外のプロスポーツではそれぞれのスタジアムで独自のラジオ放送を行っている例もある。

ただ、これだけでオリンピック・パラリンピックに対応可能かといえば、疑問符がつく。

多言語対応である。字幕表示を多言語で行うと、スクリーンが文字で覆いつくされ、自分が読める文字を探し出すだけでも大変な作業になる。

ラジオの実況放送も、それぞれが1つの言語で流されているので、たくさんの番組を作る必要が出てくるが現実的に可能かどうか疑問である。このような具体的な問題に1つひとつ解答策を見つけていく作業が必要である。

2-9 避難

2-9-1 IPCの規定

競技場に多くの人が集まっているときに災害が起こると、極めて危険な状態になる。災害時にはエレベーターは使えず、エスカレーターは単なる階段になることを考えると、車いす使用者に残された避難方法は、スロープを使うか、とりあえず避難エリアに避難して救助隊が来るのを待つかの2つしかない。

避難についてのIPCガイドの記述は、以下の諸点である。

- ・緊急時の避難経路はアクセシビリティが確保されていなければならない。
- ・屋外につながる脱出口が機械的手段に頼るものである場合は、必ず救難援助エリアを設ける。救難援助エリアはアクセシブルな通路に面し、避難者1人あたり850mm×1300mのスペースを2か所以上設ける（図2-9-1-1）。
- ・この救難援助エリアは、3階以上の施設内では遮煙されてなければならない。
- ・この救難援助エリアは、コントラストのついた色彩と触知できる文字による標識によって低い位置に掲示する。
- ・救難援助エリアの出入り口は周辺とコントラストを付けた色使いとする。
- ・ハンズフリーのインターホンあるいはコミュニケーションの機器を設置する。
- ・このエリアを適切に使用するために、スタッフに適切な意識啓発訓練を行う。

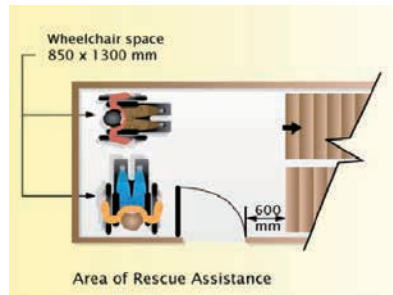


図2-9-1-1：IPCガイドの救難援助エリアの図

- ・ 出口の階段は、暗くても段鼻や手すりがわかるような照明が必要。
- ・ 人々が集まるところ、施設内のすべてのトイレ、そしてエレベーターの前には、視覚障害のある人へ、音響警報と共に視覚的な警報／ストロボ警報システムを設置する。

IPC ガイドでは上記に加えて、パラリンピックのような障害のある人のスポーツイベントでは、階段の使用や緊急警報に対する心構えにおいて限界のある人がとても多くなりうるため、イベントの企画者や運営者はイベントに応じた独自の緊急対応計画を立案しなければならない、としている。

IPC ガイドの言う緊急時の避難経路のアクセシビリティとは、一般の歩行者用通路の幅員が適用され、幅員が1800mm 以上で勾配が1/20（5%）以下であるが、これでは非常時になかばパニック状態になった大量の観客がスムーズに避難できるとは思えないため、通路の幅員はできるだけ広く取る必要がある。

2-9-2 実例

移動困難者の避難においては上下移動がポイントになり、上下移動に取り残される人のために救難援助エリアが必要となる。

多くの競技場では1階席が最も収容人員の大きい階層となり、その上段側に広いコンコースをとる場合が多い。そしてそのコンコースと外部を直接つなぐかたちで、幅広の緩やかなスロープを設けている例が多くみられる。このスロープは避難時だけではなく、通常時の一般観客の動線としても用いられており、なじんでいるからこそ非常時にも利用されやすいという効果を生んでいる。写真2-9-2-1はマツダスタジアムで広島駅方面と1階席上段をつなぐスロープである。写真2-9-2-2は AT&T パークにある同様のスロープで、これは屋内にある。



写真2-9-2-1：マツダスタジアムのスロープ

スロープを1階席だけでなく各階につなげ、意匠的に外部からはっきり目立つ形にしているのはジレットスタジアムの例である（写真2-9-2-3）。



わが国のバリアフリー法の設計ガイドラインである「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮し

写真2-9-2-2：AT&T パークのスロープ

た建築設計標準」(平成24年版)では、耐火性能や遮煙・遮炎性能等を有する場所に一時待避スペースを設けることが望ましい、としているが、義務化されているわけではない。したがって国内での実例は少ないが、生命に直結する施設であり、早急な義務化が必要である。

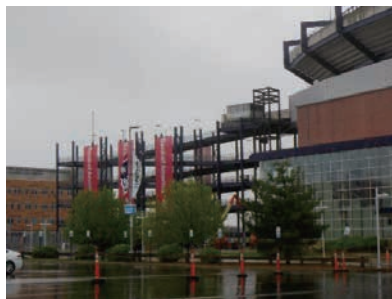


写真2-9-2-3:ジレットスタジアムのスロープ

2-10 第2章のまとめ

以上、観客として参加する場合の競技場のアクセシビリティについて、IPCガイドを参照しながら述べてきた。IPCガイドのすべてについて紹介することはできないが、本稿からだけでもわが国との違いは明らかである。しかもここで取り上げた英米の実例からは、IPCガイドで述べられていることの多くが、すでにかの国では定着しているということにも注目すべきである。

わが国が国全体として建築物のアクセシビリティ整備に取り組んだのは、1994年の「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下、ハートビル法)からである。それから曲折を経て、現在のバリアフリー法につながっている。

ここまでの努力の成果として、わが国の建築物のアクセシビリティ整備は先進諸国と肩を並べたとみる向きもあるが、本稿で明らかになったように、根本思想にずれがあることは否めないようである。

バリアフリー法はわが国の建築物や公共交通におけるアクセシビリティを担保している法律である。建築物については、主に適用対象についての規定と部位の仕様についての規定で構成されているが、特に適用対象についての規定が極めて不十分なものとなっている。

バリアフリー法が整備対象とする建築物には特定建築物と特別特定建築物があり、特定建築物は整備の努力義務を、特別特定建築物については2000m²以上の場合の整備義務を課している。特定建築物とは学校、病院、劇場、観覧場等の「多数の者が利用する」建築物で、特別特定建築物とは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物」をいう。すなわち、広く多くの人々が利用する用途の建築物の多くは特定建築物として法に定められており、特別特定建築物はそこから特に整備が必要だとして絞り込まれたものである。障害のある人の生活に重要な住宅、教育、就労の視点でこの絞り込みを見ると、特定建築物にある共同住宅や工場は特別特定建築

物では除外され、学校は特別特定建築物では盲学校、聾学校又は養護学校に限定され、事務所は官公署に限定されている。すなわち、同法で想定している障害のある人の暮らしでは、住む場のアクセシビリティは定められておらず、学ぶ場は特別支援学校に限定され、働く場は官公署に限定されているという、暮らしの基幹となる建築物のアクセシビリティが担保されていない、きわめていびつな形となっている。この中でスポーツ施設を見ると、特定建築物では「十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場」とされており、整備義務のある特別特定建築物としては「十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場」となっており、陸上競技場のような屋外施設についての明言はされていない。

バリアフリー法の仕組みでは、建築物特定施設（注2-10-1-1）として定められた建築物の部位やそれらをつなぐ経路や標識、案内設備を基準に適合させることが求められているが、大きな問題は、現行の仕組みではその施設で最も重要な機能に関してのアクセシビリティが担保されていないというところにある。

たいていの人にとっては、競技場の観客席から競技を楽しむというのが、その競技場におけるもっとも重要な機能である。それに対してバリアフリー法は、観客席そばに行くまでの経路やトイレ、階段、スロープ等についてのアクセシビリティは確保するものの、その先にある競技を見て楽しむという最も重要な機能についてはカバーしていない。これは、映画館や劇場の客席、学校の教室、病院の診察室や病室等でも同様である。

2-3-1で、2014年にわが国で批准された障害者権利条約の骨格となる考え方は「他の者との平等」である、と述べた。その観点から見ると、バリアフリー法は、整備義務の対象となる建築物を見る限り、障害のある人の暮らしに対して他の者とは全く異なる想定が示されている。そして観客席のアクセシビリティといった考え方が根本的に欠落しているところからは、この法によってどういったことを暮らしの中で実現しようとしているかについても、「他の者との平等」という観点がないことが明らかである。

IPCガイドが知られるようになったことで、バリアフリー法の設計標準が一部見直しになるとも思われるが、行わなければならないのはバリアフリー法そのものの考え方の再構築であり、それに伴う法改正である。世界の関心は、障害のある人が同じ場にいるかどうかを問題にしているのではなく、その場においてどのような実質が提供されるようになっているかにあるのである。

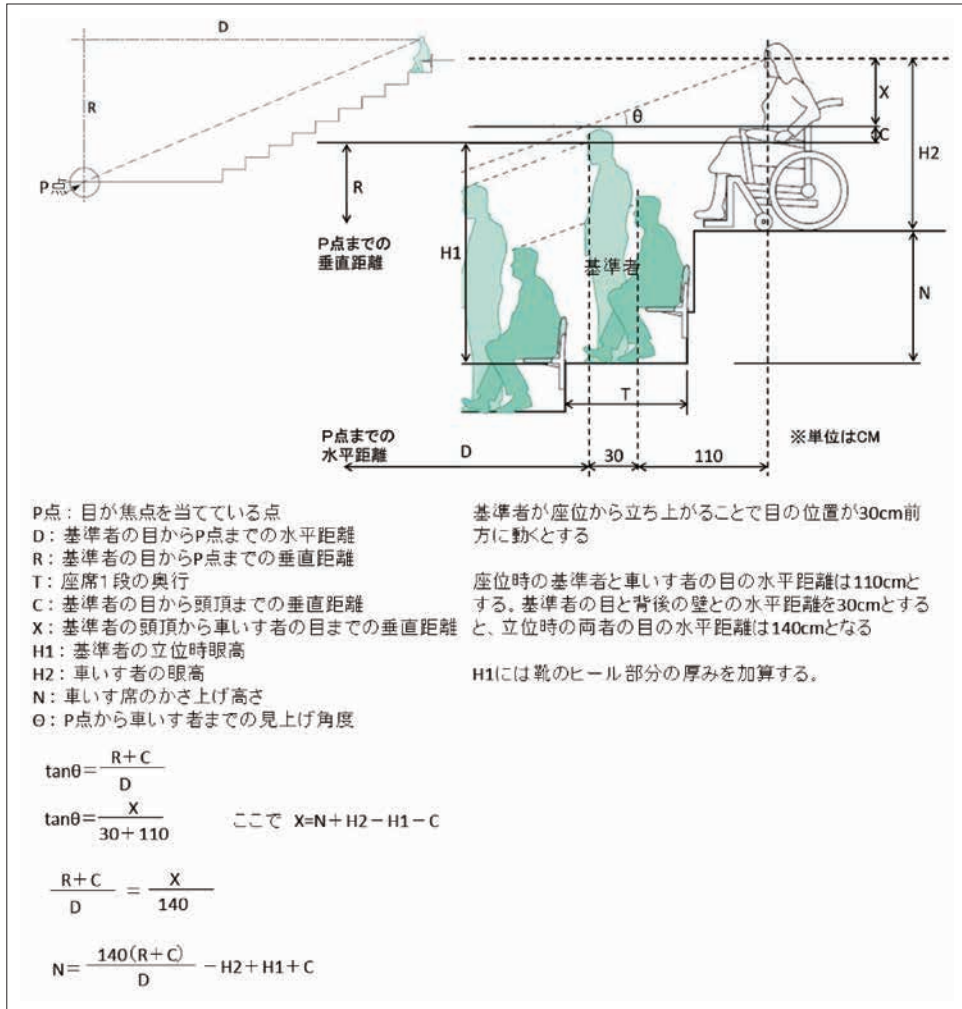


図2-7-4-1：立位時のサイトラインの計算

第2章の注

- (注2-1-1) 観覧席としては、競技場のみならず、劇場、映画館等についても対象外である。
- (注2-3-1-1) 障害者の権利に関する条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities)
 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めた条約。
- (注2-4-1-1) Enhancedは「改良、強化された」という意味であるから、「高アメニティ席」とでも訳す方が適切だと思うが、ここでは広く用いられている「付加アメニティ席」とした。
- (注2-4-1-2) 競技場の観客席についてバリアフリー法はカバーしていないが、同法の具体的指針として広く用いられている「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(平成24年版)には劇場等の客席のアクセシビリティについて「望ましい」という形で述べられている。それによると車いす席は900mm×1200mm以上となっている。
- (注2-5-1-1) Americans with Disabilities Act (障害のあるアメリカ人に関する法律)
- (注2-5-1-1) Accessible Stadia, The Football Stadia Improvement Fund & Football Licensing

Authority, 2003

(注2-7-2-1) これらの写真は、眼高110cm、つま先から目までの水平距離75cmの男性車いす使用者の視点から撮ったものである。

(注2-7-4-1) これは車いす使用者の寸法であるが、頭高と眼高の差は車いす使用とは関係ないものと考えられるため、この寸法を参照した。

(注2-8-2-1) 磁気ループを活用するには、それに対応した補聴器が必要である。具体的にはTというスイッチのついた補聴器で、そのスイッチをオンにすることで受信可能となる。

(注2-10-1-1) 建築物特定施設とは、以下の10項目である。

- 一 出入口、二 廊下その他これに類するもの、三 階段（その踊場を含む）、四 傾斜路（その踊場を含む）、五 エレベーターその他の昇降機、六 便所、七 ホテル又は旅館の客室、八 敷地内の通路、九 駐車場、十 その他国土交通省令で定める施設（省令第三条により浴室又はシャワー室）

第2章の文献

(文2-1-1) (2015年2月11日現在)

http://www.jpnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/yushikishakaigi/20140528_yushikisha5_shiryo1_1.pdf

(文2-1-2) 2014年10月2日朝日新聞

(文2-1-3) バリアフリー法施行令第四条1項十二号

(文2-1-4) バリアフリー法第二条1項十八号

(文2-1-5) (2015年2月11日現在)

http://www.paralympic.org/sites/default/files/document/130902143349868_ipc+accessibility+guide_2nd+edition_final.pdf

(文2-3-1-1) 川内美彦「ユニバーサル・デザイナーバリアフリーへの問いかけ」学芸出版、2001

(文2-5-1-1) マツダスタジアムホームページより（2015年1月13日現在）

<http://www.mazdastadium.jp/outline/handicap.html>

(文2-5-1-2) 東京ドームホームページより（2015年1月13日現在）

<https://www.tokyo-dome.co.jp/dome/ticket/giants/wheelchair.html>

(文2-5-1-3) ADAの技術基準であるADA Standards for Accessible Design (2010, DOJ) より。

(文2-5-1-4) (2015年2月24日現在)

<http://www.wembleystadium.com/TheStadium/StadiumGuide/DisabledAccess/Seating>

(文2-5-1-5) (2015年2月24日現在)

http://www.planningportal.gov.uk/uploads/br/BR_PDF_ADM_2004.pdf

(文2-6-1-1) マツダスタジアムホームページより（2015年1月13日現在）

<http://www.mazdastadium.jp/outline/handicap.html>

(文2-6-1-2) 広島東洋カープ公式サイトより（2015年1月13日現在）

<http://www.carp.co.jp/ticket/zaseki/ki.shtml>

(文2-7-4-1) Guide to Safety at Sports Grounds, Fifth Edition, Department for Culture, Media and Sports, 2008

第3章 競技場における競技者としてのアクセシビリティ

3-1 研究の背景と目的

第2章では、わが国の競技場における観客としてのアクセシビリティに関する規定を紹介し、その問題点を指摘したが、本章では競技場における競技者としてのアクセシビリティについて述べる。

わが国には障害のある人が競技者である場合のアクセシビリティについての規定はない。出入口や廊下、便所等の建築物特定施設に該当する部分についての言及はあるが、それらは他の建築物に対しても適用されるものであり、特に競技者であることに配慮した内容ではない。しかし、障害のある人のスポーツには一般的な生活シーンでは用いられない特殊な器具（例えば、タイヤの傾斜（キャンバー）を大きく取っているために幅が広い競技用車いす）が用いられる場合が多くあり、そこではその寸法を考慮した設計がなされる必要がある。

わが国の夏季パラリンピックにおける成績は、夏季オリンピックと比べて振るっていない。例えばロンドンオリンピックでのわが国のメダル獲得数は、金7、銀14、銅17の計38個であり、獲得した金メダルの数による順位では世界で11番目の成績であった（注3-1-1）。一方でロンドンパラリンピックでは、金5、銀5、銅6の計16個で24位であり、この順位是北京17位（金5、銀14、銅8、計27個）、アテネ10位（金17、銀15、銅20、計52個）、シドニー12位（金13、銀17、銅11、計41個）、アトランタ10位（金14、銀10、銅13、計37個）、という過去のパラリンピックの成績からすれば、金メダルの獲得数においてもメダル総獲得数においても著しく低下したものであった。これにはいくつかの原因が複合していると考えられるが、練習環境が劣悪であることがその1つとして考えられる。しかも単に劣悪だけでなく、競技スポーツとしての強化体制が大きく立ち遅れていることで、世界の競技力向上についていけなくなっている可能性が考えられる。

以上からこの章では、障害者スポーツの競技者と競技場を調査し、練習環境や練習体制についての現状と問題点を把握し、それらの解決のために、どのような物的環境が求められているかを明らかにする。さらに、競技スポーツのみならず、市民がレクリエーションとしてスポーツを楽しむ場に、障害のある人も自由に参加できる環境を整えるために、コミュニティにおける環境整備をどうすればいいかについての提言を行う。

3-2 研究の構成

調査対象として、特殊な車いすを使い、建築的配慮が特に求められるであろうと予想される車いすラグビー・車いすテニス・車いすバスケットボール、競技者に重度な障害のある人が多いボッチャ、特殊な会場設営が必要なブラインドサッカーを選定した。

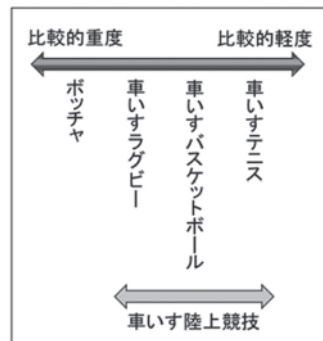


図3-2-1：競技と障害程度概念図

障害者スポーツには、競技の公平を確保するために障害の程度を勘案するクラス分けが行われ、同じ競技でも様々な障害のレベルや態様がある。車いす系の競技については、ルールによってその競技のプレーヤーの障害レベルがある程度限定されており、図3-2-1は本稿での調査対象とした競技と障害程度を概念的に表したものである。

上記の競技者に対して、現状把握のための1次調査としてアンケートを行い、ふだんの練習の状況や使いやすい競技施設についての情報を収集した。

次に第2次調査として、上記競技の競技者にインタビューを行い、さらに詳しい情報を得るとともに、彼らの抱えている問題を明らかにした。なおこの調査作業の途中で、レーサータイプの車いすを使用する陸上の競走競技への追加調査の必要性が明らかとなったために、その競技者へのインタビューも追加することとした。

また、受け皿となる競技場として、アンケートの中で評価されていた表3-2-1の7施設

表3-2-1：調査対象とした施設の一覧

調査対象	場所	調査日 (2014年)	特徴
東京都障害者総合スポーツセンター	東京都 北区	10月10日	屋内外の施設を持つ総合スポーツセンター
東京都多摩障害者スポーツセンター	東京都 国立市	10月16日	東京都で最初の障害者スポーツセンター
障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール	神奈川県 横浜市	10月14日	広いアリーナ、充実した設備
大阪市長居障がい者スポーツセンター	大阪府 大阪市	11月29日	日本最初の障害者スポーツセンター
大阪市舞洲障がい者スポーツセンター (アミティ舞洲)	大阪府 大阪市	11月29日	広く、新しい施設
金沢市障害者高齢者体育館 (金沢むつみ体育館)	石川県 金沢市	12月5日	地域のスポーツ活動の拠点
いしかわ総合スポーツセンター	石川県 金沢市	12月5日	最新設備の巨大センター

を選び、現地調査とインタビューを行った。

以上の結果から、競技者のニーズと競技場の受け入れ態勢の食い違いを明らかにし、今後のあるべき姿についての提言を行う。

3-3 競技者へのアンケート調査

3-3-1 目的

競技者としてのアクセシビリティを知るために、競技者はどのような環境で練習し、どういう問題を抱えているのかについて、基本的な情報を集める必要があると考え、競技者に第1次および第2次アンケートを行った。

第2次アンケートの実施は、計画段階では予定していなかったものではあったが、ヒアリングを実施していく中で、利用を拒否されるという経験を語る選手が複数名いたため、施設側から拒否される理由、施設利用の状況をより詳細に把握するために行った。

3-3-2 方法

○アンケートの形式

アンケートは、E-mailで発送することを想定し、Wordファイルで作成した。Word上で操作しやすいよう、回答項目を提示し、当てはまらないものを削除する形式とした。回答方法は、郵送、FAX、E-mailいずれかの方法で行った。希望があった団体には、紙媒体にしたアンケートの必要部数と返送用封筒を同封して発送した。

○発送先

アンケートの発送先は、各競技の日本協会を始め、日本協会のリンクページで紹介されている各地方競技団体、チームのHPより連絡先を入手した。その他、リンクページをもたない競技においては、「都道府県名 + 競技名」で検索を行い、公開されている連絡先宛に質問票を発送した。また、できるだけ多くの競技者、日本全国からの回答を得るため、各都道府県の障害者スポーツ協会に対して各競技の団体登録の有無と紹介の可否を問い合わせた上で、アンケートを発送した。

○手順

2014年8月：各競技の日本協会へアンケート実施の依頼状を発送

2014年9月：E-mailで各競技の日本協会、地方協会、チームを対象に発送

2014年9月末日：第1次アンケート締切

2014年11月上旬：第1次アンケート集計

2015年1月上旬：第2次アンケートをE-mailで発送

2015年1月末日：第2次アンケート締切

2015年2月中旬：第2次アンケート集計

第2次アンケートは、第1次アンケートの回答者を対象に、第1次と同様、Wordファイルで作成したものをE-mailに添付する形式で、2015年1月初旬に発送した。回答方法も第1次と同様である。

締め切り期日をそれぞれ9月末日、1月末日としたが、その後も回答があった場合は随時集計に追加した。最終的に第1次アンケートは11月上旬到着分まで、第2次アンケートは2月中旬到着分までで集計を行った。

3-3-3 対象

第1次アンケートの対象競技は、特殊な車いすを使い、建築的配慮が特に求められるであろうと予想される車いすラグビー・車いすテニス・車いすバスケットボール、競技者に重度な障害のある人が多いボッチャ、特殊な会場設営が必要なブラインドサッカーを選定し、さらに視覚障害者の室内競技であるゴールボールを対象とし、上記6競技の日本協会へアンケート実施の依頼状を送付した。

しかし、車いすテニスは、日本協会と各地方団体のHPからアンケート回答の打診と発送を行ったものの、回答は1件も得られなかった。また、ゴールボールにおいては、日本協会のHPにリンク等の掲載がなく、インターネット上で入手できた1チームへ問い合わせたが回答が得られなかった。障害者スポーツ協会を通して、ゴールボール協会の職員へアンケートの趣旨を説明し、競技者の紹介とアンケート回答協力を打診したが、回答は1件も得られなかった。そのため、アンケートの集計は、車いすテニス、ゴールボールを除いた、車いすラグビー、車いすバスケットボール、ボッチャ、ブラインドサッカーの4競技を対象として行った。

3-3-4 第1次アンケート

3-3-4-1 質問票の内容

○車いすラグビー・車いすバスケットボール・ボッチャ競技者用

【ご質問】

(1) ご回答者の情報

- ・年齢（当てはまらないものを消してください）
（10代 20代 30代 40代 50代 60代以上）
- ・性別（ ）
- ・障害名（障害者手帳としての障害名・等級）（ ）

(2) 競技種目名（ ）

(3) 競技分類（その競技に参加するうえでの障害による分類）（ ）

(4) 練習は月に何日くらいですか（月に 日くらい）

(5) あなたが主に使っている練習施設名（例：○学校, ○体育館など最大3か所まで。
3か所あげられない時は1か所や2か所でも結構です）

	1	2	3
施設名称			
使用頻度	月 回	月 回	月 回
理由 （当てはまらない項目を消してください）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通が便利 ・チームが集まりやすい ・設備が充実 ・利用料が安い （金額： 円） ・コーチの指導が受けやすい ・施設職員の対応が良い ・その他 （ご自由にお書き下さい： ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通が便利 ・チームが集まりやすい ・設備が充実 ・利用料が安い （金額： 円） ・コーチの指導が受けやすい ・施設職員の対応が良い ・その他 （ご自由にお書き下さい： ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通が便利 ・チームが集まりやすい ・設備が充実 ・利用料が安い （金額： 円） ・コーチの指導が受けやすい ・施設職員の対応が良い ・その他 （ご自由にお書き下さい： ）

(6) 主に使っている練習施設について、ご自身の障害に対してどのような設備があって助かっていますか。またはどのような設備があると便利です。以下の行動場面ごとにお答えください。（該当する場面だけで結構です）

- ・練習施設への来訪（例：駐車場から玄関にかけて緩やかなスロープがある）
（ ）
- ・普段着から運動着への着替え（ ）
- ・用具・練習準備（ ）
- ・練習（ ）
- ・トイレ（例：便器への移乗台がある）（ ）

- ・用具・練習片付け ()
- ・シャワー・入浴 ()
- ・運動着から普段着への着替え ()
- ・退出 ()
- ・その他 ()

(7) (5) で記入された施設以外に、これまでに練習や試合で使ったことのある施設で、特に便利だった、あるいは使いやすかった施設があればお書きください。(特
にない場合は、「なし」とお書きください)

- ・施設名 ()
- ・どのような設備か ()
- ・理由 ()

(8) 競技レベルを向上させるうえで、どのような施設・設備があると良いと考えま
すか。ご意見があればお書きください。

(例：プレーをビデオ撮影し、解析できる設備 など)

()

以上で質問は終わります。

最後にあなたのお名前とご連絡先をお書きください。(任意)(ご連絡先は電話, FAX,
メール, 郵便など何でも結構です。また所属されている団体や職場のものでも結構で
す。)

お名前 ()

ご連絡先 ()

○ブラインドサッカー競技者用

ブラインドサッカーの選手は視覚障害があり、パソコンでは読み上げソフトを使用
する傾向があるため、(5) の表のような形式では読み取りにくい可能性が考えられ
た。そのため、ブラインドサッカーの競技者へ発送するアンケートは以下のように、
表記のみ変更した。(5) を除いては、先のアンケートと同様の表記を使用した。

(5) あなたが主に使っている練習施設名(例：○学校, ○体育館など最大3か所まで。

3か所あげられない時は1か所や2か所でも結構です)

5-1-1 1番よく使う施設名称 ()

5-1-2 使用頻度（月に 日くらい）

5-1-3 その練習施設にしている理由。

（当てはまらないものを消してください）（複数回答可）

- ・公共交通が便利
- ・チームが集まりやすい
- ・設備が充実している
- ・利用料が安い（利用料はいくらかご記入ください：)
- ・コーチの指導が受けやすい
- ・施設職員の対応が良い
- ・その他（ご自由にお書きください：)

5-2-1 2番目によく使う施設名称（)

5-2-2 使用頻度（月に 日くらい）

5-2-3 その練習施設にしている理由。

（当てはまらないものを消してください）（複数回答可）

- ・公共交通が便利
- ・チームが集まりやすい
- ・設備が充実している
- ・利用料が安い（利用料はいくらかご記入ください：)
- ・コーチの指導が受けやすい
- ・施設管理者に理解がある
- ・その他（ご自由にお書きください：)

5-3-1 3番目によく使う施設名称（)

5-3-2 使用頻度（月に 日くらい）

5-3-3 その練習施設にしている理由。

（当てはまらないものを消してください）（複数回答可）

- ・公共交通が便利
- ・チームが集まりやすい
- ・設備が充実している
- ・利用料が安い（利用料はいくらかご記入ください：)
- ・コーチの指導が受けやすい
- ・施設管理者に理解がある

・その他（ご自由にお書きください： ）

3-3-4-2 回答結果

3-3-4-2-1 回答者数と属性

アンケートの最終的な回答数は114名である。競技別、性別、年代別で集計を行うと以下のようになる（表3-3-4-1）。それぞれ、「WR」は、車いすラグビー（Wheelchair rugby）, 「WB」は、車いすバスケットボール（Wheelchair basketball）, 「Bo」はボッチャ（Boccia）, 「BS」は、ブラインドサッカー（Blind soccer）の意味である。

回答が得られた選手の男女比は約2：1である。各パラリンピック大会における日本選手団の男女比においても、圧倒的に女子が少ない。参考として、1964年の東京大会から2012年のロンドン大会までの選手数を表3-3-4-2に示す（文3-3-4-1）。

表3-3-4-1：回答者の構成（人）

男女比	女:34	男:79	不明:1						
	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	年齢不明	計	
WR男		2	4	5	2			13	
WR女					1	1		2	
	0	2	4	6	3	0		15	
WB男		2	12	9	6	1	1	32	
WB女			4	8	2	1		15	
	2	16	17	8	2	1		47	
Bo男		2	5	3	2	5	8	25	
Bo女		5	1	3	3	2	3	17	
性別不明							1	1	
	7	6	6	5	7	12		43	
BS男		1	2	3	2	1	0	9	
BS女								0	
	1	2	3	2	1	0		9	
計	10	26	30	21	13	13	1	114	

表3-3-4-2：各大会の選手数（人）

	1964	68	72	76	80	84	88	92	96	2000	04	08	12
男	14	41	23	31	24	27	109	54	58	111	108	98	90
女	2	7	5	4	6	10	34	22	23	40	54	64	45

男女比は概ね、2：1または3：1であり、パラリンピックの競技人口において女性が男性よりも圧倒的に少ないことがわかる。ブラインドサッカーにおいては、女性チームは国内になく、車いすラグビーは男女混合、その中でも女性選手は少ない。比較的女性の回答数が多い車いすバスケットボールは、女性チームが国内に複数あり、本アンケートでは女性の車いすバスケットボールチームの協力が得られたため、複数回答が得られたが、国内での女性障害者の競技人口は、男性に比較して圧倒的に少ないことが本アンケートからも明らかとなった。

年代別にみると10代の回答が最も少ない。10代の回答の多いボッチャの選手は、脳性マヒ者が多く、特別支援学校で競技を行っている選手が数名いた。一方、他の競技選手は、脊髄損傷や頸髄損傷など障害を得た時期は今回の調査では明らかになっていないものの、中途障害であることが想定され、競技人口としては先天的な障害よりも後天的な障害の選手の方が多くことが予想される。

○障害特性

アンケートでは回答者の障害種を自由記述欄としたため、表記が障害等級のみ、「機能障害」といったように四肢障害なのか下肢障害なのか判断のつかないもの、病名の記載など多岐に渡り、分類することは困難と考えられた。しかし、その中でも競技ごとに障害種をみていくと、障害種に偏りがあることがわかった。

最も回答者の多い障害種として、車いすラグビーでは、15名のうち頸髄損傷が9名（注3-3-4-1）であり、車いすバスケットボールは、47名のうち脊髄損傷が14名であった。

頸髄損傷は脊髄損傷の中でも首の部分の脊髄の損傷を示す表現である。人の脊柱は上から、頸椎、胸椎、腰椎、仙椎、尾椎とあり、より高い位置にある部位の損傷ほど障害レベルが高くなると言われており、車いすラグビーの選手は脊髄損傷の中でも重度の障害レベルであることが予想される。車いすラグビーの回答者の中に脊髄損傷と回答した者はなく、車いすバスケットボールの回答者の中に、頸髄損傷と回答した者はいなかったことから、脊髄損傷の中に、頸髄損傷も含まれるものの、頸髄の損傷者は、自らを頸髄損傷と呼び、その他の胸椎や腰椎の損傷者は脊髄損傷と回答する傾向があると推測される。車いすラグビーと車いすバスケットボールを比較すると、より障害の程度が重いのは車いすラグビーであることが推定できる。

また、ボッチャの回答者は、43名のうち脳性マヒが18名と最も多かった。これは、ボッチャという競技自体、脳性マヒ者がスポーツをするために開発されたものであり、脳性マヒ者が競技を行いやすいルールや仕組みになっている点が大きく影響しているだろう。後の項で詳細に述べていくが、競技特性によって競技場へのニーズが異なるというよりも、競技特性によって障害種に偏りがあるために、ニーズが異なるということが考えられるだろう。

3-3-4-2-2 回答内容

○施設の使用理由

使用している施設の使用理由（複数回答可）はまとめると次のようになった（表3-3-4-3）。色がついているのがそれぞれ回答数の多かった項目である。

表3-3-4-3：施設の使用理由（人，％）

	WR	WB	Bo	BS	
公共交通が便利	10(33.3%)	25(26.6%)	18(34.6%)	3(16.7%)	56(28.9%)
チームが集まりやすい	26(86.7%)	66(70.2%)	31(59.6%)	11(61.1%)	134(69.1%)
設備が充実	26(86.7%)	61(64.9%)	24(46.2%)	10(55.6%)	121(62.4%)
利用料が安い	21(70.0%)	72(76.6%)	23(44.2%)	16(88.9%)	132(68.0%)
コーチの指導が受けやすい	2(6.7%)	26(27.7%)	25(48.1%)	0(0.0%)	53(27.3%)
施設職員の対応が良い	21(70.0%)	45(47.9%)	21(40.4%)	4(22.2%)	91(46.9%)
回答数	30	94	52	18	194

アンケート作成時に、利用理由を検討した際、公共交通の便が良いことが理由として上位に来ることを想定していた。また、練習という点においては、コーチの指導が受けられることも重要であると想定したが、結果としてこの2点についてはそれぞれ3割未満の回答であった。

表3-3-4-4：使用施設の内訳（件）

	WR	WB	Bo	BS	計
一般施設	4	11	4	10	29
障害者専用	25	78	44	8	156
不明	1	5	4	0	10
計	30	94	52	18	195

全体の回答数の多かった項目は、「チームが集まりやすい」が69.1%、「設備が充実」が62.4%、「利用料が安い」が68.0%であった。これら3点が重視された結果、回答者が練習場として利用している競技場全体の80%が障害者専用（または高齢者も対象に含む）の競技場であった（表3-3-4-4）。

ブラインドサッカーのみ一般施設の使用の方が多かったが、他の車いす競技においては圧倒的に障害者専用施設の利用が多い。これは、次に挙げる「便利な設備」からも明らかになるが、駐車場の広さや複数の身体障害者用トイレがあることなどに関連している。ブラインドサッカーの選手は、多くの施設が体育館内でのボールを蹴る活動を禁止していることや、競技の特性上プレーヤーに必ず健全者が含まれ、回答者も健全者が数名いたことから、一般の競技場や学校を使用する例が多いことが想定される。

○便利な設備

（6）では、来訪から退出までであると便利な設備について自由記述で尋ねた。自由記述だったため半数以上は無回答・空欄もあったが、それぞれ回答のあったものを競技別に表3-3-4-5にまとめた。それぞれ、回答数の多い順に記載し、文頭の数字は回答者数を示しており、「・」は1名のみの回答である。

「来訪」の欄にまとめて練習やトイレについての記述を書く例もあり、他の項目に記載されていたものは、それぞれ該当する項目にまとめて記述した。また「着替え」は練習前後で特に記述に変化はなかったため、1つにまとめてある。「来訪」の欄の

表3-3-4-5：便利な設備

	WR	WB	Bo	BS
来訪	⑤バリアフリー ④複数台の障害者専用駐車場 ③駐車場に屋根 ・自動ドア	⑩バリアフリー ⑩複数台の障害者専用駐車場／広い駐車場 ④駐車場に屋根がある ③駐車場から近い	⑩バリアフリー ②自動ドア ②駐車場に屋根 ・駐車場がある	⑥点字ブロック ・段差がない
着替え	・個室更衣室	⑦更衣室がある ⑤長椅子 ③車椅子で入れる広さの更衣室 ②更衣室内にシャワーがある	⑤着替えはしない	⑥更衣室がある
準備	③競技車を降ろすスタッフがいます ②準備ブースが広い	⑦ゴール準備不要 ②物を置く台	⑤スタッフによるサポート ④コートが作ってある	
練習	③エアコン ②タイヤ痕がついても問題ない	④エアコン ・壁に安全マット	④エアコン ・椅子がある	③屋内施設(雨天利用可能) ②壁に簡易マット(衝突予防)
トイレ	⑥車いす用トイレ	⑬車いす用トイレ ⑤複数のトイレ ④車椅子で入れる広さの一般トイレ(ドア幅など) ③洋式トイレ ②おむつ用ごみ箱	⑨車いす用トイレ ②手すり ②車椅子が回転できる広さ ②複数のトイレ	④障害者用トイレ
片付け	②清掃用具有	③用具入れに車いすで入れる		
シャワー・入浴	・個室シャワー室	⑤シャワールーム ③車いすで利用可能	②使用しない	・使用する習慣がないがあれば便利

「バリアフリー」は、スロープがなだらか、段差がない、などの表現も一括にまとめて記載した。

回答者数が最も多かったのは、「来訪」における「バリアフリー」である。車いすラグビー、車いすバスケットボール、ボッチャ共に高く、合計で33名が記述している。特に、競技車や練習道具を持って移動するため、段差がないことやスロープが緩やかであることなど具体的な記述も多かった。ブラインドサッカーにも、館内や競技場内に点字ブロックがあることを9名中6名が挙げていた。

次に多いのが、「車いす用のトイレ」と「駐車場」についてである。車いす用トイレがあることを挙げているのは、28名。その他、複数の車いす用トイレの記述も多かった。また、車いすバスケットボールの選手は、伝い歩きなどができる例もあり、一般

トイレのドア幅、個室内が広い一般トイレ、洋式トイレがあるなど、車いす用トイレに限定せず、一般のトイレが車いすで利用できるとよいという記述が目立った。また、ブラインドサッカーの選手は、「車いす用トイレ」ではなく「障害者用トイレ」と記述していたことから、トイレ内の配置を音声でガイドする機能や触知平面図があるなどのトイレを想定しているのではないかと考えられる。

併せて記述の多かったものが、「来訪」における「駐車場」についてである。駐車場があることだけでなく、競技車の積み下ろしができるように広いスペース、障害者専用スペースが複数あること、駐車場と競技場が近いこと、駐車場から施設までの間に屋根があることなど、駐車場のニーズがかなり高いことがアンケートから明らかになった。

その他では、タイヤ痕のつきやすい車いすラグビーと車いすラグビーは、清掃用具がある、清掃用具入れまで車いすで行けるといった、清掃に関するニーズがある。また、競技によって必要な支援は異なるが、競技車の積み下ろしや、バスケットゴールの準備、ポッチャ用のコートの準備など、ソフト面の人的サポートのニーズもあることが分かった。

○使いやすい施設

(7)では、普段の練習場所とは異なる場で、これまで使用したことのある便利な施設の名称、設備、理由を尋ねた。無記入が多く、具体的な施設名称が書かれた回答は114名中29名であった。その中で複数の回答があった施設は右記のとおりである。(表3-3-4-6)(注3-3-4-2)。

表3-3-4-6：これまで使用したことのある便利な施設

WR♣	③千葉ポートアリーナ♣
	②横浜ラポール♣
WB♣	②千葉ハーモニープラザ♣
	②横浜ラポール♣
	②さいたま市記念総合体育館♣
Bo♣	⑤いしかわ総合スポーツセンター♣
BS♣	・八王子富士森公園クーバー・フットボールパーク♣
	・新潟ふれ愛プラザ♣

主な理由として、車いすで対応可能、複数の車いす用トイレがある、駐車場が完備されているといった点が挙げられた。

○競技能力向上のために必要な設備

(8)では競技力向上に着目し、望ましい施設や設備についてまとめると以下のような結果となった(表3-3-4-7)。複数回答のあったもののみ、回答者の多い順に記載している。

各競技において「ビデオ撮影・解析」の項目が複数あるのは、(8)の記入例とし

表3-3-4-7：競技力向上に望ましい施設や設備

WR	WB	Bo	BS
⑥ビデオ撮影・解析	⑤ビデオ撮影・解析	③ビデオ撮影・解析	④常設のブラインドサッカーコート
④車いすで使用可能な施設	④車いすで使用可能な施設	②遅くまで・土日使用可能な体育館	②ビデオ撮影・解析
③トレーナー	②エアコン	②スタッフ	
②エアコン	②指導者	②エアコン	
	②トレーニング設備	②指導者	

て「プレーをビデオ撮影し、解析できる設備」と示したことが影響している可能性がある。

その他の点のみてみると、車いすラグビー、車いすバスケットボール、ブラインドサッカーの3競技が、競技を行うことのできる施設があることを挙げている。特別な施設以前に、競技を行うことのできる環境が限られていることが推測される。

また、設備や施設ではなく、「トレーナー」や「指導者」「スタッフ」について言及する者も多く、表には記載されていないものの、ブラインドサッカーでも1名が指導者、スタッフをこの欄に挙げていた。設備面の充実以前にも課題があることが伺える。

3-3-5 第2次アンケート

3-3-5-1 質問票の内容

第2次アンケートは、第1次アンケートの回収後、競技者へのヒアリングを行う中で、競技場の利用を断られるケースがあることが判明したため、その状況を把握するために行った。質問内容は以下の通りである。

【ご質問】

(1) 競技種目名をお教えてください ()

(2) 練習は月に何日くらいですか

(全体練習：月に 日くらい)

(個人練習：月に 日くらい)

(3) 全体練習についてお聞きします

3-1-1 あなたのチームが全体練習で主に使っている練習施設名とその他に使うことがある練習施設数

(おもに で、その他に か所くらいを使う)

3-1-2 自宅から全体練習で主に使う練習場までの移動手段と所要時間

(で 時間 分)

3-2-1 これまで、全体練習の練習場を借りるにあたって断られたことがありますか。

以下のどれかをお選びください。

(1：よくある 2：ときどきある 3：あまりない 4：ほとんどない)

3-2-2 断られた時の理由は何だったかをお書きください。

()

3-3-1 全体練習の練習場を借りるにあたって、条件とか制限を言われたことがありますか。以下のどれかをお選びください。

(1：よくある 2：ときどきある 3：あまりない 4：ほとんどない)

3-3-2 その条件や制限とはどのようなものですか。

()

(4) 個人練習についてお聞きします。

4-1-1 あなたが個人練習で主に使っている練習施設名とその他に使うことがある練習施設数

(おもに で、その他に か所くらいを使う)

4-1-2 自宅から個人練習で主に使う練習場までの移動手段と所要時間

(で 時間 分)

4-2-1 これまで、個人練習の練習場を借りるにあたって断られたことがありますか。

以下のどれかをお選びください。

(1：よくある 2：ときどきある 3：あまりない 4：ほとんどない)

4-2-2 断られた時の理由は何だったかをお書きください。

()

4-3-1 個人練習の練習場を借りるにあたって、条件とか制限を言われたことがありますか。以下のどれかをお選びください。

(1：よくある 2：ときどきある 3：あまりない 4：ほとんどない)

4-3-2 条件や制限とはどのようなものですか。

()

(5) 全体練習の練習場に対して何か要望があれば、設備面でも人的サポート面でも結構ですので、ご自由にお書きください。

(例：練習時間が短い)

()

(6) 個人練習の練習場に対して何か要望があれば、設備面でも人的サポート面でも結構ですので、ご自由にお書きください。

(例：道具の積み下ろしを手伝ってほしい)

()

第1次アンケートでは、ブラインドサッカー用に表記を変更した質問票を作成したが、追加アンケートにおいては表を用いなかったため、1パターンのみ作成し、第1次アンケート回答者へ発送した。

3-3-5-2 回答結果

○回答者数

1月末日を締め切りとした第2次アンケートは、最終的に2月18日到着分までを対象とし、計58名分の回答を得た。競技別の回答者数は表3-3-5-1のとおりである。

表3-3-5-1：2次調査の競技別回答者数（人）

WR	WB	Bo	BS	計
9	24	22	3	58

○練習日数

月の練習日数は、各競技・個人によってかなりのばらつきがある。競技ごとの平均日数は表3-3-5-2のとおりである。

表3-3-5-2：競技ごとの練習日数（日／月）

	WR	WB	Bo	BS
全体練習	3.44	8.13	2.95	3
個人練習	4.22	4.8	2.21	7.67

各競技ともに全体練習は最低月1回以上ある。車いすバスケットボールは、最低でも週に1回以上全体練習が行われている。

個人練習は、0日～最大24日と回答者によってかなりの幅がある。今回のアンケートでは、回答者の所属や個人名は自由記述にしたため、正確なことは定かではないものの、競技に対して、パラリンピックを目標としたトップレベルのプレーヤーなのか、レクリエーションのプレーヤーなのかによって競技に取り組む日数が大きく異なることが推測される。

○移動手段

全体練習、個人練習それぞれにおける、練習に参加するための移動手段別人数を表3-3-5-3に示す。

車いすラグビー、車いすバスケットボールともに、全体練習では無回答を除いて全

てが自動車を利用している。競技車やボールなど練習に必要な道具を運ぶために自動車での移動が必須であることが推測される。個人練習のその他の2名は、徒歩（車いす）での移動で、自宅の前の道などを個人練習場所として利用しているケースであるが、施設を利用する場合は

表3-3-5-3：練習参加への移動手段（人）

全体練習	WR	WB	Bo	BS	計
自動車	9	21	13	2	45
タクシー	0	0	1	0	1
電車orバス	0	0	4	1	5
その他	0	0	1	0	1
無回答	0	3	3	0	6
計	9	24	22	3	58

個人練習	WR	WB	Bo	BS	計
自動車	5	14	2	1	22
タクシー	0	0	0	0	0
電車orバス	0	0	2	0	2
その他	0	2	1	1	4
無回答	4	8	17	1	30
計	9	24	22	3	58

100%が自動車利用となっている。ポッチャ、ブラインドサッカーにおいても自動車の利用が最も多い。全体練習では、全体の約77.6%，個人練習では、約37.9%が自動車利用者という結果になった。

ポッチャの回答者に電車やバスを利用する者が多いのは、日常車のままで競技を行うこと、勾配具を使わない場合は必要なものがボールのみであること、ヘルパーを同伴する者が多いことなどが推測される。

個人練習の無回答者のほとんどが、個人練習の練習日数を無回答または0日と回答した者であった。

○移動時間

先の項目から、自動車の利用が圧倒的に多いことが分かったため、練習参加に自動車を利用する人に限定して、移動にかかる時間をまとめた（表3-3-5-4）。

表3-3-5-4：自動車利用者が移動にかけている時間（人，分）

		WR	WB	Bo	BS
全体練習	利用者数	9	21	13	2
	平均時間	92.7分	77.9分	27.3分	35分
個人練習	利用者数	5	14	2	1
	平均時間	55分	44.6分	17.5分	10分

車いすラグビー、車いすバスケットボールの全体練習は、平均時間が1時間を超える。それぞれ、最長の移動時間は3時間であった。個人練習においても約45分～55分であり、長距離の移動を要していることがわかった。

ポッチャでは、回答者の約半数が自動車の利用であるが、移動距離は車いすラグビー、車いすバスケットボールに比べて格段に短い。最長でも50分であり、電車やバスを利用する者の方が、移動時間が1時間と長い傾向がある。

ブラインドサッカーは回答者が3名であり、自動車の利用者も少なく平均時間を把握しにくい。1名が1時間、1名が10分と個人によって差があり、1名が健常者の回

答で視覚障害者の競技者と乗り合わせて移動、1名が家族の送迎での移動との記述がある。

○断られた経験・理由

全体練習，個人練習それぞれ，断られた経験を「1：よくある」「2：ときどきある」「3：あまりない」「4：ほとんどない」の4段階で回答してもらい，自由記述で断られた理由を尋ねた（表3-3-5-5）。理由の説明の冒頭にある数字は回答者数であり，数字のないものは全て回答者が1名だったものである。

ヒアリングでは，複数の競技者から体育館の利用，練習場所の確保が困難との声が聞かれたが，アンケートの回答からは明確な傾向はみられなかった。しかし，一部の回答者は確かに断られた経験があることがわかった。

車いすバスケットボールに限定してみると，全体練習での利用や個人練習での利用の断れた経験が「1：よくある」「2：ときどきある」とした全ての回答者は，全体練習と個人練習の日数が合計で月に12日以上である。週に3日以上練習時間を確保するために，様々な施設の利用を試みた結果，利用を断られた経験が多いことが推測される。

全体の断られた理由を見てみると，競技や障害に対する無理解によるものがいくつかみられる。例えば，車いすラグビーや車いすバスケットボールは，「床に傷がつく」やタイヤ痕などによって「床が汚れる」という理由が挙げられた。また，ポッチャの

表3-3-5-5：断られた経験（人）と理由

全体練習	WR	WB	Bo	BS	計
1:よくある	2	3	0	0	5(8.6%)
2:ときどきある	2	5	3	1	11(18.9%)
3:あまりない	1	4	7	0	12(20.7%)
4:ほとんどない	4	11	11	2	28(48.3%)
無回答	0	1	1	0	2(3.4%)
主な理由	③床に傷がつく 床が汚れる 前例がない 予約済み	⑤床に傷がつく ②予約済み ②床が汚れる 車いすでの使用 安全面 前例がない	④予約済み 車いすでの使用	②予約済み 球技禁止	58(100%)
個人練習	WR	WB	Bo	BS	計
1:よくある	1	1	0	0	2(3.4%)
2:ときどきある	0	1	0	0	1(1.7%)
3:あまりない	0	3	3	0	12(10.3%)
4:ほとんどない	6	13	6	2	27(46.6%)
無回答	2	6	13	1	22(37.9%)
主な理由	障害者が利用できる施設ではない	床に傷がつく 安全面 前例がない 床が汚れる	予約済み		58(100%)

選手も車いすを土足と同じとみなされ利用を断られたという記述があった。さらに、「前例がない」「安全面」など、回答数は少ないものの、理由として挙げられている。

個人練習は、全体練習に比べて断られた経験は極端に少なくなる。しかし、ごく一部の回答者から、「障害者が利用できる施設ではない」「安全面」「前例がない」といった理由で利用を断られている。「予約済み」などの不可抗力的な理由ではなく、施設側の配慮に欠ける拒否理由が挙げられた点は重要であると考える。

○利用の条件・内容

競技場を利用するにあたって、利用の条件を付けられたことがあるかを、「1：よくある」「2：ときどきある」「3：あまりない」「4：ほとんどない」の4段階で回答してもらい、自由記述で条件や制限の内容を尋ねた。(表3-3-5-6)

全体練習、個人練習共に条件や制限を付けられたと回答する者の数は多くない。「3：あまりない」「4：ほとんどない」の合計は、全体練習で67.2%、個人練習では89.7%と個人練習の方が制限を付けられることは少ないことがわかった。

競技に関する条件や制限の具体的な内容としては、「床に傷をつけないこと」や「掃除をすること」、「壁打ち禁止」「球技禁止」などが挙げられた。

表3-3-5-6：利用において条件を付けられた経験（人）と内容

全体練習	WR	WB	Bo	BS	計
1:よくある	2	2	0	0	4(6.9%)
2:ときどきある	2	1	1	1	5(8.6%)
3:あまりない	2	4	4	0	10(17.2%)
4:ほとんどない	3	13	14	2	32(55.2%)
無回答	0	4	3	0	7(12.1%)
主な内容	②床に傷をつけない 掃除をする 松脂の使用禁止 住所や勤務先があること	②地域在住の割合 利用時間 掃除をする 壁打ち禁止	車いすの利用	球技禁止 減免借用手続	58(100%)
個人練習	WR	WB	Bo	BS	計
1:よくある	0	1	0	0	1(1.7%)
2:ときどきある	0	1	0	0	1(1.7%)
3:あまりない	0	3	1	0	4(6.9%)
4:ほとんどない	7	12	9	2	30(51.7%)
無回答	2	7	12	1	22(37.9%)
主な内容	身障者用トイレがない	介助付 傷をつけない 安全面	②2時間利用	減免借用手続	58(100%)

○要望

(5)(6)では、全体練習、個人練習における要望を自由記述で尋ねた。冒頭の数字は回答者数であり、数字のないものは全て回答者が1名だったものである(表3-3-

5-7)。

練習に対する要望は多岐にわたる。車いすの3競技では利用可能な施設の増加を希望する回答が多く、ボッチャやブラインドサッカーなどは専用コートのある。練習機会、練習時間の増加を望む声の一部の回答者から上がっている。

個人練習で特徴的だったのは、四肢障害の選手の多い車いすラグビーの回答者の、荷物の積み下ろしの介助へのニーズである。全体練習ではマネージャーやサポートスタッフなどの手伝いがあるが、個人練習の際にはそのようなチームとしての支援がないためである。一方、上肢に障害のある選手が比較的少ない車いすバスケットボールの回答者からは、積み下ろしのニーズは挙がっていない。

また、ブラインドサッカーは選手が視覚障害、または晴眼者の場合もアイマスクを着用し、視界が制限されてしまうため、単独での練習は極力避けるようにしているとあった。単独の場合は、衝突や怪我に配慮し、基礎的な練習に留めるなどのアドバイスをしているとあった。

設備面以外では、ボッチャやブラインドサッカーからサポートのニーズが挙がっており、設備や競技場の範疇ではないものの、人材不足がこの回答から見受けられる。

表3-3-5-7：全体練習、個人練習における要望

	全体練習	個人練習
WR	③練習時間の延長 ②練習日数の増加 ②利用可能施設の増加 コート の 全面利用 宿泊施設の併設 駐車場の確保 移乗の介助 車いすトイレの設置 空調設備 駐車場の除雪	③移乗・積み下ろしの介助 身障者用の駐車場の確保 利用可能施設の増加 駐車場の除雪
WB	④利用可能施設の増加 ②練習時間の延長 雪の対応 新式のコートライン 練習用具の預かり	③利用可能施設の増加 新式のコートライン
Bo	⑥空調設備 ②利用可能施設の増加 ボッチャ用コートの設置 ボランティアの増加	道具の保管
BS	③サポートスタッフの増加 ②ブラインドサッカー専用コート 駐車場がありアクセスが便利 AEDなどの緊急時対応可能 シャワー設備 無料・安価な使用料 施設内の安全管理 選手の増加	人工芝コートの利用 単独練習の際の安全管理 施設内の安全管理 サポートスタッフ

3-3-6 アンケート調査のまとめ

第1次と第2次アンケートによって、駐車場、車いす用（障害者用）トイレのニーズがかなり高いことが明らかになったことに加え、施設側の障害理解や配慮不足がある現状が明らかになった。一般の施設への応用を視野に入れながら、2つのアンケート結果を以下にまとめる。

○駐車場の必要性

第1次アンケートで、現在利用している施設の利用理由の上位3項目は、「チームが集まりやすい」「設備が充実」「利用料が安い」であった。この時点では、「チームが集まりやすい」というのは、アクセスの条件が良いことや、プレーヤーの居住地に近いなど様々な理由が想定された。しかし、第2次アンケートにおける練習場までの移動手段と移動時間の結果から、多くの競技者が自動車を移動手段として用いており、車いすラグビー、車いすバスケットボールのプレーヤーは、本アンケートにおいては100%の利用率であることがわかった。競技車への乗り換えが必要なこと、競技にボール等が必要なことから、自動車での移動が必須となるため、プレーヤー全員が自動車で来館可能な場所が、チームが集まりやすい場所であると考えられる。移動時間が1時間を超えるケースが多々あることから、駐車場が広い、競技車の積み下ろしが便利など、駐車場の条件の揃っているところを練習場として用いるケースが多いことが推測される。

ボッチャやブラインドサッカーのプレーヤーにおいても、送迎といった形で自動車を利用するケースが多く、駐車場を利用する確率が高い。障害者専用のスポーツ施設は、障害者の利用が想定されているため、駐車場の専用エリアが広かったり、車間があらかじめ広く取られていたりなどの配慮があるために、ブラインドサッカーを除いて圧倒的に高い利用率になっていると考えられる。

一般施設において駐車場を拡大するというのは、特に既存の場合には求めにくい部分ではあるものの、近年障害者用エリアを高齢者や妊婦の利用へと拡大している背景もあり、障害者用の駐車スペースが埋まってしまうケースも多々あることが考えられる。競技車や日常用車いすなど、乗降の際に物理的に幅を必要とすることに配慮するならば、一般のスポーツ施設において、車いす利用者限定の駐車スペースの確保、障害者専用エリアのみ屋根の設置を行うなどの対応が求められるだろう。また、この時に駐車場から玄関までの動線においても、フラットまたは極力緩やかなスロープの設置、既存の施設によって不可能な場合は職員による対応なども求められるだろう。

○複数の車いす用トイレの必要性

駐車場と併せてニーズの高かったものは、車いす用トイレであった。車いすバスケットボールやボッチャの回答者からは、複数あることについての言及もあった。多くの選手が日常も車いすを用いるため、車いす用トイレがなければその施設の利用は困難となる。また、全体練習のように複数名が集まる場合、練習前後に利用が重なる傾向がある。

一方で、洋式トイレや手すり、車いすで入れる広さの一般トイレなど、障害者用として特別に作られたトイレに限定しない回答もいくつかあった。車いすバスケットボールやボッチャのプレーヤーの中には立位が可能な場合もあり、手すりなどのサポートとなるものがあれば一般のトイレを利用することが可能となるケースもある。したがって車いす用トイレの充実とともに、一般トイレにも多様な利用者を受け入れられるような設備を配した、トイレの機能分散の考え方が有効である。

○施設側の理解・配慮の必要性

練習のための移動に長時間を費やしていることから、地元に使え施設をつくることでプレーヤーの負担を軽減する必要がある。そのためには身近な一般施設の利用を拡大することが有効であり、それには、施設側における障害理解や配慮が不可欠となる。

第2次アンケートで、一部には「床に傷がつく」「床が汚れる」などの理由で利用を断られたケースがあることがわかった。確かに車いすラグビーや車いすバスケットボールは競技の特性上転倒も多く、衝撃で床面が傷つくことも想定される。しかし、一般競技以上に体育館を傷つける可能性が高いとは必ずしも言えない。また、「床が汚れる」という点では、清掃等で修復可能であるにも関わらず利用を許可しないということは、理解に欠けると言えるだろう。また、「安全面」を理由に利用を許可しないことや、「前例がない」という理由も施設側の理解が欠けている点である。障害があることと危険であることはイコールではない。アクセシブルでないために利用しにくい施設や設備に出会う可能性はあるだろうが、それらは情報として利用者に伝え、その上で施設を利用するかどうかを利用者が判断するべきであろう。施設側に移乗の介助や、用具の準備など、援助を依頼する場合は、人手不足等で断られることがあり得るが、無理解によって施設の利用を断るようなことは、あってはならないことである。

3-4 競技者へのインタビュー調査

3-4-1 車いすラグビー (Wheelchair Rugby)

3-4-1-1 車いすラグビーのルール (文3-4-1-1)

車いすラグビーは、パラリンピックでは「ウィルチェアーラグビー」と呼ばれており、コートはバスケットボールのコートが用いられる屋内競技である。四肢に障害（頸髄損傷や四肢の切断、脳性麻痺等）のある車いすの選手が行う競技として1977年にカナダで考案され、日本の連盟は1997年に設立されている。

1 チームは4名で構成され、選手はその障害の程度によって0.5～3.5の7段階にクラス分けされる（数字が小さいほど障害の程度が重い）。男女混合競技であり、女性選手は障害が同程度の男性選手よりも小さい数字のクラス分けとなる。コート上でプレーする4人の選手の合計が8.0点を超えないようにしなければならない。

1ピリオド8分間で、4ピリオド行われる。選手がボールを保持した状態で、車いすの2車輪が2つのパイロンで区切られた相手側のゴールラインを超えた時に得点が入る。

この競技は、相手の攻撃や防御を阻止するタックル（車いすでコンタクトすること）が認められている。ただし、後方車輪より後方へのタックルによって転倒などをさせてしまう行為は反則となる。激しく衝突のある競技性のため、ポジションに応じた役割が果たせるように専用の競技用車いすを使用する 경우가多く、通常の車いすよりも頑丈な作りとなっている。それぞれの特徴としては、オフenseとディフェンスでそれぞれ、バンパーの部分が短く、または長く作られている。

ボールは、バレーボール球を参考に開発された専用球を使用し、投げる、打つ、ドリブル、転がすなどの、蹴ること以外の方法でボールを運ぶことができる。ボール保持者は何回でも車いすを漕ぐことができるが、10秒以内に1回はドリブルをするか、パスを行わなければならない。通常のラグビーとは異なり、前方へのパスが認められている。

3-4-1-2 インタビューから

(2014年11月9日、国立リハビリテーションセンター体育館にて、AXE（注3-4-1-1）とBLITZ（注3-4-1-2）の合同練習の場において、プレーヤーにグループあるいは個人単位で質問)

車いすラグビーは、クウォッドラグビーとも呼ばれ、主に四肢麻痺（Quadriplegia）のある障害



写真3-4-1-1：ラグビー用車いす

者が車いすで競技するスポーツで、車いす同士がぶつかり合い、しばしば車いすの転倒を伴う激しい競技である。車いすはその衝突に耐えられるように頑丈で重く、重心は低めである（写真3-4-1-1）。表3-4-1-1に採寸することができた車いすの全幅を示すが、この中での最大幅は86cmである。またガードに重きを置くローポインター用という車いすの先端には、相手の車いすを引っかけるための出っ張りが付いている（写真3-4-1-2）。

プレーヤーは上肢に障害があるため、車いすをこいだりパスを受けたりする際に滑らないように、滑り止めのついた手袋をはめ、しばしば松脂を使う。そのため、体育館の床は松脂やタイヤのゴムがこすりつくことで汚れる場合がある。また転倒の際に車いすの一部によって床面が傷つくこともあり、利用を断られる場合がある。そのため競技者側も気を使っていて、転倒した車いすをスタッフが起こす際は、床を傷つけないように、タオルを敷いている。

表3-4-1-1：
ラグビー用車いすの全幅測定

	幅 cm		幅 cm
ローポインター	81	ハイポインター	83
	84		80
	81		81
	84		79
	85		80
	82		81
	86		78



写真3-4-1-2：ローポインターの先端

○駐車場について

多くのプレーヤーは上肢が不自由ながら自分で車を運転して移動している。競技のためには車いすをはじめさまざまな道具が必要となり、それらを積む空間が必要だが、ワンボックスよりも乗降しやすいステーションワゴンが多いようである。駐車した後、車からまず日常車に乗り移り、競技車や道具を下す。競技車は重く、プレーヤーの障害が比較的重度であることもあり、車に積み下ろしする際に人的サポートがあるとよい。また駐車場に屋根があるとよい。

○移動について

競技車の座席に競技道具を入れたバッグを載せ、片手で前の競技車を押し、後ろから片手で日常車をコントロールしながら移動するので、移動経路は舗装されていて段差やスロープがない方がいい。また移動経路や出入口が狭いと、円滑に移動できない。ここでも屋根があるとあ



写真3-4-1-4：リア・キャスター

りがたいし、人のサポートもあるとありがたい。競技車は、リア・キャスター（転倒防止補助輪）（写真3-4-1-4）があるため、小さな段差でも上がれない場合がある。

○乗り換えについて

日常車から競技車への乗り換えは、2つの車いすを45度、あるいは90度程度にセットし、必要に応じて介助者がサポートしながら行うが、チーム全員がそれぞれ2台の車いすを好みの位置にセットするためにはそれなりの広さが必要。通常の練習ではコート周辺で乗り換え、乗り換えた後の日常車はサイドラインの外側の壁面に、プレーの邪魔にならないように置く。乗り換えでは、競技車にブレーキがないので、動かないようにサポートしてもらわなければならない。控室や更衣室に全員の車いすを置くことは広さの問題で無理であるし、コート脇ならば目が届くので盗難防止の面からも安心。試合等ではコート脇に置くことができず控室に置くことになるので、施錠する必要がある。

○控室について

海外では更衣室が時間単位で使えるが、そこが更衣室兼控室となり、打合せもそこでやる。ひとチームの登録は12名、ベンチに入るスタッフは6名。

国内ではチームごとに更衣室や控室をもらえることはあまりなく、大部屋で特に仕切りもない場合が多いので、貴重品の管理には気を使う。大部屋の場合は相手に筒抜けになるので、作戦会議も開きにくい。チーム全員が入るにはかなりの広さの部屋が必要で、廊下にはみ出すことが多い。したがって廊下は広い方がよい。メンバー全員が入れて、競技車に移乗できて、トイレや更衣室もある控室が一番いいが、現実にはまずない。

○更衣について

汗をかかないので、ほとんど着替えない（注3-4-1-3）。更衣室はまず使わない。着替えるとすれば、サブアリーナとか控室とかで済ませる。

特に下半身の更衣は困難なため、自宅や宿舎から着替えをしていくプレーヤーが多い。ただ、下半身を着替える必要が生じたときは、ベッド状の更衣台があるとよい。

○トイレについて

多くのプレーヤーは蓄尿袋等を装着している。練習中や試合中はチームプレーなのでトイレに抜けることはみんなに迷惑がかかる。どうしてもトイレに行く際は、競技

車に乗ったままで行きたい。障害が重度なため、日常車への乗り換えは容易でない。トイレは、入口で入れない場合がある。ガツガツぶつかりながら無理やり入る感じの時もある。

トイレ室内は、車いす対応のものならば内部の広さは確保されているが、キャンパーとガードがあるので便器に密着しづらい。

トイレの床に排水勾配があると、リア・キャストの影響もあってタイヤが浮いてコントロールできなくなる場合がある。

練習中や試合中に、思わず腹圧がかかってしくじる場合がある。そういう場合は、脱衣や清拭といった作業が必要となるので、ベッドがあると安心できる。

○シャワーについて

練習や試合後にシャワーがあれば使いたい。ただ、使いやすいシャワー設備はほとんどないし、使うのに時間もかかる。練習は時間ぎりぎりまでやるし、試合だと行事が次々にあって忙しく、実際には使わない。

シャワーチェアは移乗が難しい。背もたれや肘掛や幅が身体にフィットしないと使いにくい。海外で見る、壁に固定してある、跳ね上げ式のいすは使える。ただしその場合は、操作部が手の届くところにあり、ヘッドがこちらを向いている必要がある。移乗台があるとありがたい。

シャワーを使った場合、日常車の座席にバスタオルを敷いて移乗する。

シャワー室にも更衣用のベッドがあるとありがたい。

○人的サポートについて

車いすの積み下ろし、移乗、パンク等の修理、転倒時の起き上がり等で人的サポートとは必ずいる。スタッフの方がいるから競技ができる。

○遠征について

対外試合等のために遠征する場合は、できれば車で行くが、遠方だと電車や飛行機で行く場合もある。その場合、競技車は荷物として持ち込む場合と、先に宅配便等で送っておく場合とがある。荷物が遅れたり、海外だと届かない場合もある。

飛行機は1機に乗せてもらえる歩行困難者の数が制限されるので、何便かに分乗することになる。サポートの人も入れると大所帯になる。

ホテルは、海外だと特に車いす用でなくても結構使えるが、日本では車いすで泊まれる所は限られるし、車いす対応の部屋があっても1つだけ。部屋にある洗面、風呂

は使えない、使わない。部屋は寝るだけ。入浴は遠征だと濡れタオルで拭くぐらいで、3日間くらい入浴しないことはある。どうしてもというときは、ホテルの1階の車いす用トイレで、頭くらいは洗う。

遠征の旅費は自己負担。遠征が長期になったり、試合が連日になったりすると排便コントロール（注3-4-1-4）ができなくなることもあり、しくじるリスクが高くなる。

○コートについて

一般的なバスケットボール用コートを使っているが、エンドラインにゴールがあるので、そこまで全速力で突っ込むことがあり、安全のためにもエンドラインから壁面までに十分な広さが欲しい。

○練習場について

場所の確保に苦労している。関東5県をぐるぐると巡回するように練習場所を確保して移動している。

体育館が汚れる、傷むと言われる。数か月前から予約を入れるが、他の団体もあるし、自由には使えない。2チームが合同で練習するのは、チームごとに午前と午後を押さえることで、結果として通して使えるから。練習の後は床掃除を行うので、それに時間がかかる（写真3-4-1-5）。合同だと掃除も1回で済ませられる。



写真3-4-1-5：練習後の掃除

会場の使用料の負担も大きい。障害者施設の体育館は、基本的に手帳を持っていると無料。有料の場合は、2～3時間で5000円から1万円かかる。

3-4-2 車いすバスケットボール（Wheelchair Basketball）

3-4-2-1 車いすバスケットボールのルール（文3-4-2-1）

第二次世界大戦後に米英両国で多数の車いすスポーツが生まれ、車いすバスケットボールはその中の一つであると言われる。全米協会は1949年に設立され、1960年ローマ大会（当時はストックマンデビル大会）からパラリンピック競技となっている。

1チーム5名で構成され、選手は障害の程度、体幹のバランス能力、車いすバスケットボールの基本的なプレー能力やボールコントロール範囲に応じて、1.0～4.5点まで0.5点刻みでポイントが与えられる。コート上の5名の選手の合計が14.0点を超えないよう

にしなければならない。1クォーター10分で、4回繰り返される。通常のバスケットボールと同じコートとボール、同じ高さのゴールを使用し、基本的には一般的なバスケットボールと同じルールが採用されている。移動は2プッシュまでこぐことが許されている。ダブルドリブルは適用されない。車いすから転落しても、助けを必要としない場合は競技が続行され、助けを必要とした時は、スロー・インで再開される。

使用する車いすは、回転性や敏捷性、あるいは高さが得られるような専用の車いすが使用され、各部の寸法規定がある。チームの得点源となる選手は、少しでも高い位置からシュートが打てるように、座高の高い車いすを用いている。

3-4-2-1 インタビューから (1)

(2014年12月18日、埼玉県障害者交流センター体育館にて、埼玉ライオンズ(注3-4-2-1)の練習の場を借りて、プレーヤーにグループあるいは個人単位で質問)

車いすバスケットボールは、四肢麻痺、下肢麻痺、切断など、様々な障害のある人が、その程度に合わせたポイントを持って参加する(写真3-4-2-1)。高速でコート上をめまぐるしく動き回るため、車いす同士がぶつかり合い、しばしば車いすの転倒を伴う激しいスポーツである。車いすはその衝突に耐えられるように頑丈に作られている。表3-4-2-1に、採寸することができた車いすの全幅を示す。最大幅は92cm。

体育館の床はタイヤのゴムで汚れる場合があり、また転倒の際に車いすの一部によって床面が傷つくこともあり、体育館側から利用を断られることもある。



写真3-4-2-1：
バスケットボール用車いす

表3-4-2-1：
バスケットボール用車いすの全幅測定

クラス	幅 cm	
1	82	
3.5	88	
健常	92	本人の自費購入。ハイポインター用
健常学生	88	サークル所有、寄贈
健常学生	92	サークル所有、寄贈
2	87	
2	87	

○駐車場について

多くのプレーヤーは自分で車を運転して移動している。車いすをはじめさまざまな道具を積むため、ワンボックスを運転する人が多いようである。駐車して、まず日常車に乗り移り、多くの人は自分で競技車や道具を下す。駐車場に屋根があるとよい。

障害者用駐車場に誰でも停めてしまっている
ので、困ることがある。

○移動について

競技車の座席に荷物を載せ、日常車で背後から押す（写真3-4-2-2）。片手で前の競技車を押し、片手で日常車をコントロールしながら移動するので、移動経路は舗装されていて段差やスロープがない方がいい。横浜ラポールのスロープ程度なら、多少面倒だが大丈夫。手すりがあれば、それを持ちながら昇ると楽。

また移動経路や出入口が狭いと円滑に移動できない。ここでも屋根があるとよい。

日常車から競技車に乗り換えた後はリア・キャスター（転倒防止補助輪）（写真3-4-2-3）があるため、小さな段差でも上がれない場合がある。



写真3-4-2-2：移動の様子



写真3-4-2-3：リア・キャスター

○エレベーターについて

エレベーターが狭い時は、競技車のタイヤを外して小さくして乗り込む。エレベーターのかごは大きい方がいい。

○乗り換えについて

日常車から競技車への乗り換えは、2つの車いすを45度、あるいは90度程度にセットして行すが、車いすラグビーの選手に比べると身軽な人が多い。チーム全員がそれぞれ2台の車いすを好みの位置にセットするためにはそれなりの広さが必要。通常の練習ではコート内で乗り換え、乗り換えた後の日常車はサイドラインの外側の壁面に、プレーの邪魔にならないように置く。控室や更衣室に全員の車いすを置くことは広さの問題で無理であるし、コート脇ならば目が届くので盗難防止の面からも安心。試合等ではコート脇に置くことができず控室に置くことになるが、施錠して管理を厳重にする必要がある。

○控室について

大会時の控室は、大部屋がエリアで区切られていることが多いが、隣に他チームがいるので作戦会議などは難しい。トーナメントが進めばどんどん少なくなるが、大会開始時がいちばん混雑する。チームごとに部屋があると便利だが、広くないと不便。狭くて着替えなどができないこともある。その場合は更衣室を利用したり、隅で着替えたり。

海外で車いすを控室に置いていてバラバラにされたことも。ネジが外されていた。タイヤが盗られることも。貴重品の管理は自分たちで行う。鍵のかかる部屋がありがたい。

○更衣について

脊髄損傷系の人は日常車で着替えをして、競技用に乗り換える。日常車はブレーキがかけられるし、ひじ掛けがあるのでプッシュアップの動作がしやすいなどの理由で。

切断の選手は立ったり、褥瘡（じょくそう）の心配がないので床にタオルを敷いて着替えている。

もう少し障害が重度だと、車いす上だと時間がかかるので、車内かベッドで着替える。体育館の更衣室に、ベッドのような寝転がれるところがあると重度の人は着替えに使えるし、軽度の人は荷物を置いたり広げたりするのに便利。

○トイレについて

練習中・試合中に行くこともある。その際は日常車に乗り換えて行く。競技車だと幅が広くて入りづらい。通らないところもある。

十分なスペースがあれば、競技車で行きたい。練習中などにしくじった際は、日常車を汚したくないのでそのまま競技車で行く。

便房内は、広くて段差がなければ、競技車でも乗り移りできる人はいる。切断の人とか。

便器の横と前にスペースがあると良い。ただし男性は小用のときは乗り移らない。

トイレにベッドがあれば、しくじった際の処理に便利かもしれない。普通の時には必要だと思わない。処理に更衣室を使うのであればきちんと仕切りがあった方が良い。

トイレの数を増やして欲しい。大会の時などはトイレ待ちがすごいので、車いす対応トイレが3ヶ所あるとすごくスムーズになる。ピーク時をずらしたり、一番遠いと

ころを使うようにしている。選手用フロアのトイレが足りず、一般用のトイレや隣の施設のトイレを利用したりもする。選手専用トイレがあるとよい。

個室はカーテンよりは、しくじった時に臭いが漏れないように鍵がかかるとよい。

○シャワーについて

浴びる人もいる。下肢切断の人は立てるのでそのまま浴びるが、脊髄損傷の人はシャワーチェアがあったり、または床にスポンジやマット等のクッションがあって褥瘡が予防できれば、床に降りて浴びる。

障害によってはシャワーを浴びない。タオルやボディペーパーなどで済ませる。浴びるとすれば、シャワーチェアがあるとよい。海外は浴槽がなくて、シャワーだけなので、車いすでアプローチしやすい。

○人的サポートについて

ライオンズのメンバーは移動などにサポートが必要な選手はいない。バンク修理等も自分たちでできる。それでも、スタッフのサポートの力は大きい。ただ、マネージャーやトレーナーは多いが、専門的な戦略を考えたりするスタッフは少ない。

○遠征について

遠征中は必ず風呂に入る。ビジネスホテルは大体ユニットバスで狭いので、疲れているときは、便座に座って、そこまでシャワーを引っ張って浴びる。便座はシャワーチェア代わり。疲れていない時は、部屋にあるいすを使って便座⇒いす⇒浴槽と移動する。

重度な人は、入浴の代わりにタオルを濡らして拭く。ペーパータオル（ウェットタオル）を持っていくことが多い。段差等でユニットバスに入れないうきは、洗面も体を拭くのも1階の車いすトイレを利用する。

○コートについて

個人的には、シュート練習がたくさんできるようにリングが多い方がよい。

エンドラインから壁面までに十分な広さが欲しい。

○練習場について

練習場の確保に苦勞。体育館が汚れる、傷むと言われる。新築の体育館はバリアフリーになっていて使いやすいの、きれいになったために利用禁止になった例もあ

る。

練習後は自分たちで掃除をしている。今でも一般の体育館では、タイヤ痕を自分たちで全部消してから帰ってくれというところはある。県が管理する体育館でも言われる。うちは健常者の参加が多く、スタッフもいるのでお願いして行っている。

体温調節できない選手もいるので、体育館は冷暖房完備だとやりやすい。

週3回は環境の良い体育館で練習したいが、障害者優先の体育館の絶対数が少ない。

一般体育館は、土日は混雑。平日昼間は、みんな仕事があるので利用できない。

3-4-2-2 インタビューから (2)

(2014年10月14日、横浜ラポールにて伊藤俊之氏(注3-4-2-2)にインタビューを行ったが、伊藤氏は車いすバスケットボールのプレーヤーでもあるので、ここでは、プレーヤーとしてのインタビュー部分を取り上げる。)

○トイレについて

競技車ではふつう、トイレに行かない。乗り移りの問題。競技車はぴっちり作っているので、便座から車いすに戻るときにお尻をぶついたり擦ってしまう。それが怖い。

競技車で行くときはしくじった時。しかたなく広いトイレで着替える。

便器周りが広くても、競技車だと便器に密着できず、乗り移りがしづらい。

日常車で試合前にトイレに行き、試合後は日常車に乗り換えてトイレを使い、その後はずっと日常車なので、競技車でトイレに行く必要性を感じない。基本的には競技中にトイレに行くことはあまりない。

広さが十分あるトイレがたくさんあっても、競技車は幅が広いので、トイレに行くまでの経路が狭かったり、結構動きづらい。日常車の方が便利。1日中試合の時でも、ずっと競技車だと体がきついで、間は日常車に乗る。

試合前は、トイレが混む。個数が足りない。乗り移りができれば、一般用トイレのドアを開け放して使う。一般用が使えるようなら、基本的に車いす用のトイレを使わない。混雑緩和には一般トイレで車いすが入れるようにしてもらいたい。

便器へのアプローチは正面からでもいいが、一番いいのは90度。

女性トイレの方が、必ず乗り換えがいるので大変な模様。

バスケットボールのチームで12人選手がいて、便座に乗り移る必要のある人は半数くらい。残りは立ち上がれる。車いす用トイレがいるのは3分の1くらいかな？

ラグビーは車いす用トイレがいるが、乗り移りを自分ではできない人が多いので

は？

一番スペースが必要なのは、介助がいるボッチャだと思う。ベッドがあるだろうし。

車いすラグビーは頸髄損傷が多く、立ち上がれる人もいるが、乗り移りに介助のいる人もいる。ただ尿管器を使っていて乗り移りが不要な人もいる。

乗り移りが必ずいるのはしくじった時。

○更衣について

着替えは日常車に座ったままで行う。バスケットボールをやる頸髄損傷の人は車いすに座ったままを着替えられる。ボッチャやラグビーだと着替え台があると思う。

3-4-3 車いすテニス (Wheelchair Tennis)

3-4-3-1 車いすテニスのルール (文3-4-3-1)

車いすテニスは、男女別のシングルスとダブルスの他に、アテネパラリンピック以降、男女混合のクワードクラスのシングルスとダブルスが正式種目となっている。

選手は下肢の1つまたは両方の実質的な機能障害があることが条件となっており、クワードクラスは、四肢麻痺等の障害がある選手が対象となる。クワードクラスでは、ラケットを握ることが難しい選手は、手とラケットをテーピングで固定することが許可されている。また、他者がバウンドしたボールでサーブをすることも認められている。

車いすテニスと一般のテニスの大きな違いは、2バウンドが認められている点である。その他、ボールやコート、ネットの高さ、基本的なルールは一般的なテニスと同じである。コートはハード、クレイ、芝生など、一般的なテニスコートと同様であるが、芝生は深さによっては選手にかなり負担である。

車いすは体の一部として考えられるため、ボールが触れてはならない。また、地面に足をつけてはいけない（機能障害で車輪操作ができない場合は片足で操作しても良い）。

車いすは、回転性や敏捷性が得られるような専用の車いすを使用する。手動の車いすが操作できない場合、電動車いすの使用も認められている。ただし、電動車いすを使用する場合は、ITF (International Tennis Federation) の主催する大会全てにおいて電動車いすで出場しなければならない。

3-4-3-2 インタビューから

(2014年11月30日、東京都障害者総合スポーツセンターにて、テニス選手のグループやテニス指導者の星義輝氏 (注3-4-3-1)、竹田有治氏 (注3-4-3-2) にインタビュー)

わが国の車いすテニスは世界のトップレベルにあり、2015年3月10日現在のITF国

際ランキングでは、トップ10に男子が3名、女子が1名入っており、男女とも1位は日本選手である。

車いすテニスはラケットを扱う競技であることから、トップであるためには上肢の高い機能が求められる。コンタクトスポーツではないために、車いすには衝撃に耐えるような、あるいはプレーヤーを保護するような補強はなされておらず、激しく繰り返される方向転換が可能なように、軽快に動くための剛性が確保されている（写真3-4-3-1）。キャンバー（車輪の傾き）が大きく全幅が広いことにより、バスケット車ほど小回りは重視されないものの、速い走り出しに有効である。リア・キャスト（転倒防止補助輪）は、車いすラグビーや車いすバスケットボールでは2本のものが多かったが、車いすテニスは1本が多いようである。

表3-4-3-1はインタビューの際に採寸できた車いすの全幅であるが、最大のものは104cmあり、これはこれまでに採寸した全競技を通じて最大である。このことから、車いすテニスの車いす全幅は、車いすを用いる競技の中でも広い部類に属するということが言えるだろう。なお計測対象にはクワードクラスや電動車いす使用者はいなかった。

車いすラグビーや車いすバスケットボールと異なり、車いすテニスは個人競技であり、練習もあくまでも個人単位で行っているようである。

○駐車場について

多くのプレーヤーは上肢に障害がなく、ワンボックス車でも乗降に支障がない。

駐車した後、車からまず日常車に乗り移り、競技車や道具を下す。この際、特に介助は必要としない。駐車場に屋根があるとよい。

○移動について

移動は他の競技と同様に、競技車の座席に他の荷物を入れたバッグを載せ、日常車で背後から押す。エレベーターに乗れないときは車輪を外したりして乗る。片側だけ外す場合もあれば、両方外す場合もある。タイヤを外さないで乗れるエレベーターは

表3-4-3-1：
テニス用車いすの全幅測定

	幅 cm
男子	103
男子	104
男子	95
女子	95
男子	103



写真3-4-3-1：テニス用車いす

空港以外ではあまりない。段差は、リア・キャストがあるので正面からは無理だが、斜めに入るといったテクニックを使えば、かなりの段差まで上がることができる。

○乗り換えについて

コート近くで乗り換えるので、日常車はサイドライン側に置くことが多い。プレーはサイドラインの外に出て行われる場合もあるので、影響のないネット近くに置く。

○更衣について

着替えは車の中、車いすに座ったまま、台に乗り移ってなど、いろいろな状況で可能。

○トイレについて

トイレに行くときは、8割ぐらいは日常車に乗り換える。

競技車では、大抵はドアのところで入れない。タイヤを片方抜いて、残りのタイヤの方に重心をかけて一輪だけで入ることもある。便器へは男性は乗り移らない。女性は乗り移る必要があり、ブレーキがないと難しい。立ち上げられる人は特段の不便はない。

ブレーキがあれば移乗台はなくてもいいが、あったら便利。(女性、胸椎10から11)

使い慣れている競技場だと、トイレについて、ここは狭いがここは広いといったことを全部知っており、使えるかな、といった心配をする必要がない。

トイレ照明がセンサー式だと不在なら消灯するので、空室がわかりやすい。

しくじった場合は緊急度によって日常車に乗り換えるときもあるし、競技車でそのまま行ってタイヤを外したりして何とか入ることもある。

○シャワーについて

練習の後、そのまま帰るときはシャワーを浴びないが、後に予定があるときは浴びる。ここ(東京都障害者スポーツセンター)は車いす用のシャワーがある。台の上を這って行ってシャワーを浴びる。自分でマットを持っているので、その上で体をふいて乗り移って仕上げにまた拭く。

シャワーチェアやシャワー用車いすに乗り移るとき、自分の車いすが濡れないようにできるだけ手を伸ばして遠くに置き、引き戸やカーテンを閉めて使う。

○人的サポートについて

サポートは、あればお願いするし、なければ自分たちでやれる。個人競技なので、サブプレシーブとか、個人的にサポートをお願いすることはある。ただ、大抵は自分たちでやっている。パンク等の修理は車に道具を積んでいて、自分たちでやってしまう。

○遠征について

ホテルではユニットバスは使えない。トイレはだいたいロビーの車いす用トイレで済ませる。一番は出入り口の幅。段差は何とか入る。

ユニットバスは便器がドア近くにあるので、ホテルの人にシャワーヘッドを寄せてもらっておいて、そこに座って洗う。旅先ではシャワーで我慢する。自宅は湯船。

外国の試合だとだいたい2人部屋になるが、浴室への段差もないし、広いし、普通の部屋で泊まれる。

車いすで使える部屋が1つしかない時に、そこを共用にすることはない。

基本的に個人競技なので、食事に集まるくらいで、後はバラバラ。

○練習場について

練習場の確保で一番苦勞するのは、運営する側の意識の低さ。どこに行っても車いすはだめ、と言われることが多い。

新しい体育館を作ると車いすでは傷むからダメとか、テニスコートでもコートが傷むとか、車いすはダメが前提になっているところが多い。タイヤでコートが傷むのは、靴で傷むのと同じ。運営側の意識というか、知識をちゃんと持ってほしい。

障害者スポーツセンターは使い勝手がいいし、慣れているし、ここなら全部揃っているからみんな集まりやすい。でもここでは競技レベルとレクリエーションレベルが混じっていて、子どもたちがいたりしてやりにくい点はある。

前は大会を目指す人がここに集まってきていた。今は練習時間が制約されてやりにくくなっている。大会の時は集まるが、それ以外の時は自分の都合のいいところで練習している。練習ができるのは仕事が終わった後だが、レクリエーションの人と時間が重なって、なかなかコートが取れない。地元に見えるコートがあって、障害のある子どもたちが、親といっしょに地元でやれるようになればいいことだと思う。

3-4-4 ボッチャ (Boccia)

3-4-4-1 ボッチャのルール (文3-4-4-1)

ボッチャは、ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者、または同程度の四肢重度機能障害者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目となっており、個人戦と、団体戦（2対2のペア戦、3対3のチーム戦）がある。

ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競うものである。個人戦・ペア戦は1試合4エンド、チーム戦は6エンドで構成され、選手はジャックボールを投げ、競技を開始する。まずジャックボールを投げた選手がカラーボールを投球し、その後、相手選手が投球する。その後の投球からは、ジャックボールに最も近いところにあるボールの色ではない方の選手が行う。コートは12.5m×6mで、6つに区切られた片側にスローイングボックスが設定されたものを使用する。

得点は、両サイドの投球が終わった後に計算され、ジャックボールに最も近いボールを投球した方に、相手サイドでジャックに最も近いボールよりもジャックに近いボール1個につき1点が与えられる。

クラスは、男女の区別なく障害の程度によって、BC1～4の4クラスが国際大会やパラリンピックの対象となっている。車いす操作のできないBC1とBC3には競技アシスタントが付くことが認められており、車いすの向きを変えたりボールを渡したりなどができるが、選手の指示なく行うことはできない。BC3はランプと呼ばれる勾配具を使用してボールを転がすことができ、競技アシスタントが選手の指示により向きや角度を調整する。BC3の競技アシスタントは、競技中、コートに背を向け試合から目をそらし続けなければならない、選手への助言も禁止されている。

3-4-4-2 インタビューから

(2014年12月24日、調布市にて、秋元妙美氏 (注3-4-4-1) に個人インタビュー)

ボッチャは、肢体不自由のある人にとっては、もっとも障害の重度な人が参加できるパラリンピック種目であろう。多くのプレーヤーが介助者を同伴し、自分でボールを投げることができない人はランプを用いて転がす際に、介助者との息の合ったプレーが求められる。

ボッチャはそれほど身体を動かすことのないスポーツであり、車いすは日常車をそのまま使う場合が多い。ただ、身体を十分に保持するために、競技時には普段とは異なる、姿勢保持のためのクッションを車いすのバックサポート等に入れることがある。

わが国では多くの町にボッチャのクラブがある。また障害者施設や特別支援学校での

クラブもあり，脳性麻痺や頸髄損傷等の重度な障害のある人の中に底辺が広がっている。

○駐車場について

競技時に身体を固定するためのクッションとか，もちろん電動車いす自体とか，荷物が多く，車での移動が多くなる。ランプを使う人はそれも結構重いのでやはり車が必要。家族が協力している場合が多い。

○移動について

移動は日常車の車いすによるので，一般の車いすに対する配慮で大丈夫。

○乗り換えについて

車いすから車いすへの乗り換えは行わない。

○控室について

ロンドンの控室は教室くらいの大きさの大部屋で，男女別もなく，各チームやプレーヤーが自分のマット等を持ち込んでどこでも自由に使えた。ベッドを持ち込んだ人もいた。ランプやボールといった器具置場は国別に区画されていた。

ランプは一人一人違う。参加人数に応じて用具置場の大きさが決まっていた。

控室の要件は，電動車いすが入れる，介助者と入れる，横になるところがある，といったところ。さらに用具置き場，シャワーやトイレも，控室の中か隣接してあるといい。

控室を使う選手は限られていたので，それほど窮屈ではなかった。控室に入らない選手もいた。ずっと座っていると筋緊張がひどくなるので，控室では横になって体を伸ばせるところがあるといい。

○更衣について

ユニフォームは選手村から着っぱなし。更衣室もあって，着替えることもできた。

更衣室は仮設で，広くて中に寝られるベッドがあって，シャワー室もあった。

秋元氏はベッドに移って着替えるが，ボッチャの選手はあまり着替えない。

○トイレについて

秋元氏は介助なしでトイレが使える。衣服は最後にズボンの中に入れてもらう程

度。

便器そばに車いすで行き、立ち上がって移乗できる。

カギは指先で回すようなもので使いにくかった。自分はカギをかけずにスタッフに外にいてもらった。日本の方が使いやすい。

国内では車いすトイレは1か所のことが多く、大会では数が足りない。ロンドンでは競技場の中でも車いすトイレは多くあった。男女の別は気にしない。

秋元氏の場合は、トイレに移乗台がなくても広さがあればいい。

○シャワーについて

日本のホテルのように狭くて段差がある場合でも、立ち上がれるので何とか使えるが、大会の時は身体の負担を減らしたいのでできるだけシャワーチェアを使うようにしている。シャワーチェアは背もたれのあるものが必要。幅が広いと座位保持が難しい。

大会中はほぼ全介助。

試合のとき、宿舎のシャワー室が狭くて、競技場で済ませることもある。

汗をさほどかかないので、シャワーは宿舎と競技場の使いやすい方を使う。

○人的サポートについて

ロンドンでの日本チームの選手は5人だった。介助はスタッフ（監督・コーチ・競技アシスタント）が行った。選手村に入ればスタッフが介助者になる。スタッフは普段から競技のサポートをしてくれている。普段の練習も、試合も、そのスタッフとやっている。ランプを使う人は特に競技アシスタントとのコミュニケーションが重要。

○遠征について

ロンドンパラの選手村では、チームでひと部屋、バリアフリールームを割り当てられた。うちのチームは男性が多かったので、男性側にバリアフリールームが充てられた。

バスタブはあったが滑りやすく、つかまるところもなかったので使えなかった。

○コートについて

コートはほぼバトミントンと同じ。普通の体育館なら数面取れる。ボールの転がりは床によって違うので、普段からいろいろなコートで練習をしておく必要がある。

○練習場について

地元練習場はない。施設がなかなか借りられない。車いすで体育館に入ることだけでも嫌がられる。場所によっては車いすのタイヤを拭いてから入れと言われる時がある。練習が終わるとモップをかけて掃除する。

ポッチャのことが知られていなくて、ボールを使うというだけで危ないと思われることもあった。競技を知らないがゆえに貸してもらえない。競技が理解できれば、拒まれることはないと思う。

練習への移動には家族やスタッフの支えが欠かせない。

レクリエーションの場合はコートが小さくてもかまわないので、普通の会議室でもできる。ポッチャは大会ごとに床が違うので、いろいろな床を経験しておく必要がある。練習はいろいろなところでやるほうがいい。

ランプを使うかどうかで荷物も違うし、器具置場の要否も決まる。

いまのところ、練習はできるところでやるしかない。近くにあるとありがたい。

東京だとやる人が結構いるので集まりやすいが、地方は大変。

施設に住む人は、昔は職員がボランティアで協力してくれていたが、今は難しくなった。

練習場として一般施設を使っていることはあまり聞かない。福祉センターとか、障害者スポーツセンターを使っていることが多い。

電車で行く人もいるので、交通の便のいいところがいい。

○強化体制について

コーチをお願いするかどうかは個人で違うが、コーチのできる人は限られている。

家族が協力している場合が多い。まだ選手の育成システムができていない。

海外はコーチが国で雇われている。プロは聞いたことがないが、2部リーグがあるところもある。選手の生活が保障されている国もあると聞いている。

ポルトガルはメンタルトレーナーとフィジカルトレーナーがいて、大会にも同行する。

アジア地域は、韓国、タイ、中国など世界的にも強い。アジアはみんな施設で集団生活をしているので、強化しやすいらしい。

3-4-5 車いす陸上（レーサータイプ車いすについて）

3-4-5-1 車いす陸上，レーサータイプ車いすについて（文3-4-5-1）

パラリンピックの陸上競技は、障害の種類や程度によってクラス分けされ、クラスご

とに競技が行われる。車いすや義足、視覚障害など、さまざまな障害のある選手が参加し、車いす競技では、「レーサー」と呼ばれる軽量な専用車いすを使用する。リオパラリンピックのトラック種目では、男女それぞれ100m、400m、800m、1500m、5000m、マラソン、リレーなどで車いすのクラスが採用される予定となっている。

レーサーの現在の主流は、3輪タイプであり、陸上競技のトラック種目やロードレース競技に用いられる。前輪は18～20インチ、後輪は26～27インチが多く使用されており、タイヤは自転車競技用の細いものが使用されている。車いすの材質の変化による軽量化（6kg台）、車体のホイールベース（前輪と後輪の間の距離）の長さの変化など、車いすの改良によって記録も良くなる傾向にある。

競技車のキャンバーをきつく取ると、回転性は上がるが直進性は落ちる。陸上は直進が多いので、レーサーのキャンバーはそれほど大きくはない。

3-4-5-2 インタビューから

（2015年1月11日、東洋大学朝霞キャンパスにて、車いす陸上プレーヤーであり、多彩な活動を展開している千葉祇暉（マサアキ）氏（注3-4-5-1）にインタビュー）

車いすマラソンは障害程度によって4クラスに分類されているが、最重度のT51の世界記録は2時間程度、次に重度で千葉氏のクラスであるT52では1時間40分程度、最も速いT53/T54のクラスでは1時間20分程度であり、オリンピックのマラソンに比べてはるかに速い。

レーサーは3輪の車いすで、座席付近にある後方の2輪のリムを腕で押す（というより、握らずに叩く）ことによって前進する。残る1輪は通常の車いすのキャスターよりもはるかに前方にあり、T53/T54のクラスでは車いすの全長が1.8m程度に達する。

空気抵抗を減らすために、プレーヤーの脚は座席の下に畳み込まれたように固定される。この特殊な座位のために、日常車からレーサーへの乗り込みは、レーサーの後方から行う。千葉氏の場合、レーサーの前輪を上げて立たせ、まず足を座席の下に畳み込んでから臀部を座席に移すという。レーサーの座席はプレーヤーの腰から臀部に密着する



写真3-4-5-1：レーサー（側面）



写真3-4-5-2：レーサー（背面）

ように作られており、切断等で下腿部がない場合を除いて、乗り降りは容易ではない。

レーサーには転倒防止のリア・キャストはないし、前方のキャストの径も他の競技車に比べると大きいので、段差に対しては他の競技車に比べて対応しやすい。

○駐車場について

車から日常車に移乗して、車の背後からレーサーをおろす。レーサーは折りたたみができないが、タイヤやキャストは外せる。タイヤ類は輪行バッグに入れる場合もある。

T51クラスのプレーヤーは車いすの積み下ろしや、車いすに乗るのにも手助けがいる。陸上は個人競技なのでチームはなく、介助者が手助けする。スポーツセンターのスタッフが手伝ってくれることもある。そういうサポート体制があるのはありがたい。

○レーサーを押しての移動について

レーサーは長いので、日常車で前方のレーサーを押すのは大変だが、アスリートとしては、押しながらどこにでも行けて何キロでも押せるくらいの馬力がないと、競技で勝てない。

玄関の自動ドアは、レーサーが低いのでセンサーが反応しない場合がある。そういうときはレーサーを立てさせてセンサーに反応させる。

エレベーターの室内ではレーサーを立てればそれほど場所を取らない。

○更衣室について

自宅からすでに練習着を着て来ているので、競技場では脱ぐだけ。更衣室は使わない（女子は使う）。練習後の着替えは、そのまま帰る人や車内で着替える人がいる。

○シャワーについて

日本人プレーヤーはあまりシャワーを浴びない。シャワーを浴びると荷物が多くなるので。タオルや汗ふきシートでふとかか着替える程度。女子も。着替えは日常車に乗ってトイレで行うことが多い。外国選手は練習後にシャワーを浴びることが多い。だからパラリンピックといった国際大会のレベルであればシャワー設備は必ず必要。

海外でよくあるシャワーブースは、カーテンで区切ってあって、固定のシャワーヘッドで、パイプいすが置いてあって、パイプいすに乗り移って、車いすは手の届くところに置いておいて、カーテンを閉めて、シャワーを浴びる。

固定式のシャワーいすだと、歩けない人は操作部に手が届かないことがある。メッシュの車いすのように、自分で移動できるものがある。ただし、壁にいすがついているような固定式でも、操作部に手が届けば問題ない。

海外でシャワーが使いにくい時は2人1組で入り、浴びていない人が浴びている人の車いすを引いてあげたりとサポートをする場合もある。

しくじった時は、日常車のシートにバスタオルを敷いて競技車から乗り移り、そこからシャワーのいすに乗り移って洗う。更衣室で乗り移るといよりも、いきなりシャワーの方に行く。衣服についているときもシャワーで洗う。あるいはビニール袋に入れて持ち帰る。(筆者コメント：これまで、しくじった時は更衣室で臭いの洩れない個室があれば、そこで着替えるという話があったが、千葉氏は直接シャワーに行くということだった。障害の程度によって、両者が選択できるようにするというのもひとつの考え方。シャワー室の中に濡れてもいいベッドがあり、重度の人はそこで寝転がってシャワー介助を受けるというのも有効であろう。)

○トイレについて

レーサーでトイレに行くことは無理。切断で立って歩ける人以外は、乗り降りが非常に大変。いったんレーサーに座ると競技終了までは降りられない。紙おむつは必需。お尻がシートと一体化しているので、紙おむつが濡れるといったことはない。

競技の間は失禁覚悟。尿管器や紙おむつなど何らかの措置をしたにも関わらず外に漏れ出た場合は仕方ないが、そういう措置をせずに外に漏れ出た場合はルールとして失格。

片大腿切断などだと、トイレの外にレーサーを置いて片足で行くことはありうる。

レーサーは1.8mもあるので、トイレ室内に入るのは無理だと思う。空間としても無理だし、ドアやスイッチに手が届かない。

重度な人はレーサーも小さく、介助者が2名の場合もあるので、そういう人はレーサーで車いす用トイレに行き、入れれば入るし、入れなくても介助者が中に連れて入れる。

○練習場所について

普段の練習は陸上競技場でやっている。路上は河川敷の自転車道くらいしかない。

あまり条件のいいところでは逆にトレーニングにならない。本当は路上で練習できるのが一番いい。ただ路上は苦情が来るし、規制されやすい。路上で練習したいときは仲間同士で走れそうなところを情報交換して、苦情の出ないようにしている。

○コーチについて

障害のある人の場合は一人一人の残存機能が違うし、結局は自分が自分のことを研究していくしかない。選手は海外に行って最新の情報を持っているが、コーチはそれを知らない場合もある。

○遠征時のホテルについて

ビジネスホテルに泊まるのが一般的。部屋の入り口が狭くて入れない場合は、外で車いすから降りて這って入り、車いすを折りたたんで入れる。

ユニットバスの入り口に段差があるのが一般的だから、這って入り、便座に座り、シャワーのノズルが届けば、そこでシャワーを使う。届かなければ床に降りて浴槽まで這って入るが、浴槽が深いと出るときが大変なので、浴槽の縁の幅が広い場合はそこに座って片手で身体を支え、片手で洗う。

ユニットバスが狭いと、いろいろ手がかりがあるのでやりやすい場合がある。

部屋のトイレと共用部のトイレは、便利な方を使う。

3-4-6 ブラインドサッカー (Blind Soccer)

3-4-6-1 ブラインドサッカーのルール

ブラインドサッカーは視覚障害者の行うサッカーで、ひとチームは10人。キーパー2人とフィールドプレーヤーが8人。フィールド上では5人で試合をするため、パラリンピックでは「5人制サッカー」と呼ばれている。前後半、それぞれ25分で行われる。

パラリンピックのブラインドサッカーは、アイマスクを使うB1（ビーワン）カテゴリーのみで行われるが、ほかに、弱視者がアイマスクを使わずにやるB2・B3（ビーツー・スリー）カテゴリー（特にロービジョンフットサルと呼ばれている）もある。

パラリンピックや国際大会ではフィールドプレーヤーは全盲であることが条件づけられ（国内大会では、晴眼者がアイマスクをすることでフィールドプレーヤーとして参加可能）、ゴールキーパーは晴眼者または弱視者が担当する。パラリンピック競技で唯一、選手として健常者の参加が可能な競技である。

フィールドプレーヤーはアイパッチを貼った上にアイマスクを装着することが義務であり、危険防止のためのヘッドギアを装着することが推奨されている。ボールはフットサルのボールと同じ大きさで、中に鈴が入った専用のものを使用する。

選手の他に、敵陣ゴールの裏に立つ「ガイド（コーラー）」と呼ばれる役割がある。これは、攻めている場面でゴールの位置と距離、角度、シュートのタイミングなどを声で伝える役割を務める。このように、ブラインドサッカーとはいったが、ゴールキーパー、

コーチ、コーラーといった見える人と共同で行うスポーツでもある。

コートのはしらはフットサルコートと同じであるが、サイドライン上に高さ1 m程度のフェンスが設置され、ボールがサイドラインを割らないことや、選手がピッチの大きさや向きを把握することを助けている。現在、日本国内には、このフェンスが設置された常設のブラインドサッカーコートは存在しない。

ブラインドサッカー特有のルールとして、ボールを持った選手に向かっていくフィールドプレイヤーは、危険な衝突を避けるために「ボイ (Voy)」（スペイン語で「行く」の意味）と言いながら向かっていかなければならない。声や音を頼りにプレーする為、観客は声を出してはいけないという、ブラインドサッカー特有のマナーも存在する。

3-4-6-2 インタビューから

(2014年12月19日、新宿区にて寺西一氏(注3-4-6-1)にインタビュー)

日本ブラインドサッカー協会は2014年11月に東京で世界選手権を開催したが、その際には全席を有料とし、開幕戦と決勝戦は売り切れになった。世界選手権と同時にIBSA (International Blind Sports Association) (国際視覚障害者スポーツ協会)の会議も開催されていたので、世界から来た有力者に大成功を印象づけることができた。

わが国のブラインドサッカーは、世界的には中位のレベルであり、2014年の世界選手権では参加12か国中6位であった。パラリンピックにはまだ出場したことがない。

身体の接触がある激しいスポーツで、疾患によっては衝撃が身体に悪影響を及ぼす場合もある。ただ、競技力が上がってきて衝突を避ける技術も向上してきているので、衝突による事故は減ってきている。わが国の競技人口は300~500人くらいで一定しているが、他のスポーツと競合するようになってきている部分がある。

○控室／更衣／トイレ／シャワーについて

普通の設定で問題ない。

○人的サポートについて

会場設営、移動など、晴眼者のサポートは必須。

フェンスを立てずに練習するときは、ボールが外へ出たときに探すとかで、見える人にサポートしてもらえれば助かる。

センターコーチ、ゴールガイド各1名。マネージャー役の人などのサポートがいる。

全体の戦術を立てる監督役はだいたいセンターコーチだが、人材はなかなかいない。

○遠征について

遠征などは自腹が多い。大会への遠征費は自腹だが、JBFA（日本ブラインドサッカー協会）から少し助成金を出している。

○コートについて

一般的には屋外での試合だが、国内のリーグ戦などでは屋内もある。

室内だと音の反響が変わって、わかりにくくなることがある。

コートは、大会運営上は2面あればやれる。審判等のマンパワーの面で、たくさんのコートではやれない。

○練習場について

ブラインドサッカーの公式戦ではコートのサイドラインに高さ1 m程度のフェンスを立てるが、このフェンスが高価。コート1面用で400万円位する。運んできて組み立てて、終われば解体するというのは大変で、日ごろはフェンスを使わずにやっている。韓国、フランス、メキシコなど、海外には常設の練習場があるところもある。

フェンスは、普段は貸し倉庫に入れている。地方大会には東京から運んでいくが、全国に2か所、行政が持っているところがある。フェンスが上手に使えるかどうかで競技力が決まってくるが、普段はなかなか使えない。フェンスの設営はそれほど難しくはない。骨組を立てて、外側にボードをマジックテープで張り付けていく。

練習場にフットサルコートを借りるとお金がかかるので、チーム練習でも公園でやることが多い。日本代表合宿ではフットサルコートを借りてフェンスを組んでやっている。

ブラインドサッカーの知名度が上がってきて、見えないから危ないとかで断られることが減ってきている。前は断られていた。

フットサル場は、利用料さえ出せて、フェンスを立てるという条件がなければ、問題なく貸してくれる。フェンスを置くのは困るという会場もある。フェンスで床に傷がつくとか言われる場合もある。

普通の体育館では養生をしてフェンスを置いてくれと言われたり、断られたりもある。フェンスを運搬するトラックを置く場所や荷卸しができる場所も必要。

3-4-7 競技者に対するインタビュー調査のまとめ

インタビューを通じて、多くの興味深い点が明らかとなった。

多くの場合、競技種別よりも障害の程度によるニーズの違いが大きい傾向がある。競

技別にニーズを聞いても、例えば車いすバスケットボールのように比較的幅広い能力のプレイヤーが集まっている場合、頸髄損傷などの重度な障害のある人の方がより多くのニーズを持っており、同じ車いす使用者でも軽度な障害のある人は周辺環境に対応しやすいため、周辺環境に対するニーズが比較的少な目であるといえる。その半面、ボッチャのプレイヤーからは重度であるにもかかわらずそれほど切実な声が聞かれなかったが、これは障害がより重度で生活の多くの場面を介助者の支援に依っているために、環境の不備を介助者がカバーしてくれることで、環境の持つ問題点が見えにくくなっているためであろうと推測できる。またブラインドサッカーのプレイヤーからは、ほとんどニーズらしきものが出ていないが、これは視覚に障害はあるものの、自分のことはほぼ自分だけでできるからであろう。

以上から、車いす対応については、これまでに積み上げてきたさまざまな障害に対する環境整備のやり方が有効である場合が多いと言える。

一方で、競技ならではのニーズもある。車いすの幅が広い場合、トイレなどの出入口幅員が狭いとか、控室の面積が小さい、小さな段差でも越えられない、などである。

これらの要素を勘案しつつ、具体的な整備は第3章のまとめで詳述する。

3-5 競技場現地調査

3-5-1 東京都障害者総合スポーツセンター

(2014年10月10日, 菊地和則所長, 齋藤豊次長, 小木曾充スポーツ支援室室長にインタビューののち, 館内を見学)

3-5-1-1 施設概要

東京都障害者総合スポーツセンターは, 東京都における障害者のスポーツ・レクリエーション活動の振興と社会参加の促進を図るために設置された障害者専用のスポーツ施設で, 1984年5月に開設された東京都多摩障害者スポーツセンターに次いで, 1986年5月に開設された。名称に「総合」と付いているとおり, 体育館, プール, 卓球室, トレーニング室, 集会室などの屋内施設とともに, 運動場(陸上競技場), テニスコート, アーチェリー場などの屋外施設が設置されており, さまざまなスポーツを行う環境が整備されている。また宿泊施設も付設されている。

利用対象者は各種障害者手帳の交付を受けている障害者(肢体不自由, 視覚障害, 聴覚障害, 内部障害, 知的障害, 重複障害, 精神障害)とその介護者(難病の方も利用可能)とされており, 使用料は無料である(宿泊は有料)。東京都民である必要はない。

3-5-1-2 インタビュー記録

当センターの目的の一つに地域スポーツの振興・支援があるが, 障害のある人が地域のスポーツ施設を自由に利用したいと願っても, 地域の施設のバリアフリー化は不十分である。加えて, スポーツ施設が障害のある人を受け入れるにあたって, うまく受け入れられるか, 何か起きないかといった心配や抵抗感がある。

2020年の東京パラリンピックでは多くの観客を集めることが重要で, そのPRのためには, 地域で障害のある人が自由にスポーツできる環境を整えることが重要。

開設当初の利用者は年間延べ9万人程度だったが, 現在は年間延べ20万人程度が利用している。開所以来施設は変わっていないので, 手狭になっている。身体, 知的, 難病, 精神とどんな障害でも受け入れるので, 障害の幅が広がり, それに応じて様々な競技を考えなければならない。それを限られた施設の中でどう解決していくかが問題。

ここで障害のある人が行うスポーツの主な目的としては以下がある。

- ①病院でのリハビリテーションの延長としてのスポーツ
- ②生活の質を豊かにするためのレクリエーションとしてのスポーツ(生涯スポーツ)
- ③記録と技術向上を目指して練習に励む競技としてのスポーツ(アスリート)

3-5-1-3 見学記録

○トレーニングセンター

器具は一般的なものだが、器具間の間隔をあけて、車いすが通るようにしている。訓練マットは床がかさ上げしてある。

○体育館

巾木は30cm（写真3-5-1-1）。少し低い。40cmは欲しい。体育館はバスケットボールコートが1面しか取れない。室内競技は全部ここでやるため、予約を取るのが大変。



写真3-5-1-1：体育館の巾木

○乗り換え

トイレは競技車では動きづらいので、必ず日常車に乗り換えてから行く。

更衣室も競技車を外に置いておき、更衣室の中のことは日常車でやっている。

日常車と競技車の乗り換えは室外にある陸上競技場観覧席のギャラリーで行っている。

駐車場から日常車に座り、競技車を押してロビーに入ってくる。待ち時間があるときは競技車を廊下に縦列駐車する。あるいは外のギャラリーで待機。

体育館が使えるようになると、競技車に乗り換えて、日常車は体育館内部の壁際へ置く。廊下だと通行の邪魔になったり、盗まれたり、いたづらをされたりする。車いす置場は目の届くところかセキュリティ上安心できる場所が必要。

合宿等で泊りがけの時は、部屋で競技用に乗り換えてエレベーターでおいてくる。その場合、体育館そばのトイレは使えないことになる。

○体育館脇の更衣室

ベンチが置いてある（写真3-5-1-2）。立位用のシャワーがある。車いすは、ここはあまり使わない。車いすでシャワーの場合はプール用更衣室を使う。



写真3-5-1-2：更衣室のベンチ

○プール更衣室、シャワー室

メッシュのシャワー用車いすに乗り換えて、車いすで使えるシャワールームへ。車いす用のシャワールームはシャワー用車いすで入

ることを想定しているのですが、特に移乗台等は置いていない。スペースもそれほど広くなくてよい。

シャワーを浴びて、濡れたままで更衣ブースに行って着替えと移乗。

床はぬれてもいいものが必要。

車いす用の更衣ブース（写真3-5-1-3）は幅が1.5mしかないのですが、更衣ベンチに向かって競技用と日常車を並べて置くことはできない。更衣ベンチ横に物入れの棚があるが、顔が当たりそうで邪魔。ステンレスの框が分厚すぎる。また間口幅が1.5mだと更衣の際にベッドのような使い方ができない。

更衣ブースでシャワー用車いすに乗り換え、ロッカーに衣服を預け、鍵を持ってシャワーを浴び（写真3-5-1-4）、濡れた身体でロッカーに行き衣類を出して、更衣ブースで着替えて日常車に戻る。シャワー用車いすは置き場にたた

んで戻す。シャワーを浴びている間、日常車は更衣ブースに残しておく人と、通路に出す人がいる。更衣室に残しておく人が多い感じがする。ということは、車いす用シャワーブースよりも更衣室ブースの方が同数または多くないと、うまく回らない。

ただ、体育館の利用者は後でシャワーを使わない人が多いようで、それほど混雑などの問題は起きていない。

シャワーを使うのはプール利用者が多い。異性介助のブース（中性ブース）の方が混雑する。中性ブースの絶対数が足りない。時間がかかる、ということか。中性ブースには、トイレが併設されており、更衣だけではない。

○プール

プールを利用する人は、更衣室で水着に着替えて、シャワー用車いすでプールに行く。プールは縁が車いすの座面まで高くしてあり（写真3-5-1-5）、シャワー用車いすからその縁に乗り



写真3-5-1-3：車いす用の更衣ブース



写真3-5-1-4：シャワーブース



写真3-5-1-5：かさ上げされたプールの縁

移り、入水する。水から出ると、すぐそばにセンサー式のシャワーがある（更衣室のシャワーとは別）。

プールにある誘導用の黄線（写真3-5-1-6）は有効。



写真3-5-1-6：誘導用の黄線

○充電コーナー

廊下に電動車いすのための充電コーナーがある。電動車いすへの充電ニーズは高い。充電コーナーは天井が低いので、充電中は車いすから降りる。充電は無料。変圧器は自分で持参。

○ボッチャ

ボッチャのプレーヤーはほとんど着替えない。異性介助は少ない。ボッチャは中性の広いトイレがあれば、練習、競技はできる。日常車での競技になるので、車いすを置くスペースもいらない。

○視覚障害対応

視覚障害のある人はたいして建築的な配慮はいらない。ただ誘導用ブロックを廊下の真ん中に敷いてほしいと言われている。ここは障害者用の体育館なので館内のすべてに敷いているが、普通の体育館では他の方へのデメリットもある。

○エレベーター

宿泊者は競技車に部屋で乗って、エレベーターで降りてくる。エレベーターは38人用（間口1800。入口に袖なし。内部幅2,000）と26人用（間口1,100。袖あり。内部幅は1,300程度）があり競技用だと26人用は2台、38人用は4台乗れる。日常車と競技車を一緒に乗せる場合は、小さいのは1組しか乗れない。大きいのは2組しか乗れない。したがって、更衣エリアと競技場エリアは同一平面でなければ上下移動が大変となる。

エレベーター幅は有効を2,100以上はとらないと2台がうまく横に並べない。

○駐車場

車での来訪者は、電動車いすの場合はバンの背後からリフトまたはスロープで乗降するし、競技車も後ろから積み下ろしすることが多いので、駐車スペースは横幅も必

要だが、背後に広い空間が必要。

競技車を下すのを手伝ってくれというリクエストがたまにある。

バスケットはたいいて一人で行えるが、ラグビーなどではチーム関係者が手伝っている。

試合等ではみんな車で来るので、駐車場がいっぱいになり、路上駐車とか、周囲の施設の駐車場を提供してもらうこともある。

○地域の拠点

ここを大きくするというよりも、地域での受け皿の充実が必要。区市では指導員、障害者スポーツの専門家が不足。拠点としても、ここ（北区）と多摩と偏っている。

3-5-2 東京都多摩障害者スポーツセンター

(2014年10月16日、佐藤 仁所長にインタビューののち、館内を見学)

3-5-2-1 施設概要

東京都多摩障害者スポーツセンターは、東京都における障害者のスポーツ・レクリエーション活動の振興と社会参加の促進を図るために設置された障害者専用のスポーツ施設で、1984年5月に開設された。この種のものとしては東京都で初の施設である。

体育館、プール、卓球室、トレーニング室、集会室などの屋内施設が設置されているが、運動場やテニスコートといった屋外施設はない。また宿泊施設が付設されている。

利用対象者は各種障害者手帳の交付を受けている障害者（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害、知的障害、重複障害、精神障害）とその介護者（難病の方も利用可能）とされており、使用料は無料である（宿泊は有料）。東京都民である必要はない。東京都障害者総合スポーツセンターと兄弟館のような関係であり、運営体制等はほぼ同一。

開設当初は障害のある人の社会参加の一環としての色合いが強く、現在のようにスポーツ、特に競技スポーツといった感覚は弱かった。

日本障害者スポーツ協会加盟施設は25か所あるが、障害のある人専用は東京2か所、大阪2か所のみ。他のところは障害のある人と周りの人との交流型となっている。

3-5-2-2 インタビュー記録

当センターの目的の一つに地域スポーツの振興・支援があるが、年間利用者は開設当初は延べ4万人程度であったものが、今は延べ17万人に達しており、ここだけではもう満員の状態になっている。地域の施設で障害特性に配慮したスポーツが行えるようにするために、外部へのお出前指導も行っている。

利用者は多摩地区が多いが、千葉や品川などから車で行く遠方の人も多い。

アスリートはここではコンディション維持の利用が多く、メインの練習は別の場所でやっている。スポーツセンターとしては障害のある人全体に焦点を当てる必要があり、アスリートの支援は限度がある。東京都障害者スポーツ協会としてはアスリートの競技力の向上をやらなければならない。

○区市町村の体育施設について

ここでの常連の方は地域の体育施設でも十分使える。障害のある人が使うとなると段差があるからダメというふうには、漠然としたイメージで、使えないと考えてしまう。実は障害のある人でも段差があっても使える人は多いし、そういう人が使っているのを見ることで地域の人もわかってくる。障害があってもこういうことができる、うちのおじいちゃんもできるかもしれない、と思ってくれることが広がりにつながると思う。

すべてでなくても、できる人が地域で使えるようになればいい。このトレーニング器具でも特別なものはない。握れなければバンデージを巻いて使っているだけ。

地域の体育館のアクセス状況のグレードを付けて、それを公開すれば、利用者の分散ができる。TOKYO 障スポナビ（注3-5-2-1）にそういう情報がある。ただそういう情報があっても本人のやりたいこととか、できるのかなという疑問に答えられなければ、来てくれない。

パラリンピック会場はドーピングルームにも車いすが入れるようにする必要がある。

車いす使用者の視点は低いので、サインを見逃してしまう。座位に合わせた高さのサインが必要。その他、障害当事者の意見、競技会場となれば経験のある競技者の意見を広く聞き取ることが必要と思われる。

3-5-2-3 見学記録

○誘導用ブロックの敷き方

誘導用ブロックの敷き方への要望は特にない。館内全体に敷いている。車いすからの不便さの指摘はあまりない。常連が多いのでみんな慣れている。



写真3-5-2-1：造り付けの移乗台

○体育館側の更衣室

造り付けの移乗台がある（写真3-5-2-1）。高さ45cm。真ん中の手すりがあればいい人と、邪魔な人がいる。移乗台は、片麻痺の人も身体が安定するので使っている。

車いすを使う人でシャワーを浴びる人は多くはないが、いる（写真3-5-2-2）。床が濡れるのでこまめに拭いている。



写真3-5-2-2：車いすでの使用を考慮したシャワー

○体育館

コートが1面だけなので予約が取りにくい。

倉庫が少ない。

巾木は27cm。

アリーナで日常車から競技車に移乗。日常車はコートの外に置く。

車で来ると、競技車をアリーナに運び込んで身軽になってから更衣室で着替え、アリーナに戻って競技車に乗り換える。競技車を更衣室に持ち込むのは狭い。

○プール

プールに行くには、必ず強制シャワーを通る。

戻る動線はシャワーを浴びなくてもよい。プールに入るリフトはない。

更衣室では土足エリアとはだしエリアが混在している。動線上の靴脱ぎ場所を明確にする必要がある。車いすについてもメッシュの車いすに乗り換える場所を明確にして、土足エリアとはっきり区別する必要がある。

練習後のシャワーを浴びるにはプール用のメッシュの車いすに乗り換える。ただ車いすの人はあまりシャワーを浴びないように思う。

移乗台（更衣台）（写真3-5-2-3）のところに日常用車いすとメッシュの車いすが並ぶので、現状では間口が狭いかもしれない。



写真3-5-2-3：プールわき更衣台

○トイレ

トイレのドアは手動だが、電動にしてくれというリクエストはない（写真3-5-2-4）。



写真3-5-2-4：プールわきトイレ

競技車でトイレに行く人は少ない。切断だとトイレの前に車いすを置いて歩いて入る。脊損系はあまりトイレに行かないが、行くときは日常車に乗り換える。

トイレの開口幅は、障害によって車いす操作がぶれる人がいることを考えると、広い方がいい。広ければ、競技車でも行ける。

○駐車場

個々の車で駐車場はいっぱいになるので、選手も乗合で来ることがある。バスケットボールの試合では駐車場をエリア分けして各チームに割り当て、チームごとに詰めて使っている。

知的障害のある子と保護者は公共交通が使いにくいので車で来る場合が多い。イベント等で知的障害のある方がたくさん来ると、それで駐車場がいっぱいになることがある。

日常的には車いす使用者はそれほど多くはないので、その車で駐車場がいっぱいになることはめったにない。駐車場は屋根が欲しい。

○視覚障害のある人

視覚障害のある人の競技について、常連ならばほとんど一人で問題なくやれる。

更衣室からプールまでは白杖を使わない人が多い。プールサイドが立ち上がっているので、転落の心配はない。

介助の必要な方は自分で手配することになっている。

視覚障害のある人で、初めてで慣れていない人には職員が誘導する。また初めてのスポーツ体験ということもやっていて、職員がマンツーマンで対応する。これで本人の状況が把握でき、必要なサポートの情報も職員間で共有している。

3-5-3 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール

(2014年10月14日、伊藤俊之氏(ラポールスポーツ事業部)にインタビューののち、館内を見学)

3-5-3-1 施設概要

1992年、障害のある人のレクリエーションおよびリハビリテーションの場として設立された。運営は横浜市リハビリテーション事業団。

メイン、サブの大小体育館、プール、ボウリング場などの屋内施設とともに、屋外にグラウンドやテニスコートがあり、地下レベルに巨大な駐車場やグラウンドがある。メインの体育館はバスケットボールコートが2面取れる広さで、充実した設備の中で極めて幅広い種目の競技が可能となっている。

また文化的な拠点として、コンサート等ができるシアターや、おもちゃ図書館、聴覚

障害者のためのビデオライブラリーなども併設している。

利用対象者は特に限定されておらず、障害者とその介護者（2名まで）は、ボウリング以外の利用料が無料、それ以外の人は有料となっている。

3-5-3-2 インタビュー記録

（伊藤氏は車いすバスケットボールのプレーヤーで、インタビューでは競技者としての話を中心になったため、3-4-2 車いすバスケットボールでその内容を紹介する。）

3-5-3-3 見学記録

○駐車場

ここの評判がいいのは、地下駐車場が大きいこと（屋根がある）とトイレが多いことではないか。

ここは地下駐車場から狭くて長いスロープを使うのが不便。特に下りが難しい。

競技レベル、更衣室、駐車場が全部フラットで同じ平面であることが望ましい。

○プール用の更衣室

広い更衣室の真ん中に更衣台にもベンチにもなる台（写真3-5-3-1）があり、横にベッドがついた個室がある。日常車で利用するので、個室でも狭くはない。個室のベッドは幅72cmで、壁際に背もたれの出っ張り9cmがあるので実質は63cm。

ベッドに直角に、ベンチのように座る場合は、壁に背もたれがある方がいい（写真3-5-3-2）。ベッドの幅が広いと、座った状態のときに背もたれが使えない。

個室入口にカーテンを使っても、使い勝手の面で問題はない。中で何か起きたときの安全管理上ではカーテンがいい。ただ、しくじった時には見られない方がいいので引き戸がいい。内部に洗い場やシャワーがあればありがたい。

更衣は、バスケットボールの試合会場だと車いす置場があるのでそこで。貴重品はチームと



写真3-5-3-1：更衣台



写真3-5-3-2：個室更衣室の背もたれ

して保管するので、あまりロッカーは使わない。試合の時は大きな部屋に敵も味方も一緒に入り、チームごとにエリアをもらって（特に仕切られてはいない）、そこで着替えたりする。ラポールではサブアリーナがそれにあたる。パラリンピックでも、チームごとの控室は経験がない。選手としては、チームごとに部屋がある方がありがたい。チームごとの部屋があればそこで着替える。競技車は大きいので、かなり広い部屋がいる。

基本的には、着替えて競技車に乗り、終われば日常車に乗り換えて着替える。

更衣室の隣に多機能トイレが必要。

○トイレ

しくじった時の着替えはトイレに行く。確認のために更衣室に来て、まずいとなればトイレ。ここに水回りがあればここで片づけられる。

しくじる頻度は多くはない。危ないと思えば紙オムツをはく。パットの人もいる。今までの経験で、試合には支障のないようにしている。

車いす用のトイレにベッドがあればそれでもいい。

トイレには日常車で行くので、入り口幅はそれほど広くなくてもいい。

○車いす置場

練習の時はコートのサイドライン沿いに日常車を置く。試合の時は、会場ごとに違うが、空いている会議室とか倉庫とかに置く。置き場まで上下移動があると、エレベーターで運ぶのは大変。ラポールのエレベーターでも4人まで。

乗換場は大きなスペースがいる。基本的にアリーナのそばがいい。競技の直前に競技車に乗換え、直後にまた日常車に乗り換える。競技車であちこち行くことはない。ブレーキがないし、小さな段差でも乗り越えられない。

○プール

プールは立ち上げ（写真3-5-3-3）があるので視覚障害のある人も安全に歩ける。四角なのでいったん把握すると歩きやすい。

プールへはメッシュの車いすに乗り換えて行く（写真3-5-3-4）。

プールに入る前にセンサー式の強制シャワー。出るときはその横の通路を歩いて出て、更衣室に入るところでシャワー。

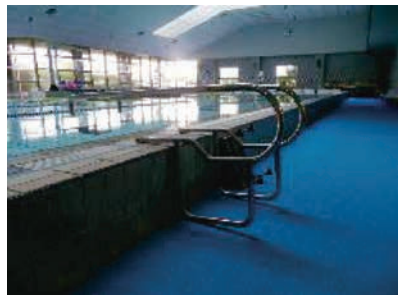


写真3-5-3-3：プールの立ち上げ

更衣室に入ってメッシュの車いす（写真3-5-3-5）上で体をふいて、自分の車いすに直接か、台に乗り移ってから、乗り移る。

○シャワー

競技や練習の後にシャワーは浴びない。ミーティングなどもあるので、宿舎に帰ってゆっくりと浴びる。

立ち上げられる人、しくじった時や傷が心配な時はシャワーを浴びる。その時はメッシュの車いすに乗り換える。乗り換えや移動に手助けが必要な人は、ラポールでは言ってもらえれば手伝う。ただ基本的には介助者に来てもらうべき。職員は着替え等が手伝えない。

○異性介助用の個室型更衣室

異性介助の場合や発達障害等で、他者と共同の更衣室が使えない場合などに使う。

一室には家庭用天井走行リフト付き。体重の重い人用。一室にはシャワー付。

○アリーナ

競技車に座っている時間はできるだけ短くしたい。日常車がそばにあれば目が行き届くし、すぐに乗り換えられる。

ラポールでは、アリーナでは着替えてはいけなので、車の中で着替えてくる。あるいは家から着替えてくる。更衣室で着替える人はほとんどいない。

終わってからもそのまま着替えずに車に乗り込む。

アリーナのスペースで一番欲しいのはエンドラインの奥。4～5mくらい欲しい。



写真3-5-3-4：補助台を用いた乗り換え



写真3-5-3-5：メッシュの車いす

3-5-4 大阪市長居障がい者スポーツセンター

(2014年11月29日、三上真二館長にインタビューののち、館内を見学)

3-5-4-1 施設概要

障害のある人のスポーツセンターとして日本で最初の施設。オープンは1974年5月。

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会が運営・管理している。

体育室、プール、ボウリング室、トレーニング室、卓球室、会議室、食堂、屋外運動場を備えているが、障害のある子どもたちや重度な障害のある人が気楽に遊べる場所がなかったので1981年に小体育室、じゅうたん敷の遊戯室を持つ別館を増築。屋外運動場ではアーチェリー、フライングディスク等が行われているが、陸上競技場はない。

利用希望者は身体障害者手帳等を提示し、利用許可証の発行を受ける。家族や友人など障害のない人でも、手帳を持っている人と一緒であれば利用できる。

センターは市の施設だが、大阪府民ならば利用料は無料。府外の人でも手帳があれば利用できるが有料。ただし、場所ごとに50円とか100円と、きわめて安価である。

多くの障害者スポーツセンターが駅等の公共交通機関から遠いところにあるのに比べ、長居は地下鉄やJRやバス停から近く、公共交通を利用しての来訪者が多い。

3-5-4-2 インタビュー記録

創立のころは脊髄損傷等の肢体不自由者の利用が多かったかもしれないが、今は知的障害・発達障害のある人が一番多い。肢体不自由は脳血管障害が多くなっている。65歳以上が4分の1。利用者のおおよそ半数以上が50代以上。

もともと身体障害者スポーツセンターだったので、オープン当時は、知的障害は対象ではなかった。ただ使わせてほしいという声上がり、使ってもらっている。

どちらかというとレクリエーション志向の方が多い。車いすバスケットボールのチームも他の団体と同列で、抽選で決まるので、決まった曜日、時間に練習場を確保するのは難しい。夜間は、だいたいこの曜日のこの時間というので決まってくる。

レーザータイプの車いすはローラーでの練習のみ可能。外の路上や公園で練習すると、低くて見つけにくいというえ速いので、危ないと苦情が来ることもある。

○利用者構成

利用者の統計から見ると、開館からしばらくの間、知的障害が「その他」の区分に含まれていたが、「その他」から切り出されたところから数が急増している。それまでは家族と来ていたが、支援費制度や自立支援法関連の福祉制度が整備されてヘルパーと来る人が急増した。制度が柔軟になって、スポーツをやりやすくなっている影響がある。

○運営上の問題意識

このセンターが楽しむスポーツにシフトしてきているので、競技スポーツをめざす人が使える場が減ってきている。アスリートのレベルと楽しむスポーツのレベルが違

いすぎるので、どこに焦点を当てるかが難しい。障害者スポーツセンターとして、平等性の観点からアスリートを特別（優先）扱いしにくい面がある。

障害の多様化への職員側の対応力の向上が課題。その人が毎日来るわけではないので、その人の特性を把握するのが大変。

○長居と舞洲のすみわけ

舞洲は障害のある子供とその家族連れが多いので、障害のある子供向けプログラムに力を入れている。ジュニア層向け。こちらは脳血管障害のリハビリなどが多い。シニア層。小さな子は親がいるので移動手段があり、舞洲に行ける。高齢の人は公共交通が充実している長居に来る。

3-5-4-3 見学記録

○駐車場

駐車スペースがそれほどないので、車で来る人が多いといっぱいになる。車いすの方の参加が多いイベントの時は長居公園の駐車場を使う。無料。

駐車場への屋根や駐車スペースの幅が狭いなどの声はあまり聞かない。

公共交通が近いのが利点。

○トレーニングルーム

レーザー用ローラー（写真3-5-4-1）は利用者のレーザーの長さに合わせて指導員がセットを手伝う。日常用車いすでは使用できない。



写真3-5-4-1：レーザー用ローラー

○トレーニング室の男子更衣室

改装で女子用がなくなった。女子は体育室の更衣室を使う。

異性介助用の部屋がある。名称：共同更衣室（写真3-5-4-2）。

ロッカー前には、クールダウン用にベッドのようなものが欲しいが、狭いのでいすにしている。

洗面台の高さが2種類。鏡は、平面鏡、傾斜鏡など、いろいろ（写真3-5-4-3）。

○体育室

バスケットボールコート1面。アーチェリーもできる。

エンドライン奥が広い。

タイヤ痕が残るため、床掃除は大変。本格的な掃除は職員がやる。

○体育室の男女更衣室

以前に比べると異性介助のニーズが高まっている。

テーブルはロッカーに入れる前の荷物置き場として有効。

洗面は若干の高さ違い。鏡は平面鏡と傾斜鏡がいろいろ。

共同更衣ブース(カーテンで仕切り)は男子のみ。女性に男性が介助するというパターンはない。

○ボウリング室

ボウリングは人気が高い。休日だと4時間待ちも。レーンを仕切る手すり、ランプ、ガター止めバンパーがある(写真3-5-44)。

○プール

プールへ行く歩行通路の床にカーペット状のものを敷いているが、濡れて不快だという声がある。

入るときはシャワーを浴びる。出るときは浴びなくてもよい。シャワーのそばに脱水機があり、濡れた水着を脱水できる。更衣室にあると指導員の目が届かないので、着替えた後でここまで来て脱水してもらう。

車いす使用者の入水は入水用車いすを使ってスロープで入る(写真3-5-45)。車いす使用者だけでなくゆっくり入りたい人も。

2コース分、床を上げて歩ける深さにしている。プールの1コースは団体が専用使用できるよ



写真3-5-4-2: プール室の共同更衣室



写真3-5-4-3: さまざまな洗面台と鏡

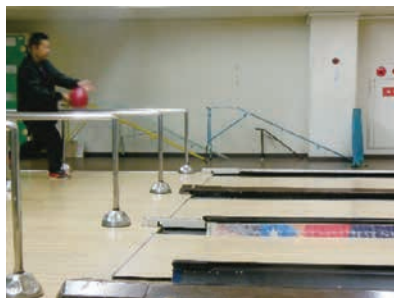


写真3-5-4-4: ランプとガター止め



写真3-5-4-5: プール入水用スロープ

うにしてある。視覚障害者優先のコースがある。

○卓球室

一般が6台、視覚障害用が3台(STT: Sound Table Tennis)。台に縁がついている。ネットが上げてあり、ボールはネット下を行きかう。

○別館のトイレ表示(1981年増築)

男女の表示の区別がつきにくい。

男女それぞれの性別トイレの中に車いす対応トイレがある。

○その他

更衣室にイスとテーブルが非常に多い。

トイレに移乗台という要望はない。大人用のベッド(ユニバーサルシート)があるトイレがある。ユニバーサルシートが狭いという声はない。頸損損傷の方でここを使う人もいるが、ふだんのトレーニングの成果で、多くの人が介助なしでも結構自分でやれている。

3-5-5 大阪市舞洲障がい者スポーツセンター(アミティ舞洲)

(2014年11月29日、三木和雄館長にインタビューののち、館内を見学)

3-5-5-1 施設概要

大阪市が平成9年10月に開設、(社会福祉法人)大阪市障害者福祉・スポーツ協会が運営・管理する障害のある人の利用を目的としたスポーツ施設である。

アミティ舞洲は大小の体育室(アリーナ)、プール、ボウリング場、トレーニング室、卓球室、会議室、図書室、プレイルーム等のほか、屋外にアーチェリー場や多目的広場を備えている。また重度な障害のある人に対応した設備のある部屋を含めて27室のホテルや研修室、食堂も併設されている。

利用方法は長居と同様で、利用希望者は身体障害者手帳等を提示し、利用許可書の発行を受ける。手帳等がなくても、手帳を持っている人と同行を条件に使用できる。

センターは市の施設だが、大阪府民なら利用料は無料。府外の人でも手帳があれば利用できるが有料となる。ただし、施設ごとに50円とか100円と、きわめて安価である。

3-5-5-2 インタビュー記録

長居の利用者が多くなり、大阪市が障害者専用のスポーツ施設がもう一つ必要だと考

え設置した。建てるときに全国、海外の同種のセンターの良い点を集めたため、日本で一番進んでいると評価されている。

長居は交通の便（バス、地下鉄、JR）がいいので満員だが、アミティ舞洲は平日に余裕がある。大阪湾に面した埋め立て地に立地しており、交通は不便である。そのため、自家用車を利用しての来訪者が多い。

ホテルは2012年から就労支援所として、障害のある人の雇用を推進しながら自分たちで運営している。就労支援A型が11名、B型が7名働いている。レストランにも障害のある就労生が働いている。ユニバーサル・スタジオが近くにあり、一般客も泊まっている。

在宅の方のリハビリテーションや健康維持と2020パラリンピックへの育成等選手強化の2つがあり、我々の役割は優れた選手を発掘して競技団体につなぐことだと考えている。育成は競技団体に任せる。

特に競技団体だから優先的に使ってもらおうというような運用はやっていない。

知的に障害のある人の利用が最近増加傾向にある。今年度は5割を超えていると思われる。

3-5-5-3 見学記録

○プール

採暖のためのジャグジーがある。

レーンごとに障害別に分けていて、可動床式で深さも変えられる。日常の水深は1・2レーン95cm、3・4レーン115cm、5～8レーンは130cm。

可動床は0から2mまで調整でき、日本水泳連盟の短水路公認プールとして大会等にも利用している。

車いすの入水は入水用車いす（写真3-5-5-1）に乗り換えてスロープを使う。介助者なしの利用の場合、指導員がサポートに当たる。

プールは30～31度。ジャグジーは38～40度くらい。室温30度。

5・6・7レーンは視覚障害のある人の壁への衝突を緩和するためウレタン状の特殊マットを設置している。

アスリートとしての練習に対しては1レーン単位で最大2レーンを専用で貸して、競技団体やクラブがコーチを連れてきて練習している。



写真3-5-5-1：入水用車いす

○家族更衣室

家族更衣室（異性介助用）（写真3-5-5-2）。介助者と来る人は多い。トイレ、シャワー、ベッドがついている（トイレ・シャワー付きは2室。ソファ2脚があり、寝転がることができる）。

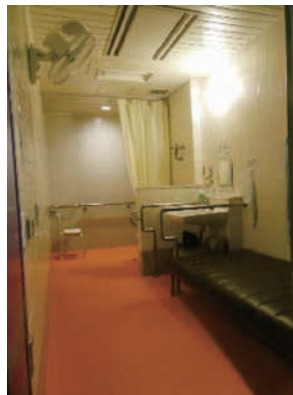


写真3-5-5-2：家族更衣室

○アリーナ

2階が走路になっていて、周回ジョギングや歩行訓練ができる。走路天井には視覚障害のある人のランニング用のガイド（写真3-5-5-3）が設けられており、終わり近くになると警報が鳴って激突を防ぐ。



写真3-5-5-3：ランニング用ガイド

アリーナはバスケットボールコートが2面取られて広いので、普段はネットで半分に分けて使っている。車いすバスケ、フロアバレー、シッティングバレー、ポッチャ、車いすテニス、車いすラグビー、フットサル（知的）などのスポーツが可能。競技用具だけでなく、レクリエーション種目の用具も完備している。

団体利用は場所貸しだが道具の事前準備については要望には応えている。

バスケットボールゴールの後ろには聴覚障害者用のパトライトがついている。

利用で一番多いのは車いすバスケを含むバスケットボール、フロアバレー（視覚障害者のバレー）を含むバレーボールの利用が多い。

○更衣室

異性介助を考慮した更衣室がある。

ベンチは荷物を置くのによく使っている。いすも多い。

隣接するシャワー室には、車いす対応の広めのブースがある。



写真3-5-5-4：車いす用駐車場

○駐車場

全部で100台収容。建物内であって屋根が

いている駐車場（1階、30台分）は車いす優先（写真3-5-5-4）。車間は広くとっており、ゼブラ模様がない。

いっぱいになると、裏に臨時用駐車場がある。

○トレーニング室

レーザー練習用のローラーが2基ある。初期の段階では手作りだった。ここでは、レーザータイプの車いすはローラーでの練習のみ可能。安全第一なので、壁面の鏡はぶつかっても割れないものが設置されている。

○卓球室

音が聞こえやすいように囲われた部屋（視覚障害者用ブース）がある。ただ交通事情があり、視覚障害のある人の利用は少ない現状。

卓球は人気が高いので、卓球室の他に体育館の2階にも卓球台がある。ただし2階では指導員がつかない。

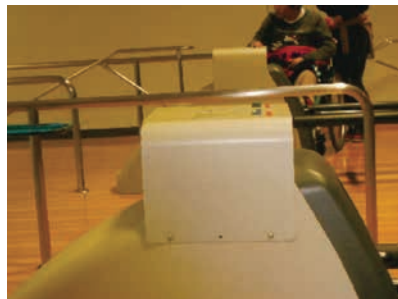


写真3-5-5-5：残りピン触知装置

○ボウリング場

4レーンあり、ガター止めバンパーがある。投球にスロープを使っている人もいる。

視覚障害者用に残りピンがわかるように、手元に触知できる装置（写真3-5-5-5）、投げる順序やヘッドピンの方向を知らせる音響装置がある。

手に障害がある人も楽しめるように、特殊なボール（写真3-5-5-6）、指が全部入るものなど、いろいろ揃えている。



写真3-5-5-6：特殊なボール

3-5-6 金沢市障害者高齢者体育館（金沢むつみ体育館）

（2014年12月5日、館内を見学ののち、榎野昌子館長にインタビュー）

3-5-6-1 施設概要

金沢市内に住む障害のある人や高齢の人がスポーツ、レクリエーションなどを行うための体育施設であり、1981年の国際障害者年を記念して1982年設立。

外観は、小ぢんまりとしたコミュニティの人のためのスポーツ施設という印象である。

利用対象は、金沢市在住の心身に障害のある方や60歳以上の方で、体育館に利用登録をした人となっており、介護者など、その登録した利用者とともにスポーツ等を行う人も利用できる。障害者と高齢者は無料である。

体育室・多目的室・ボウリング室・リハビリ室等を備えており、平成25年度の年間利用者は約32,000人。なお、この利用者数は、これまでの他の施設では同一人物が複数の施設を利用した場合は、利用のたびに1人とカウントしていたのに対し、複数の施設を一日中使っても1人としかカウントしていないため、他の施設のようなカウント方式であれば全く異なる数値となる。

「障害者高齢者体育館」という名称の通り、利用の中心は高齢者と障害者であるが、高齢者の利用が圧倒的に多い印象である。この点において、これまで訪問した東京、横浜、大阪の各施設とは大きく異なる。特に80歳以上の女性が多いという。

3-5-6-2 インタビュー記録

○利用状況

月・金・土は高齢者（体操・軽スポーツ・フォークダンス）の自主事業があるのでにぎわっており、日曜日は主に障害者団体が全館の利用を行っている。

多くの利用者が自家用車で来る。高齢者も自分で運転して来ている。バスも通っているため、交通の便は悪くない。真冬でも除雪が行われるので利用者に影響はない。

競技スポーツとしては、車いすバスケットボールのほか、ツインバスケットボール、車いすラグビーなどが行われている。

利用者が顔見知りのため予約調整がしやすく、使う時間や施設は概ね固定されている。ただ、高齢者の勢いに押されて障害者の利用が減ってきている感じがある。

予約が確定したら、玄関わきの掲示板に予約状況が示される（写真3-5-6-1）。赤が障害者、青が高齢者。

お弁当を持って来るなど、自分に合わせて自由に利用している。トラブル防止と、責任の所在を明らかにするために、家族ならびに緊急連絡先の確認を行っている。

設立当初から健康クラブというのがあり、自主事業の中にフレッシュテニス（スポンジボールを利用した簡易なテニス）やトリムバレエ（金沢で開発された）などのニュースポーツを取り入れたりしている。また健康クラブの役員と館長で運営協議会

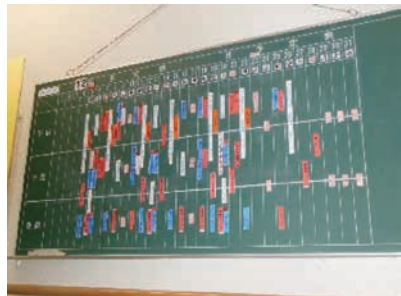


写真3-5-6-1：予約状況掲示板

を開き、球技大会の企画やレクリエーションの打ち合わせなどを行っている。

ここでの主なスポーツはレクリエーション目的。

掃除などは選手や介助の方々が行っている。

○館内設備について

重度身体障害者の利用はあるが、移乗台が欲しいという要望は出ていない。体育室内の暖冷房についての要望はあるが、他の設備についてはない。暖冷房はついていない。

車いすの積み下ろしの手伝いを頼まれることも少ない。ほとんどが家族やヘルパーがついているため。

3-5-6-3 見学記録

○駐車場

40台分程度、車いす用は2台分。調整しているので、あふれたことはない。他のところを利用したこともない。

○体育館

バスケットボールコート1面が取れる広さ(写真3-5-6-2)。床は塗床。

床暖房やエアコンはないので冬は寒い。

選手の競技車を体育館のコート脇に置いている(バスケ、サッカーなど)(写真3-5-6-3)。電動車いすの競技車は玄関ロビー脇に置いてある(写真3-5-6-4)。

日常車から競技車への乗換はロビーで行い、ロビーに日常車を置いている。

○多目的室

この部屋は暖房が入る。ダンスなど様々に使っている。

卓球台3台。盲人用卓球(STT)に対応。通常の卓球台は体育館にある。



写真3-5-6-2：体育館



写真3-5-6-3：コート脇の競技車置場

○ボウリング場

暖房が入る。人気があり早い者勝ち。空いているか電話で確認できる。

手の不自由な人が使えるような特殊なボールは置いていない。軽いものがあまりない。

投球用のスロープは個人で持ってきている。ガター止めバンパーはない。

知的や精神の障害者の利用が多い。

体育館としてボウリング場があるのは県内でこのみ。



写真3-5-6-4：玄関ロビー脇の電動競技車

○更衣室

女性利用者が多いため男子の更衣室も女性が使う。更衣室内のベンチは、座るよりもバッグを置く台として重宝（写真3-5-6-5）。

○トイレ

車いす対応トイレはあるが、中性の独立した車いすトイレはない。

異性介助の場合も、どちらかのトイレを利用している。



写真3-5-6-5：更衣室内のベンチ

○シャワー

シャワー用の車いすはない。

起立できる利用者の場合は、車いすの方が利用しているケースがある。

女性用はシャワーをつぶして更衣室にしてある。

3-5-7 いしかわ総合スポーツセンター

(2014年12月5日、館内を見学ののち、須加宏子氏（指定管理者：石川県体育協会グループ事業推進課）にインタビュー)

3-5-7-1 施設概要

競技力の向上や生涯スポーツ社会の実現をめざし、石川県のスポーツ振興の中核的拠点施設として、2008年4月に開設された県立施設。

日本海側最大級というメインアリーナのほか、サブアリーナ、プール、トレーニングルームや付帯施設、さらに基礎体力や筋力などを科学的に測定する諸室を持つ、巨大ス

スポーツ施設であり、全国規模の大会もしばしば開かれている（写真3-5-7-1）。

有料施設であり、利用者登録をすればすべての人が利用できるが、心身に障害のある人が個人利用する場合は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示すれば無料となる。高齢者は無料ではない。

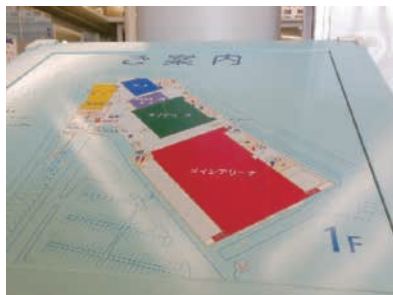


写真3-5-7-1：施設全体図

これまでこの調査、研究活動で見てきたスポーツ施設は、障害のある人や高齢の人の使用を第一に考えたものだったが、このいしかわ総合スポーツセンターは特にそのような優先付けを行っている施設ではない。

交通の便は良くないので、来訪者は自家用車かタクシー等で来ている。

3-5-7-2 インタビュー記録

○障害者の利用について

障害のある人の競技としては、車いすバスケットボールとボッチャ、卓球の大会利用がある。個人利用は、バスケットボールの選手等が日常のトレーニングとして利用している。障害のある人の利用は、個人レベルでは結構多い（ジム・プール・ランニングコースがメイン）。高齢者の利用もある。

ボッチャやカローリングの利用は多い。これらは競技団体が支援を行っている。ただし、自分たちでスタッフを集められないと利用が難しい。

○体育館の利用について

体育館はコートが多いのであまり重ならないが、冬場はサッカーの利用があり調整が大変になる。各団体の利用回数が同じようになるように調整しており、調整日以降はインターネットで予約の変更が可能。

○聴覚・視覚障害者への支援

フラッシュランプは非常口のところにすべてついている。

入口は、受信機を持っている視覚障害者に案内が流れるようになっている（おそらくシグナルエイド）が、実用的には使われていない。必要な時はスタッフが館内案内をするが、誘導に関する特別なトレーニングは受けていない。

3-5-7-3 見学記録

○駐車場

屋外に520台分あるが不足気味で、大きな大会では満杯になることが多い。

近隣の施設の駐車場をお互いに利用するようにしている。

車いす用は8台分で、屋根付き。

大会利用の車には障害者用ではないところを使うように促している。

できるだけ近くに停めたいという要望は一般の方からもあるが、屋根が欲しいという声は特にはない。

○更衣室・シャワー・トイレ

体育館3階のトイレはわかりにくくて利用者が少なく、並ぶことはない。受付横のトイレの利用が多い。2階に大きいトイレがあるが、こちらもわかりにくい。

一般トイレ内にも車いす用がある（右勝手、左勝手）。

更衣室のロッカーには、車いす対応のものがある（写真3-5-7-2）。

シャワー室は入口がカーテンで、その前に前室がある。

更衣室内のシャワーにも車いす用がある（写真3-5-7-3）。ベンチ、シャワーチェア（背もたれ、ひじかけなし）、シャワー用の車いすのいずれでも利用できる。

一般のトイレ、シャワーのほかに、車いす対応として「ゆったりトイレ」、「ゆったりシャワー」がある。

床には、これまでの他の体育館で見られたようなマットは敷かれていない。

○ゆったりトイレ

ユニバーサルシートやベッド並みのベンチ、オストメイト用汚物流し、音声案内が設置されている（写真3-5-7-4）。



写真3-5-7-2：車いす対応ロッカー



写真3-5-7-3：車いす用シャワー室



写真3-5-7-4：ゆったりトイレ

○ゆったりシャワー

館内に数か所。各更衣室についている。ベッド並みに広いベンチがあり、寝そべてでもシャワーが浴びられる（写真3-5-7-5）。

しくじった後始末としての利用は特に聞いていない。



写真3-5-7-5：ゆったりシャワー

○授乳室

女子更衣室内にあり、男子更衣室にはない。人工乳用の設備はない。

○トレーニングルーム

インストラクターが在室。

車いすに対応した器具が3種類ある（写真3-5-7-6）。レーザーのトレーニング器具はない。



写真3-5-7-6：車いすに対応した器具

○プール

コースごとに利用者を分けている。

プール用の車いすはあるが、入水口には3段の緩やかな階段が設置されているのみで、入水用のスロープとか、プールの縁を車いすの座面まで立ち上げるとか、リフトといった、車いすでの入水を容易にする設計ではない（写真3-5-7-7）。入水口に移乗台のようなものは設置されているが使い方は不明。



写真3-5-7-7：入水口

車いす使用者が1名でプールを使うことは少ない。実際にどのように入水しているかは不明。もしかしたら立ち上げられる人とか、切断系が多いのかもしれない。

団体利用の時に車いす使用者が15名程来るが、その時はスタッフが手伝って入水している。

障害者用ロッカー（各更衣室にもある）がある。

○メインアリーナ

バスケットボールコート4面が取れる（写真3-5-7-8）。4面をネットと防球ネットで区切って貸し出している。

サブアリーナはバスケットコート2面が取れる。バスケットボールのゴールは移動式で、倉庫から引き出して設置する。

練習のために必要な器具や設備は、基本的に利用者が用意する。車いすバスケットボールの場合もチームのサポートスタッフが用意する。

個人利用という形で団体に貸し出しているが、平日の日中は空いている。夕方からの利用がほとんど。交通の便が悪いためか。

空調がある。大会利用は年間200程度ある。
(利用制限・維持管理)

利用者による掃除はモップ掛けまで。

車いすバスケットボールの転倒で体育館が傷つくことを気にしたことはない。車いすの転倒での被害がまだないので。

松脂の使用は禁止している。車いすラグビーはそもそもここを利用していないが、ハンドボールの利用も断っている。

一般の利用でもヒールマークがたくさんつくので、清掃は大変。

(ランニングコース・観客席)

ランニングコースは3階レベルにあり、1周が300m。走路は広く取ってある(写真3-5-7-9)。2階レベルに観客の席。固定席で2800席、可動席(手動)もある。

車いす席はロイヤルボックスの対面にあり、車いす約8台分。基本的に同伴者は車いす使用者の後ろに座るという考え方(写真3-5-7-10)。コンパニオンシートはない。

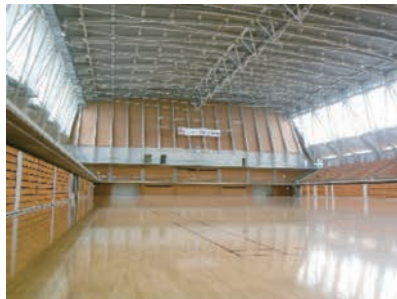


写真3-5-7-8：メインアリーナ



写真3-5-7-9：ランニングコース

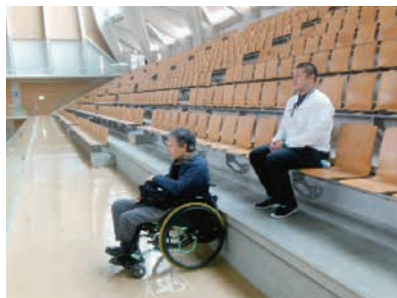


写真3-5-7-10：
車いす使用者と同伴者の関係



写真3-5-7-11：同伴者の視界

設計上、どの席からも体育館の中心が見えるように座席が作られているが、車いす使用者の後ろの席からは、アリーナの多くの部分が隠れる（写真3-5-7-11）。

3-5-8 競技施設に対するインタビュー調査のまとめ

インタビューを通じて、どこの施設も障害のある人の競技スポーツをどう位置付けるかについて、確たる立場を持ち得ていないことが明らかとなった。

障害者スポーツセンターでは、肢体不自由、知的、精神、発達等の障害種別に応じた対応の違いに悩んでいる印象があり、コミュニティの施設では高齢の人と障害のある人のすみわけが問題となっている。

そのどちらでも、レクリエーションスポーツを求める人の方が多く、競技スポーツは居心地の悪い状態のようである。施設としては、公共施設であるからレクリエーションも競技スポーツも同等に扱わなければならないという建前があり、どうしても人数の多い方が優勢になるということである。

設備面では、駐車場の不足を訴える声が多かった。また、車いす用駐車場における不正利用をどう防ぐかも問題である。トイレ、シャワー、更衣等については、いしかわ総合スポーツセンターのように、極めて高いレベルでの整備を行った場所もあるが、やればやるほど障害のある人用の特殊な設備の感じが出てくるジレンマがある。

利用者に特に障害がなければ、施設の不備があったとしても利用者側の適応力で吸収することができる。障害があるということは、環境への適応力に大きな制約があるということであるから、環境側で個別ニーズにどれだけ柔軟に対応できるかが問われることになる。それはハードだけではなく、人的支援や運営上の工夫も加えた総合力での対応になる必要がある。

次項ではそのようなことを考えつつ、第3章のまとめを行いたい。

3-6 第3章のまとめ

3-6-1 施設整備の基本的考え方

同じ種目でも、レクリエーションや健康維持と競技とでは、利用形態や必要とする器具が異なる。調査からは、各地の障害者スポーツセンターがこの両者のはざまに悩み、多くの場合は競技スポーツの方にしわ寄せが集まっていることが明らかとなった。

競技スポーツの側からは地元で練習したいとの切実な声が上がっている。以上から、施設の計画においては、両者の共存をどう図るかを早い段階から考えておく必要がある。

また競技スポーツについては、国際大会で活躍するプレーヤーを育成するための施設

整備や、競技団体への支援の強化、指導者の育成が必要である。

○競技車が行くエリア

競技車が行くエリアとしては、駐車場、出入り口、体育館等の競技場、競技用具収納庫、宿泊室、それらをつなぐ移動経路が考えられ、その経路に沿って競技車での使用を考慮したトイレ、更衣室、シャワー室等の必要諸室が配置されるべきである。

○競技用車いすに対する基本注意点

原則として競技車が行くエリアには段差を作らない。

ラグビー、バスケットボール、テニス等の競技車にはリア・キャスター（転倒防止補助輪）が付けられているため、小さな段差でも上がれない場合がある。したがって、単に床レベルの段差だけでなく、敷居等による段差についても厳密に解消する必要がある。敷居等でやむを得ない場合でも段差は5mm程度を上限に考えるべきである。

一般的に競技車のキャスターは俊敏な動きを実現するために極めて小さく、段差の断面の出隅は面を取るかスロープ状に傾斜を付けて、円滑に移動ができるようにする。

競技車のキャスターが小さいため、じゅうたんのような絡みつく床材は避けるべきである。

本稿ではパラリンピックに焦点を当てているが、できた施設はアスリート以外の障害のある人も使うことから、両者を見据えた設計が必要である。

○駐車場

多くの商業施設の車いす用駐車スペースに、車いす使用者以外が停めることが問題となっている。スポーツ施設でも同様で、駐車マナーの徹底が必要である。

運転席のドアをいっばいに開いて日常車に乗り移り、背後のドアから競技車や荷物を取り出すので、プレーヤーが使う駐車場では、背後と後方にスペースが必要である。

上記のような行動のため時間がかかるので、駐車場に屋根があるとよい。

日常車をコントロールしつつ競技車を押して行くので、自動車動線と歩行者動線は可能な限り分離したほうがよい。また屋内外とも照明を十分確保すべきである。

○水平移動

競技車はキャンバーがあるために全幅が極めて大きい。テニス用だと1mを超えるものも珍しくない。これらの車いすがすれ違うためには、選手エリアの通路有効幅は2.5m以上が必要だと考えられる。

○上下移動

横浜ラポールの地下駐車場からエレベーターホールまでは、折り返しのあるスロープでつながれている。身体能力の高い車いす使用者は競技車を押しながらも使えているが、一般の利用を考えると、このようなスロープによるアプローチは好ましくない。IPC ガイドでは20分の1（5%）を最もよいとして、主要な出入り口や施設はこれを守ることとしているが、駐車場、更衣室、競技レベル等が全部フラットで同じ平面であることが望ましい。やむを得ずスロープを設ける場合は、スロープの両側にある手すりが車いす使用者にも役立つとの声がある。

また日常車と競技車が共にエレベーターを利用しなければならない環境は避けるべきである。エレベーターに乗る場合、レーサータイプを日常車で押しながら入るとすると、奥行きが3m程度必要になる。箱が狭い場合、レーサータイプは立たせるという声もあるが、そうであっても、競技車+日常車が1セット乗るためには、奥行きが2mは必要である。2セット乗るためには、エレベーターは全開口（そで壁なし）の上で箱の幅が2m以上必要となる。また通り抜けタイプはスムーズな乗降に有効であるが、どちらが出口になるかで混乱する場合があるので、情報提供に工夫が必要である。

○トイレ、更衣室、シャワー室

通常ある性別の室のほかに、異性介助を想定して、独立した中性の室を設ける。この室の扉はプライバシーを確保するために内部から施錠できるものがよく、カーテン類ではなく引き戸がよい。更衣とシャワーを1室に入れてもよい。親子連れ等で来る人たちにとって、この中性の室は使い勝手がよく、今後も需要は増加するようである。

トイレ、更衣室には重度の人の仕様も想定して、更衣用の大人サイズのベッド、またはそれに類する更衣台が必要。また更衣室には休憩用のベンチが必要である。ベンチと更衣台を兼用してもよい。シャワー室での更衣も想定する場合は、シャワー室内に同様の更衣台を設置する。

シャワー室は、シャワー用車いすに乗り換えて使用する場合と、自分の車いすでアプローチしてシャワー室内のシートに移乗して使用する場合の2通りの使い方を想定するとよい。後者の場合、シャワーブース内に壁付けの跳ね上げシートを設けてもよいが、その場合はそのシートに座った状態で器具操作ができるような配置を行うとともに、移乗後に車いすを手で押し出し、水がかからないようにカーテンを引けるような動作を想定する。シャワーチェアを置く場合もあるが、上体を安定させるためには背もたれは必須であり、両側に肘掛があるとさらによりよい。ただ肘掛は移乗の際に邪魔になる場合があるので、跳ね上げられるか、着脱可能であるとよい。なお、これらの

シートはクッション性のあるものが望ましい。重度な人のことを考えて、寝転がったままでシャワーが浴びられるベッド状のものを置くのも一考である。

床にマットを敷く場合は、マット厚だけ床レベルが上がることを考慮した設計が必要。

トイレやシャワー室では床面の排水勾配によって、主輪が浮く場合があるため、トイレは乾式がよく、シャワー室では勾配や排水口の設定に注意が必要である。

トイレに関する「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(平成24年)では、車いす使用者用便房の出入り口有効幅員を80cm以上とし、90cm以上が望ましいとしているが、望ましいレベルにしてあってもトイレに入れない競技車が出てくる。調査では競技車で直接トイレに行くことの頻度は高くないが、行く場合はしくじっているなどの緊急事態であるから、競技車で利用は想定しておくべきである。IPCガイドでは95cmが最も良いとしている。

競技開始前は利用が集中することから、選手は混雑を避けて遠くのトイレを利用している場合があるので、控室近傍には中性の車いす用トイレを3か所以上設けるとともに、競技場すべての車いす用トイレや出入り口の開口部有効幅を95cm以上、テニス用車いすが使用すると想定される場所では110cm以上あることが望ましい。

また一般のトイレブースにおける有効開口幅は、日常車での利用を考えて70cm以上あることが望ましい。

オストメイトの増加等、スポーツ施設のトイレに求められる事項は一般に求められているものと同様なので、わが国がこれまでの経験で積み上げてきたものを活用することで多くのニーズに応えることができる。

便器は床置き式よりも壁掛け式がよく、車いすトイレの便器周りには様々な角度でアプローチできる空間が必要である。

練習中や試合中に、思わず腹圧がかかってしくじる場合があり、脱衣や清拭といった作業が必要となるので、車いす用トイレにベッドがあると安心できる。

○控室

試合等の場合はチームごとに控室が割り当てられ、そこが更衣室や車いす置場、用具置場となる。10名以上の選手が日常車と競技車を持ち込んで、移乗、作戦会議等を行うので、広さが重要である。また選手によっては更衣のためのベッドが必要な場合もある。

控室ごとに競技車で使用可能なトイレやシャワーがあるとよい。用途が類似しているので、更衣室を充ててもよい。

控室は施錠ができる必要がある。

スペースの問題で控室に入りきれないプレーヤーが出る場合があるので、控室、あるいはそれを想定する部屋の前の廊下幅は広く、またはロビー等に面しているとよい。

○コート

車いすバスケットボール、車いすラグビー等は、勢いのついたままでエンドラインに突進するため、エンドライン外側の空間を広くとる必要がある。4～5mは欲しいという声もあった。またその先の壁は、勢い余って激突しても安全のようにマット等で保護する必要がある。

サイドライン沿いは日常車と競技車の乗り換えがしやすく、練習時でも目が届くという点で、すぐれた車いす置場として活用されているので、サイドライン側も広めにとる。ただし、試合時には控室が車いすや用具置場になる。

床はタイヤ痕、松脂等で汚れやすく、また車いすの転倒で傷がつくこともあるので、これまで多用されている床材にこだわらず、車いすでの使用も考慮した新たな床材の調査や開発を行うべきである。

○その他設備

電動車いすが充電できるように、充電コーナーを設ける。

○誘導

視覚障害のある人のために、視覚障害者誘導用ブロックを外部から受付まで敷設する。受付から内部についてはそれぞれの施設の方針によるが、手すりによる誘導も有効である。また床に黄色等の、周辺とコントラストの強い線が引いてあれば、ロービジョンの方に有効である。誘導用ブロックは表面の凹凸が車いす使用者等から不評だが、近年は室内用として凹凸をできるだけなくした製品も開発されており、検討に値する。

○非常時

非常時には、一刻も早く非常時であることを伝え、避難経路を示すことが必要である。わが国では2005年に中部国際空港において、トイレの各ブースに非常時を示すフラッシュライトの設置が行われ、それ以降、一般商業施設等でも同様の整備が見られるようになった。この方法はスポーツ施設でも有効である。

選手の控室エリアは外部と遮断されたところが多く、避難の方向がつかみにくいことが考えられるので、非常口への誘導は十分に行う必要がある。煙等で天井付近が見

えにくくなる可能性があること、ロービジョンの人は目の高さが見やすいことを考えると、目の高さで床面に輝度の高い、コントラストのはっきりした避難方向サインを設置するとよい。また音声、音響による誘導も併用すべきである。

○情報

身近な施設のどこでもが安心して使えるだけのアクセシビリティを持っていない以上、どこの施設がどのような設備を持っているかといった情報が提供され、利用者が自分のニーズに合ったところを探することができるようにする必要がある。東京では地域の体育館のアクセス状況の情報として、「TOKYO 障スポナビ」(注3-5-2-1)があり、これを活用できれば利用者の集中を分散させることができるので、更に充実した情報提供が望まれる。

3-6-2 施設整備と共に考えるべきこと

○理解促進

わが国の障害者スポーツは、ほとんどが純粋なアマチュアで、日中は仕事等に忙しい人が夜間や週末の限られた時間で練習に励んでいる。彼らには周囲の支えが重要であるにもかかわらず、練習場からは、床が汚れる、傷む、さらには車いすだからダメといった理解のない理由で拒否され、結果として長時間の移動を強いられながら、限られた練習場を求めて各地を転々としている。新築でバリアフリーになったのに、きれいになったから拒否、といった本末転倒の事態も起こっている。また、理解のある練習場でも、競技スポーツとレクリエーションやリハビリ、健康維持活動との競合という別の問題を抱えている。

それぞれの地域にはスポーツ施設が整備されているのに、車いす競技は地元の施設を使わせてもらえない。ふだん見ることがないから、よけいに理解が深まらない。

まず、拒否は差別だという意識を定着させる必要がある。拒否しないことを前提として、床材の選定やメンテ方法を含めた総合的な対策を考えていく必要がある。

障害者スポーツへの親しみを持ってもらうことも重要で、歩ける人も車いすに座ればプレーヤーであり、車いすによるスポーツが障害のある人だけのものではなく、独立したスポーツ分野であるという切り口からの理解促進も有効だと考えられる。これはブラインドサッカー等の他のスポーツでも同様である。

屋外での練習が必要なレーサータイプの車いすは、スピードが速く、また車高の低さから気づかれにくく、更に夜間の練習となると、徒歩、ジョギング、自転車といった専用道のいずれでも練習しづらい状況である。一方でロードでの練習の大切さを訴

える声も強く、屋外の練習環境をどう整えるかは、環境整備を考える際に抜け落ちがちな視点である。

○人的サポート

車からの用具の積み下ろし等は利用者が準備すべきことであるが、事情によっては手配ができないこともある。そういった場合は施設のスタッフの助けが必要である。

また視覚障害のある人から誘導を求められた場合は、スタッフがサポートを提供する。

これらは障害者権利条約に言う合理的配慮である。

施設のハードとして、できるだけ自力でできる環境を作る。それでもカバーできない問題について人的サポートをどう提供するかは、施設運営上の基本的な考え方として検討されるべきである。

また非常時にスタッフが障害のある利用者に対してどのような支援を提供し、避難誘導をするかは、十分に計画され、訓練を重ねておくべき事項である。

○強化体制

限られた一流選手や一流チームにはスポンサーがつくこともあろうが、多くのプレーヤーは車いす、競技関連グッズ、遠征費等を自己負担で賄っている。練習場を借りる費用を節約するために公園で練習しているというブラインドサッカーからの声は、その状況を物語っている。全国組織が脆弱なところもあり、わが国の障害者スポーツの強化体制が十分でないことは、パラリンピックの成績がじり貧であることから明らかである。

チームスポーツでは健常者のスタッフが協力しているところも多いが、監督、コーチといった専門的な指導のできる人材が不足している。

これまでに述べた練習環境の整備の根幹に、長期的視野に立った強化体制の整備が求められている。今や、国際的な競技は、アマチュアの選手たちだけでは勝ち抜けないレベルなのである。

○遠征環境

強化に欠かせない遠征を支える物的環境は極めて貧しいと言わざるを得ない。近年は車いす対応の部屋のあるホテルも珍しくなくなってきたが、彼らが求めるビジネスホテルクラスの値段での選択肢は限られているうえ、あっても1室だけのところがほとんどで、チームでの宿泊には対応できない。これはわが国のバリアフリー法の問題でもあるが、海外に行くと特に車いす対応でなくても泊まれる部屋がたくさんあると

いう経験は、わが国のホテル設計の根幹に対する疑問である。IPC ガイドでは、アクセシブルな車いす専用客室を用意するのではなく、普通の客室で障害のある人を受け入れるという発想の転換を説いており、それがアクセシブルな客室の需要を減らすことにつながると述べている。

他の宿泊客と同料金を払いながら、入浴もできないという現状は、単に車いすだからというだけで片づけてはならない問題である。

第3章の注

(注3-1-1) 順位は金銀銅の順にメダル数の多い順である。ロンドン以前の夏季オリンピックでの成績は、北京8位、アテネ5位、シドニー15位、アトランタ23位。

(注3-3-4-1) 回答には頸髄、頸髄、頸椎、頸椎と様々な表記があったが、頸髄に統一した。

(注3-3-4-2) ブラインドサッカーは9名中2名のみの回答であったため、それぞれ1名の回答を記載した。

(注3-4-1-1) AXE：平成26年第16回日本選手権大会第3位

(注3-4-1-2) BLITZ：平成26年第16回日本選手権大会第2位

(注3-4-1-3) 車いすラグビーのプレーヤーに多い頸髄損傷では、発汗がほとんどない場合が多い。

(注3-4-1-4) 障害によっては自然な排便が困難で、日を決めて下剤等を使いながら排便している場合がある。

(注3-4-2-1) 埼玉ライオンズ：平成26年内閣総理大臣杯争奪第42回日本車いすバスケットボール選手権大会第4位

(注3-4-2-2) 伊藤俊之：横浜ラポール職員。車いすバスケットボールのプレーヤーとして、2度のパラリンピック出場経験を持つ。

(注3-4-3-1) 星義輝：もともとは車いすバスケットボールの選手でパラリンピック出場経験もあるが、テニスに転向し、わが国の車いすテニスのレジェンド的存在。

(注3-4-3-2) 竹田有治：トップ選手として活躍したのち、2009年に現役を引退。現在は会社経営のかたわら、ジュニア育成などに協力している。

(注3-4-4-1) 秋元妙美：ロンドンパラリンピックにボッチャの日本代表として出場。北京パラリンピックの際は、NHKに解説者として出演。

(注3-4-5-1) 千葉祇暉：ヒューマンデザインクリエイティブ株式会社代表取締役（補助器具販売等）。一般社団法人日本チャレンジドアスリート協会代表理事（障害のある競技者の支援）、NPO パラエティククラブジャパン代表理事（子どもたちを支援する国際組織）といった多彩な社会活動を展開。アスリートとしてパルセロナ、アトランタ、シドニーと3回のパラリンピックに出場したほか、多くの国際大会への出場経験を持つ。

(注3-4-6-1) 寺西一：日本ブラインドサッカー協会職員として、広報や企業研修等を行っている。強化指定選手でもある。

(注3-5-2-1) TOKYO 障スポナビ：<http://tokyo-shospo-navi.info/facilities/search>

第3章の文献

(文3-3-4-1) 「付録 Overview of the Summer Paralympic Games」『日本財団パラリンピック研究会 紀要 Vol.1』, P.86, 2015年

(文3-4-1-1) 日本パラリンピック委員会, 競技紹介, パラリンピック夏季大会, ウィルチェアーラグビー

<http://www.jsad.or.jp/paralympic/sports/wheelchair-rugby.html>

- トレーニング情報局, ウィルチェアラグビー (車椅子ラグビー) のルール
<http://www.weed-y.com/wheelchairrugby.html#iti>
- (文3-4-2-1) 日本車椅子バスケットボール連盟, JWBF とは, 車椅子バスケットボールのルール
<http://www.jwbf.gr.jp/about/rule.php>
日本パラリンピック委員会, 競技紹介, パラリンピック夏季大会, 車椅子バスケットボール
<http://www.jsad.or.jp/paralympic/sports/wheelchair-basketball.html>
トレーニング情報局, 車椅子バスケットボールのルール
<http://www.weed-y.com/wheelchairbasketball00.html>
- (文3-4-3-1) 日本車いすテニス協会, 車いすテニスルール, ITF ハンドブック2008年版 日本語訳
http://www.jwta.jp/pdf/ITFhandbook2008_20081004.pdf
日本パラリンピック委員会, 競技の紹介, パラリンピック夏季大会, 車いすテニス
<http://www.jsad.or.jp/paralympic/sports/wheelchair-tennis.html>
- (文3-4-4-1) 日本ボッチャ協会, ボッチャとは?
http://japan-boccia.net/how_to_boccia.html
日本ボッチャ協会, ルール, BISFed ルール2013日本語版
http://japan-boccia.net/BISFed_Final_Boccia_Rules_Dec_4_Japanese.pdf
日本パラリンピック委員会, 競技紹介, パラリンピック夏季大会, ボッチャ
<http://www.jsad.or.jp/paralympic/sports/boccia.html>
- (文3-4-5-1) 日本パラ陸上競技連盟, パラリンピック情報, 2016パラリンピックメダル種目一覧表 (予定)
http://jaafd.org/html/pdf/london/20131118_rio.pdf
International Paralympic Committee, Sports, Summer games, IPC Athletics, Classification
<http://www.paralympic.org/athletics/classification>
日本パラリンピック委員会, 競技紹介, パラリンピック夏季大会, 陸上競技
<http://www.jsad.or.jp/paralympic/sports/athletics.html>
大分国際車いすマラソン, 車いすマラソンとは, レーサー
<http://www.kurumaisu-marathon.com/contents/marathon/marathon001.html>
- (文3-4-6-1) 日本ブラインドサッカー協会「ブラインドサッカーのルール」
http://www.b-soccer.jp/aboutbs/aboutbs_2
日本パラリンピック委員会, 競技紹介, パラリンピック夏季大会, 5人制サッカー
http://www.jsad.or.jp/paralympic/sports/football_5-a-side.html

第4章 研究のまとめ

本研究では、オリンピック・パラリンピックにおける障害のある人に対するアクセシビリティについて、第2章では観客の立場という視点から、第3章では競技者の立場という視点から、調査、分析した。

観客の立場での検討では、IPCガイドとの比較によってわが国のバリアフリー法の問題点が噴出した感がある。

バリアフリー法が持っている障害者観や障害のある人の暮らしについてのイメージが、「他の者との平等」という障害者権利条約が掲げる目標と大きく乖離していること、競技場の観客席や学校の教室など、その施設において最も重要な機能を持つ部分に対してのアクセシビリティが、バリアフリー法の整備対象に含まれていないこと、アクセシブルな席の比率やサイトラインといった、英米ではとっくに実現されている事項が全く考慮されてきていないこと、それらの結果として、なぜアクセシビリティが必要なのか、この法によってどのような暮らしを実現しようとしているのかといった、バリアフリー法の根幹に置かれるべき問いに対する答えが示されていないことなど、IPCガイドによって多くの問題があぶり出された。

これらはどれも深刻な問題であり、真剣な議論ののちに法改正までつながっていく必要のある事項である。

競技者の立場での検討では、練習の場を確保するだけでも大変であること、それらの原因の多くが貸し手である施設側の無知や偏見によるものであること、強化体制の貧弱さによって競技者に大きな自己負担が生じていること、監督やコーチといった指導者が不足していること、遠征時に安心して泊まることができる宿泊施設がないことなど、海外と競い合うだけの社会的基盤がまったく不十分であることが明らかとなった。

以上、第2章、第3章とも、解決すべき問題点の多さにたじろぐほどであるが、極めて重要な点として、これらの問題を一過性のものにしてはならないということを指摘しておきたい。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックをゴールにして、何らかの結果を残さなければならぬのは当然であるが、問題は今後の私たちの社会にどのような影響力を残しうるか、オリンピック・パラリンピックを機会にわが国がどのように変わりうるか、ということである。

わが国は短期的な目標に対して、ことにそれがオリンピック・パラリンピックといっ

た国際的な大イベントである場合には、社会を挙げて真剣に取り組み、一定の成果を上げることができるだろう。しかしその大イベントが終わった後も、障害のある人はこの社会で暮らし続けていくわけだから、オリンピック・パラリンピックを機会に生まれた機運を衰えさせることなく、後に継承、発展させることが重要である。

問題を競技場や競技者に矮小化することなく、あるいはオリンピック・パラリンピックという非常時の対策として、一過性のものに終らせることなく、必要な法は改正したり新たに制定したり、あるいは長く継続するための体制を構築したり、社会が共通の目標だと認識し取り組むことができるような仕組みが必要である。

解決すべき事項はたくさんある。それを照らし出し、私たちの目の前に示してくれるという点において、オリンピック・パラリンピックはまたとない機会を与えてくれるし、IPCガイドは私たちの現在の姿を映し出す優れた鏡である。

この機会をどれだけ生かすことができるかは、私たち自身に投げかけられた問いかけであり、私たちの力量が試されているのである。

<謝辞>

この研究は日本財団パラリンピック研究会、前田有香と東洋大学、川内美彦の共同研究である。この研究のためにアンケート、インタビュー、施設見学、記録内容のチェック等にご協力いただいた競技者、施設関係者のかたがたに深く御礼を申し上げるとともに、明らかとなった諸問題に継続して取り組んでいくことを誓って、この研究を終わりたい。

Accessibility of Sporting Venues for People with Disabilities: Accessibility as Spectators and Athletes

Summary

Yoshihiko KAWACHI

(Toyo University)

Yuka MAEDA

(Nippon Foundation Paralympic Research Group)

In Japan, disability sport has been viewed as a form of treatment or rehabilitation for the sick and wounded, but this perception is gradually changing, and an increasing number of people are enjoying disability sport purely as sport. However, there is a lack in both quality and quantity of sports facilities accessible to people with disabilities. The UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities, which Japan ratified in 2014, emphasizes 'equality with others' as a core value. Yet, in terms of disability sport, such equality is far from being realized. In this context, the 2020 Tokyo Paralympics will be an ideal opportunity for expanding the scope of disability sport in Japan.

In order to expand, it is necessary to increase the number of people interested in disability sport, and to build an accessible environment. However, only a limited number of sporting facility projects have been planned with disability sport in mind. Without changes being made, 'equality with others' will not be realized.

Based on these issues, this study examines the current environment surrounding disability sport, and aims to propose a set of recommendations that will eliminate barriers in the sporting environment and contribute to the promotion of disability sport.

The study focuses on accessibility for disabled people participating in sports as spectators or athletes. Data on current conditions has been gathered based on interviews and on-site research, and the study considers elements such as design standards in and outside Japan for evaluation and comparison.

The IPC Accessibility Guide, compiled by the International Paralympic Committee,

includes accessibility standards for the participation of disabled people as spectators. Since Great Britain and the United States have already put these standards into practice, the study has gathered examples from these countries and compares them with conditions in Japan. This confirms that the standards set out in Japanese barrier-free law are still far from the spirit of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities, and fails to reflect the principle of 'equality with others.'

In terms of accessibility for disabled people participating as athletes, the study shows that they train under considerable strain resulting from inadequate practice environments, training programs, and understanding of facility operators.

A fundamental approach, including amending laws and building a new framework, must be taken to resolve these issues. The 2020 Tokyo Paralympics should not be the end goal. It is important that resolving these issues becomes a goal in all areas of society, and that positive changes are maintained and built on beyond the 2020 Paralympics.

執筆者

- 川内 美彦 東洋大学ライフデザイン学部人間環境デザイン学科 教授 (2008年-)
東京都福祉のまちづくり推進協議会 委員 (2004年-)
国土交通省公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン検討委員会 委員 (2012年)
内閣府障害者政策委員会 専門委員 (2012-2013年)
- 前田 有香 日本財団パラリンピック研究会 研究員

Authors

Yoshihiko KAWAUCHI, Ph. D.

Professor, Toyo University, Faculty of Human Life Design,
Department of Human Environment Design (2008-)

Member, the Accessibility Committee of the Tokyo Metropolitan
Government (2004-)

Member, Transportation Accessibility Guidelines Committee of
the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
(2012)

Member, Committee of Policies for the People with Disabilities of
the Cabinet Office (2012-2013)

Yuka MAEDA Research Fellow, Nippon Foundation Paralympic Research Group

日本財団パラリンピック研究会紀要 第2号 (別冊)

2015年5月発行

発行者 日本財団パラリンピック研究会
〒107-0052 東京都港区赤坂1-3-5 赤坂アビタシオンビル4階
電話：03-5545-5991 Fax：03-5545-5992
URL: <http://para.tokyo/>

The Journal of the Nippon Foundation Paralympic Research Group Vol. 2 (Special Supplement)

Published in May 2015

Publisher Nippon Foundation Paralympic Research Group
1-3-5-4F, Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052 Japan
Tel: +81-(0)3-5545-5991 Fax: +81-(0)3-5545-5992
URL: <http://para.tokyo/english/>

ISSN 2189-1672

The Nippon Foundation Paralympic Research Group

Journal of the Nippon Foundation Paralympic Research Group